阿 見 町 議 会 会 議 録

令和２年第４回定例会

（令和２年12月１日～12月15日）

阿　見　町　議　会

令和２年第４回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示……………………………………………………… ４９
◎会期日程……………………………………………………… ５０
◎第１号（１２月１日）……………………………………… ５３
○出席，欠席議員……………………………………………… ５３
○出席説明員及び会議書記…………………………………… ５３
○議事日程第１号……………………………………………… ５５
○開　会………………………………………………………… ５６
・会議録署名議員の指名…………………………………… ５６
・会期の決定………………………………………………… ５６
・諸般の報告………………………………………………… ５７
・議案第９４号から議案第９７号（上程，説明，質疑，委員会付託）…… ５８
・議案第９８号から議案第１０３号（上程，説明，質疑，委員会付託）…… ５９
・議案第１０４号（上程，説明，質疑，委員会付託）…… ６３
・請願第４号（上程，委員会付託）……………………… ６５
・請願第５号（上程，委員会付託）……………………… ６５
・阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の中間報告……… ６５
○散　会………………………………………………………… ６７

◎第２号（１２月２日）……………………………………… ６９
○出席，欠席議員……………………………………………… ６９
○出席説明員及び会議書記…………………………………… ６９
○議事日程第２号……………………………………………… ７１
○一般質問通告事項一覧……………………………………… ７２
○開　議………………………………………………………… ７３
・一般質問…………………………………………………… ７３
平岡　　博…………………………………………………… ７３
高野　好央…………………………………………………… ７９
落合　　剛…………………………………………………… ８５
難波千香子…………………………………………………… ８９
○散　会………………………………………………………… １０４

◎第３号（１２月３日）……１０５
○出席，欠席議員……１０５
○出席説明員及び会議書記……１０５
○議事日程第３号……１０７
○一般質問通告事項一覧……１０８
○開　議……１０９
・一般質問……１０９
海野　　隆……１０９
紙井　和美……１２６
栗田　敏昌……１４０
栗原　宜行……１４８
○散　会……１６５

◎第４号（１２月４日）……１６７
○出席，欠席議員……１６７
○出席説明員及び会議書記……１６７
○議事日程第４号……１６９
○一般質問通告事項一覧……１７０
○開　議……１７１
・一般質問……１７１
川畑　秀慈……１７１
飯野　良治……１８９
永井　義一……２０２
柴原　成一……２１５
・休会の件……２１８
○散　会……２１８

◎第５号（１２月１５日）……２１９
○出席，欠席議員……２１９
○出席説明員及び会議書記……２１９
○議事日程第５号……２２１

○開　議……２２２
・議案第９４号から議案第９７号（委員長報告，討論，採決）……２２２
・議案第９８号から議案第１０３号（委員長報告，討論，採決）……２２４
・議案第１０４号（委員長報告，討論，採決）……２３０
・請願第４号（委員長報告，討論，採決）……２３１
・請願第５号（委員長報告，討論，採決）……２３２
・意見書案第５号（上程，説明，質疑，討論，採決）……２３３
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査……２３５
○閉　会……２３５

第 4 回 定 例 会

阿見町告示第２４４号

令和２年第４回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年１１月１６日

阿見町長　　千　葉　　繁

１　期　日　　令和２年１２月１日

２　場　所　　阿見町議会議場

令和２年第４回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	12月１日	（火）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第２日	12月２日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問（４名）
第３日	12月３日	（木）	午前10時	本会議	・一般質問（４名）
第４日	12月４日	（金）	午前10時	本会議	・一般質問（４名）
第５日	12月５日	（土）	休　　会		・議案調査
第６日	12月６日	（日）	休　　会		・議案調査
第７日	12月７日	（月）	午前10時	委員会	・総　　務（議案審査）
			午後２時	委員会	・民生教育（議案審査）
第８日	12月８日	（火）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第９日	12月９日	（水）	休　　会		・議案調査
第10日	12月10日	（木）	休　　会		・議案調査

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第11日	12月11日	（金）	休　　会		・議案調査
第12日	12月12日	（土）	休　　会		・議案調査
第13日	12月13日	（日）	休　　会		・議案調査
第14日	12月14日	（月）	休　　会		・議案調査
第15日	12月15日	（火）	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第　1　号

〔 12 月 1 日 〕

令和２年第４回阿見町議会定例会会議録（第１号）

令和２年１２月１日（第１日）

○出席議員

１番	久保谷　　充　君
２番	落　合　　剛　君
３番	栗　田　敏　昌　君
４番	石　引　大　介　君
５番	高　野　好　央　君
６番	樋　口　達　哉　君
７番	栗　原　宜　行　君
８番	飯　野　良　治　君
９番	野　口　雅　弘　君
１０番	永　井　義　一　君
１１番	海　野　　隆　君
１２番	平　岡　　博　君
１３番	川　畑　秀　慈　君
１４番	難　波　千香子　君
１５番	紙　井　和　美　君
１６番	柴　原　成　一　君
１７番	久保谷　　実　君
１８番	吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　　長	千　葉　　繁　君
副　町　長	坪　田　匡　弘　君
教　育　長	湯　原　正　人　君
町長公室長	小　口　勝　美　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
収納課長	平岡正裕君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
国保年金課長	武井浩君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	小林俊英君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和２年第４回阿見町議会定例会

議事日程第１号

令和２年１２月１日　午前１０時開会・開議

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第９４号　阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について

議案第９５号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第９６号　阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第９７号　阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第９８号　令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）

議案第９９号　令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議案第１００号　令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１０１号　令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第１０２号　令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）

議案第１０３号　令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第６　議案第１０４号　財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）

日程第７　請願第４号　身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願

日程第８　請願第５号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

日程第９　阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の中間報告について

午前１０時００分開会

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，ただいまから令和２年第４回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君）　日程第１，会議録署名議員の指名について，本定例会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定によって，

５番　　高　野　好　央　君

６番　　樋　口　達　哉　君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては，去る11月24日，議会運営委員会が開かれ協議されましたので，その結果について議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君）　皆さん，おはようございます。

それでは，会期の決定の件について御報告いたします。

令和２年第４回定例会につきましては，去る11月24日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は６名で，執行部から総務課長の出席をいただいて審議をいたしました。

会期は本日から12月15日までの15日間で，日程につきましては，本日，本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

２日目，12月２日は午前10時から本会議で一般質問，４名。

３日目，12月３日は午前10時から本会議で一般質問，４名。

４日目，12月４日は午前10時から本会議で一般質問，４名。

５日目から６日目までは休会で議案審査。

７日目，12月７日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後２時から民生教育常任委員会。

８日目，12月８日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

９日目から14日目までは休会で議案審査。

15日目，12月15日は最終日となりますが，午前10時から本会議で，委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたしまして，御報告といたします。

○議長（久保谷充君）　お諮りいたします。本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から12月15日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，会期は本日から12月15日までの15日間と決しました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君）　次に，日程第３，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は，町長提出議案第94号から議案第104号のほか，身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願，教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願，以上13件であります。

次に，本日までに受理した陳情等は，人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望の１件です。内容は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，本定例会に説明員として地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた者は，お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に，閉会中における委員会，協議会等の活動状況は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，令和２年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について，11月30日付で町長から報告がありました。内容は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第９４号　阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について

議案第９５号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第９６号　阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第９７号　阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第４，議案第94号，阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について，議案第95号，阿見町介護保険条例の一部改正について，議案第96号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正について，議案第97号，阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について，以上４件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。

本日は，令和２年第４回定例会を招集しましたところ，議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただき，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第94号から議案第97号までの条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

議案第94号の阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について及び議案第95号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は，令和２年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い，延滞金の割合の特例について所要の改正を行うものであります。

議案第96号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は，地方税法施行令の一部改正に伴い，所要の改正を行うものであります。主な内容としましては，個人所得課税が見直しされることに伴い，所得情報により判定を行っている国民健康保険税の軽減措置について軽減判定基準を改正し，国民健康保険税について不利益が生じないようにするものであります。

議案第97号の阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は，議案第94号及び95号と同様に，令和２年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い，延滞金の割合の特例について所要の改正を行うものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げ

ます。以上になります。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお，本案４件については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第94号から議案第97号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

総務常任委員会及び民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る12月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第９８号　　令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）

議案第９９号　　令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議案第１００号　令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１０１号　令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第１０２号　令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）

議案第１０３号　令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（久保谷充君）　次に，日程５，議案第98号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号），議案第99号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号），議案第100号，令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号），議案第101号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号），議案第102号，令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号），議案第103号，令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号），以上６件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第98号から議案第103号までの令和２年度一般会計ほか５件の補正予算について，提案理由を申し上げます。

議案第98号，一般会計補正予算は，既定の予算額に１億7,480万7,000円を追加し，歳入歳出それぞれ226億801万7,000円とするものであります。

２ページの第１表，歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金では，総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。

第17款県支出金では，民生費県補助金で地域医療介護総合確保基金事業補助金を増額。

第21款繰越金では，財源調整のため前年度繰越金を増額するものであります。

次に，３ページからの歳出について，主なものを申し上げます。

第２款総務費では，文書広報費で予科練ＰＲムービー制作の委託料を新規計上。

第３款民生費では，老人福祉費で地域医療介護総合確保基金事業補助金を増額。

第４款衛生費では，予防費で高齢者等ＰＣＲ検査委託料を新規計上。

第７款土木費では，都市計画総務費で都市計画基本図等作成業務委託料を新規計上。

第９款教育費では，中学校費の学校管理費で電子黒板の購入費を新規計上するものであります。

５ページの第２表，債務負担行為については，議会だより印刷製本業務ほか９件について，３月までに契約を締結するため，債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。

議案第99号の国民健康保険特別会計補正予算は，既定の予算額に847万3,000円を追加，歳入歳出それぞれ49億840万7,000円とするものであります。

主な内容は，国民健康保険事業費納付金で介護納付金分を増額，財源として前年度繰越金を増額するものであります。

議案第100号，介護保険特別会計補正予算は，既定の予算額に2,543万円を追加，歳入歳出それぞれ33億8,309万3,000円とするものであります。

主な内容は，諸支出金で国庫支出金等返還金を増額，財源として国庫支出金，一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第101号，後期高齢者医療特別会計補正予算は，既定の予算額に2,720万9,000円を追加，歳入歳出それぞれ10億2,721万2,000円とするものであります。

主な内容は，広域連合納付金で保険料納付金，保険基盤安定納付金を増額する一方，療養給付費等負担金を減額，財源として保険料，一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第102号，阿見町水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は，水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出について1,000円を増額するものであります。その内容は，職員給与関係経費を増額するものであり，水道事業会計予算第６条に定めた職員給与費について，あわせて増額するものであります。

議案第103号，阿見町下水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は，下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入について92万6,000円を減額，収益的支出について731万8,000円を増額するものであります。その内容としましては，下水道事業に係る職員給与関係経費を増額し，その財源として他会計補助金を増額するもの及び収益的収支とともに令和元年度決算による固定資産の確定に伴い，収入で他会計補助金の増額及び長期前受金戻入額を減額，支出で減価償却費を増額するものです。

次に，下水道事業会計予算第４条に定めた資本的収支について１万1,000円を減額するものであります。その内容としましては，建設改良事業に係る職員給与関係経費を減額するもので，その財源として他会計補助金を減額するものであります。

下水道事業会計予算第８条に定めた職員給与費，第９条に定めた他会計からの補助金についても，職員給与関係経費の増額に合わせて増額するものであります。

また，令和元年度決算確定に伴い，下水道事業会計予算第４条各補填財源の額，第４条の２特例的収入及び支出，第10条利益剰余金の処分の変更及び予定開始貸借対照表など，予算に関する説明書を変更しております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお，本案６件については，委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　おはようございます。一般会計の補正予算（第７号）についてなんですけれども，ページ数で11から12ページに係るところですね。この中の総務管理費の中の７番の財産管理費の中の1111財産管理費ですね。

この間ちょっと，この前，全協で説明のあったコロナ関係での臨時交付金のやつが12月の補正でどうなっているのかをちょっと見ていたんですけれども，この部分だけちょっとね，金額的に……。この前の全協の資料でいいますと，168万9,000円がコロナの臨時交付金として事業費として充てられているかと思うんですけども，この部分で需用費と，あとその下の1112の庁

舎維持管理費，この辺が関わってくるんじゃないかと思うんですけども，その辺，どちらにどのぐらいの金額という内訳が分かればお願いします。
○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。
○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。
主にですね，財産管理費でございますけれども，財産管理費のほうの消耗品でございますが，新型コロナウイルス感染予防対策ということで，アクリル板の購入ということで御説明をさせていただいていると思いますが，アクリル板につきましては全部で25枚を購入する予定でございまして，22万4,400円ということで計上させていただいております。
それと，庁舎維持管理費でございますが，やはりこれは新型コロナウイルス感染予防対策ということで消耗品費になりますけれども，除菌消臭剤，それからビニールシート，これは透明ビニールを庁舎内のほうで各窓口等に設置しておりますが，そのビニールシート，それからウエルパスということで，合計しますと146万4,100円ということで計上してございます。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　ごめんなさいね。すみません，アクリル板が22万4,400円ですよね。そっか。ちょっと，これは財産管理費の1111の中で122万4,000円のうち22万4,400円，まあ似たような数字なんですけども，22万4,400円がアクリル板としてこの1111に入って，それ以外のところで，1112の庁舎維持管理費でビニールシートとかそういった除菌のやつで。ああ，ごめんなさい。そこ，金額はいくらでしたっけ。ちょっと聞き忘れちゃって。すいません。
○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。
○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。
前段の部分につきましてはおっしゃるとおりでございまして，後段のほうの庁舎維持管理費の消耗品につきましては146万4,100円でございます。が消耗品費ということで計上してございます。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　はい，すみません。というと今の２つを合わせて，ちょっと今ぱっと計算機がないんであれですけども，この事業費の中の168万9,000円になるという形でいいわけですね。
○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。
○総務部長（佐藤哲朗君）　コロナ対策費ということでございますと，そういう形になります。
○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（久保谷充君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第98号から議案第103号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上，来る12月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第１０４号　財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第６，議案第104号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第104号の財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）について提案理由を申し上げます。

本案は，令和２年第１回定例会において議決をいただいた，入学祝い品であるランドセル購入の売買契約に関して契約金額に変更を要するため，阿見町契約規則第37条第１項の規定により変更契約を締結するものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

変更した内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　おはようございます。委員会で……。分かりました。
○議長（久保谷充君）　同じ委員会か。
○８番（飯野良治君）　すみません，前回も私はこの件について質問をしたので，ちょっと質問をしたいなと思ったんですけども，委員会でやるということなんで，すみません。
○議長（久保谷充君）　委員会でしてください。
ほかに質疑はございませんか。
17番久保谷実君。
○１７番（久保谷実君）　これ，１つだけ確認ですけれども，この変更というのは町側が変更しようと言ったのか，あるいは子供たちが変更してほしいと言ったのか，どっちなんですか。
○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。
○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
子供さん方，それから保護者さんのほうからの御要望を受けまして，変更をさせていただいたということでございます。
○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。
○１７番（久保谷実君）　その子供とか保護者のほうから要望があったと。一番大きな理由は何ですか。
○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。
○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
大きな理由としてはですね，メーカーさんのほうでは，女の子用はこのピンクであったりとか水色であったりとか紫であったりとかっていうふうに，決め打ちでラインで作っているものなんですけれども，一応全色を御提示しまして御希望を伺ったところ，男の子も要するに水色が欲しかったり紫が欲しかったりという，そういう御要望がありまして，で，そこには当初メーカーのほうではハートのマークがついているということで，このハートマークを取ってもらえないかと。そういうようなことがありまして，同じような形で，男子用と同じような既存の，その何ていうんですかね，金具を付け替えたと，そのような状況でございます。
○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（久保谷充君）　これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第104号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上，来る12月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第４号　　身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第７，請願第４号，身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願についてを議題といたします。

本案については，会議規則第92条第１項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上，来る12月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第５号　　教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第８，請願第５号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本案については，会議規則第92条第１項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上，来る12月15日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の中間報告について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第９，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の中間報告について。

本案につきましては，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会に付託されている案件であります。

委員長より，委員会の中間の報告を求めます。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，命により，阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会の中間報告について御報告申し上げます。

お手元の資料，中間報告書を御参照願います。

阿見町議会議長久保谷充殿。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する中間報告書。

令和２年12月１日。

阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会委員長栗原宜行，副委員長飯野良治ほか16名。

１，調査の経過，中間。

第１回のですね，調査委員会を９月の10日に行いました。

協議につきましてはですね，まず今後の進め方についてということで，再編実施方針に基づく対応は適切であったのか。阿見町立学校再編計画は適切であったか。最終決定された事項は町民に対し丁寧に説明されたか。以上３点についてですね，調査項目とし決定をいたしました。

２，執行部に求める資料につきましては，第１期阿見第二小学校検討委員会資料及び会議録ほか14件について，資料を求めました。

第２回目を10月の29日に行いまして，再編実施方針に基づく対応についての検証をいたしました。検証の結果，緊急中間提言を提出することを決定いたしました。

第３回，11月の24日に行い，緊急中間提言の提出について，その提言の内容を取りまとめました。

２，緊急中間提言の提出について，別紙のとおり提言書を提出をするということで，委員会につきましては調査を行いました。

続いて，本委員会では，報告書のほか，提言書を今申し上げましたとおり作成いたしました。朗読によって説明いたします。

提言書。

令和２年12月１日，阿見町議会。

令和元年12月，阿見第二小学校地区より，統合の計画を見直して阿見第二小学校を存続させることを求める要望書が阿見町に提出され，令和２年８月19日，阿見第二小学校検討委員会が新たに設置されました。

しかし，阿見第二小学校は既に再編実施方針に基づき統合に向けスタートしているため，議会としても，阿見第二小学校の統合に関し，事実関係を再度整理，調査検証するため，令和２年第３回定例会において，阿見町議会委員会条例第４条に基づき，阿見町立阿見第二小学校の統合について調査検証特別委員会を設置しました。

この調査の過程で，来年入学を迎える新入学児童の保護者の方から不安や心配の声が寄せられているため，以下の内容について緊急提言をするものです。

記。

１，新入学児童の保護者が同学年の情報を得られるのが令和３年２月頃開催される学校説明会と遅いため，阿見小学校，阿見第二小学校両校に入学する児童の保護者に対し，入学児童数等の情報を前もって発信するよう努められたい。

２，学校再編に伴う指定校変更の申請期限が過ぎているが，保護者からの就学先等の相談には柔軟に対応されたい。

３，指定校変更制度は，当初計画のとおり令和４年度も継続するよう努められたい。

４，令和３年度指定校変更制度を利用し，阿見小学校に通学する児童数が全員で46名になることから，保護者の送迎による負担を解消し，安全に十分配慮した児童の登下校対策を早急に講じられたい。

以上，提言申し上げます。

提言書は議長より町に提出する予定であります。執行部におかれましては，速やかな御検討をお願い申し上げ，委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午前１０時３８分散会

第　　2　　号

〔 12 月 2 日 〕

令和２年第４回阿見町議会定例会会議録（第２号）

令和２年１２月２日（第２日）

○出席議員

１番	久保谷　　充　君
２番	落　合　　剛　君
３番	栗　田　敏　昌　君
４番	石　引　大　介　君
５番	高　野　好　央　君
６番	樋　口　達　哉　君
７番	栗　原　宜　行　君
８番	飯　野　良　治　君
９番	野　口　雅　弘　君
１０番	永　井　義　一　君
１１番	海　野　　隆　君
１２番	平　岡　　博　君
１３番	川　畑　秀　慈　君
１４番	難　波　千香子　君
１５番	紙　井　和　美　君
１６番	柴　原　成　一　君
１７番	久保谷　　実　君
１８番	吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　　長	千　葉　　繁　君
副　町　長	坪　田　匡　弘　君
教　育　長	湯　原　正　人　君
町長公室長	小　口　勝　美　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
人事課長	青山広美君
防災危機管理課長	白石幸也君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	小澤勝君
健康づくり課長	佐川廣子君
都市計画課長	林田克己君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君
学校教育課長	小林俊英君
図書館長	遠藤康裕君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和２年第４回阿見町議会定例会

議事日程第２号

令和２年１２月２日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和２年第４回定例会

一般質問１日目（令和２年１２月２日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．平岡　　博	１．つくば霞ヶ浦りんりんロードに対する町の基本姿勢について	町　　長
２．高野　好央	１．「自殺対策基本法」の阿見町の取り組みについて	町　　長
３．落合　　剛	１．コロナウイルス感染症の現状と今後の課題について	町長・教育長
４．難波千香子	１．障害福祉の支援強化・地域共生社会の実現について ２．３歳６か月児健診における弱視早期発見について ３．読書環境の充実について	町長・教育長 町　　長 教　育　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承を願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を30分といたしますので，御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は，町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，12番平岡博君の一般質問を行います。

12番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔１２番平岡博君登壇〕

○１２番（平岡博君）　それでは，おはようございます。

滑舌が悪いので，ちょっとマスク外させてもらって。それでは，通告に従い一般質問させていただきます。

まず，今般の新型コロナウイルスの感染拡大により，罹患された皆様，御家族の方にお見舞いを申し上げますとともに，医療関係者の御尽力，熱意や勇気に敬意を表したいと思います。

新型コロナにつきましては，感染拡大の第３波到来とも言われ，茨城県においては，対策指数をＳｔａｇｅ３に引き上げ，拡大防止策の強化を図っておるところです。患者は阿見町でも

相当数発生しており，冬の厳冬期を控え今後に予断を許さないところとなっています。そういう中で，ウィズコロナと言うのですが，警戒怠りなくコロナと向き合い，日々の生活，経済活動，学業に励んでいくんだという覚悟というか，姿勢に立って暮らしが始まっています。

今回はそういったウィズコロナ時代における活動の場を，当町がどのように提供していけるか，そういう趣旨で質問をいたします。

さて，皆さんはナショナルサイクルルートを御存じでしょう。国土交通省がサイクルツーリズムの推進のため創設したもので，昨年初めて滋賀県琵琶湖の周遊ルート，瀬戸内海のしまなみ海道サイクリングロードと並んで，茨城県のつくば霞ヶ浦りんりんロードが選ばれています。つくば霞ヶ浦りんりんロードは，旧筑波鉄道の廃線跡と霞ヶ浦を周回する湖岸道路を合わせた全長約180キロのサイクリングコースです。この売込みには県，特に大井川知事を先頭に力を入れており，実際そのかいあって利用者が格段に増え，しかも広域から集客していると聞き及びます。

お隣の土浦駅跡地利用化もなかなか決まらなかった，あの駅ビルにも星野リゾートがサイクリング客向けのホテルを開設し，コロナ禍にもかかわらず客足を伸ばしているそうです。このりんりんロード，北浦部分を除くと11市町村にまたがるルートが設定されており，当町もその一翼を担っています。しかし，その活用にいま一つ積極的になり切れていない。このことは前回の質問で明らかにしました。

広域からやってきたサイクリング客は，電車や車に自転車を積んでやってきます。輪行といいます。土浦駅まで来ると自転車を組み立て，筑波山方面に向かうか，霞ヶ浦を右回りにかすみがうら方面に向かうか，左回りに阿見町方面に向かうかの３ルートがあるわけですが，このうち右回りルートの充実ぶりが目立ちます。

土浦市は川口の土浦新港，隣にりんりんスクエア土浦を造りました。駐車場が併設された乗換え基地は休息施設，トイレ，シャワー室まであります。ここを出ると，霞ヶ浦大橋までほぼ一般道路を通らずに，湖岸堤を利用した道路を通行できます。自転車専用道ではありませんが，自動車用と通行区分された区間も設けられています。途中，歩崎には休息施設もあります。今年から土浦新港・歩崎公園間には，不定期ではございますが遊覧船が就航し，これに自転車を積んで輪行するスタイルも取り入れられました。

これが左回りルートでは，桜川から湖岸に出て霞ケ浦総合運動公園を超えて花室川まで湖畔の道路を走るのですが，阿見町に入って花室川にぶつかると，霞ヶ浦高校のところで国道125号線に出なければなりません。予科練平和記念館のところまで約600メートル，車道の左側を通行します。道交法上，自転車は原則車道通行なので，歩車道区分があったとしても，あそこの狭隘な道路は大変危険ということを，前回指摘をしました。

結局，自衛隊土浦駐屯地，武器学校を避けて通らねばならないということが，まさに隘路になっているわけです。私は自衛隊の所在を誇りに思い，その活動に敬意を払うものですが，何とか活路を見いだせないものか，私なりに調査研究をしてきました。

そこでまず，町の基本的な立ち位置からおさらいをしてみたいと，質問項目を幾つか整理してきました。

当町は，平成27年度策定の阿見町都市計画マスタープランで10の重点プロジェクトの１つとして，豊かな自然をランクアップする霞ヶ浦の活用を取り上げ，霞ヶ浦湖畔の散策路，桜並木の整備，サイクリングロードの整備を推進しますと書いています。以後どうなったのでしょうか。目に見える進展はないように思います。つくば霞ヶ浦りんりんロードの設定，そしてナショナルサイクルルートへの選定を経て，このプロジェクトの位置づけを改めて明確にしてほしいと考えます。

質問の要点は，まず以下の３点です。

１，まちづくりにおける位置づけ，積極的な活用を明記し，利用促進を図る施策を打ち出す用意があるか。

２，道路計画上の位置づけ，都市計画道路の推進等で，自転車道の要素は盛り込めるのか。

３，広域観光連携上の位置づけ，りんりんロードで隣接する土浦市，美浦村との関係強化，アウトレットモール等のサイクリング連携の考えはあるか。

ここで具体的な隘路として，掛馬の航空装備研究所での迂回路の問題が上げられます。サイクリングロードは，予科練平和記念館のところで湖岸のルートに戻るのですが，研究所のところで再度迂回します。この際，建物正面で水路が渡れず，さらに国道125号まで戻らなければなりません。自転車の通れる橋を設ければ，事態の解消とはいかないまでも，緩和につながります。この辺，町における位置づけ，道路計画上の位置づけを見直す必要があると考えますが，いかがでしょう。

さて，その上で今後の展開方策を３つの観点から伺います。

１，武器学校，航空装備研究所等との協議はあるか。

２，船舶による輪行ルートの開発は検討されたか。

３，現行での交通安全対策は，そもそも武器学校や航空装備研究所との協議の場で，サイクリングロードの取扱いは取り上げられたことはあるんでしょうか。例えば，自転車専用道路となる連続桟橋を造って，湖内側に迂回ルートをつくるなどのアイデア。難しいとしても，可能性の研究などはなさったことがおありでしょうか。

湖内に構造物を造るのは容易ではないでしょうが，例えば先ほど述べた輪行ルートをつくるのは現実的な方法です。土浦新港・歩崎公園間で，輪行のための遊覧船が運行されていると申

しましたが，かすみがうら市は歩崎公園前の湖岸に歩崎桟橋を整備して，遊覧船の着岸に対応し，地元の指定管理者に運営を委ねています。

そこで私は，あの大室の国体セーリング競技で使った桟橋のことを思い出しました。特設会場による開催だった国体では，桟橋による暫定供用でしたけど，湖岸のスロープと桟橋の１つは大会後も残るように造ったはずです。湖底を浚渫しています。それが台風で破損してしまったわけですけど，改めて輪行用船舶の桟橋として再活用できないかと思ったわけです。

実は，あそこは遊覧船が入ってこれない漁港なんですよね。でも，漁船なら接岸可能で，しかも漁船での輪行は法的にも問題ない。土浦新港からダイレクトに大室まで輪行のサイクリング客を運ぶ事業展開ができるんです。地元漁協や霞ヶ浦高校との協議も必要でしょうが，あそこにトイレなど併設し，足止まりができれば霞ヶ浦南岸のサイクリング基地になるんじゃないか。そんなことを町で研究していいテーマかと思います。

実際のところ，こういう道路環境であって，阿見町に来てくれるサイクリング客自体は増えているんでしょうか。増えているんでしょう，ありがたいことです。実態は，私は調べていませんが，１つも消費しないんじゃないか。というのは，むしろ受け入れる町の側の怠慢であるとも思います。

そこでやっぱりサイクリストに安全な環境を提供するのが第一ということに，思い当たります。比較的整備された土浦市のりんりんロードでも，先月事故があったばかりです。自転車通行に関わる交通安全対策をもう一度考えてみる。ちゃんと左側通行は好例にされているのか。ブレーキなし自転車や無灯火運転はないかなど，これからはサイクリストばかりでなく，町民や高校生，学生の自転車利用にとって大事なポイントです。

当町が，本気でつくば霞ヶ浦りんりんロードの一翼を担う気があるなら，まさにこうした足元の点検から始まるべきと思いますが，町長いかがでしょう。よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。

平岡議員の，つくば霞ヶ浦りんりんロードに対する町の基本姿勢についての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町はりんりんロードをどのように位置づけているかについてであります。

まちづくりにおける位置づけについては，平成23年度に国土交通省が進める水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す事業，かわまちづくり計画に登録し，霞ヶ浦湖岸地域の親水性向上の取組として，茨城県とともにサイクリングロードと湖畔の桜堤や公園等の整備を進めてきま

した。

また，平成28年度に策定しました阿見町観光振興基本計画の基本方針で，霞ヶ浦に目を向けた阿見町らしい観光交流の創出，県・近隣市町村と連携したサイクリングの推進を位置づけて，観光交流の推進に取り組んでおります。

道路計画上の位置づけについて，議員御指摘の道路は，昭和40年３月に都市計画に位置づけた都市計画道路立ノ越・大室線ですが，未だ整備が進んでいない現状です。つくば霞ヶ浦りんりんロードの一部区間であることも検討いただきながら，施行主体である茨城県に対し，整備の推進を働きかけてまいります。

広域観光連携上の位置づけについては，茨城県及び当町を含む水郷筑波地域の14市町村と国の関係機関等から構成されるつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会に属し，地域資源を活かした回遊性のあるサイクリング環境の構築を目指す，水郷筑波サイクリング環境整備総合計画の施策に基づき，広域レンタサイクル事業の運営や利用者の休憩拠点となるサイクルサポートステーションの拡充等を推進しております。

２点目の，今後の展開方策についてであります。

武器学校，航空装備研究所等との協議については，これまでにもサイクリングルートを設定する際に，関係機関と協議をした経緯はありますが，国の機密事項等を取扱う理由から，理解を得る結果には及んでおりません。現時点でも，湖岸沿いを整備するサイクリングロードの取扱いについて，特に進展はございませんが，霞ヶ浦河川事務所等の関係機関の動向等を注視し，土浦市とも連携しながら進めてまいります。

次に，船舶による輪行ルートの開発検討については，サイクリングとクルージングを組み合わせた新しい楽しみ方として，土浦と潮来間を結ぶ霞ヶ浦広域サイクルーズが完全予約制で運航されておりますが，当町に同等の船舶を着岸させるためには，回遊環境等の整備にかなりの予算が必要となるため，現時点で船舶の利用は考えておりません。

交通安全対策の取組について，先ほど御説明しました協議会の規約でもサイクリストの安全な環境整備に取り組むことになっており，協議会が策定した自転車走行環境整備ガイドラインに基づく路面標示や案内看板の設置による注意喚起の対応を進めてきております。

今後も利用者の意向等に留意しながら，地域内の安全性・走行性を重視し，当町の魅力を楽しめる快適で安全・安心なサイクリング環境の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　12番平岡博君。

○１２番（平岡博君）　丁寧な答弁ありがとうございました。

それではですね，再質問は３つほどお願いしたいと思うんですが。

まず１つ目はですね，航空装備研究所の付近の正面玄関ところのサイクルルートの，要するにルートですか。その辺のところの整備というか何か，要するに航空研究所に，検討したというか，そういうふうなやつはあるんですか。要するに，何ていうんですかね，航空装備研究所との打合せ，そういうのをやられた経過というのはあるんですか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

答弁のとおりルート設定のときにですね，一度協議をしておりますが，その後についてはしておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　12番平岡博君。

○１２番（平岡博君）　要するに，以前は一度やったことがあるから，それからはやってないということですね。じゃあ，いろいろ協議していただきたいと思います。

それで，２番目の武器学校付近の湖岸サイクルルートの検討についてですが，武器学校付近のサイクリングロードの湖水面側利用ルートについても，花室川の横断橋や武器学校湖岸側の自転車専用道路の整備の可能性について，施設管理者との協議とかはしたことございますか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

御提案のルートにつきましては，国土交通省が進める湖岸堤防工事の計画や武器学校との施工者――国土交通省ですね，協議を注視して協議状況に応じて，町の対応や関係機関と協議したいと考えております。現在のところ直接はやっておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　12番平岡博君。

○１２番（平岡博君）　なかなかその辺は大変でしょうけども，要するに安全確保のために，これから引き続きそういうふうなルートもあるんだよというふうなことで，いろいろ検討をお願いしたいと思います。

それでは，これは３つ目なんですけども，提案のような感じになっちゃいます。要するにクルーズ船の利用，輪行についての，先ほど私，町長からのあれもありましたけど，要するに，大室の跡地に，要するに土浦港から漁船でサイクリストを運んできて仮桟橋に降ろすというふうな感覚の事業等にも，要するに，何ていうんですかね，検討していただきたいと思うんですよ。要するに，そういうふうお客さんというのかな，サイクリストを引っ張ってくるようなためには何するかというふうなところなんですけど，なかなか難しいでしょうけどね，そういうふうな考えは当面ございますか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

サイクルクルーズのほうについては，その水深の問題とかいろいろあって難しいかなということと，その整備について費用がかなりかかるというのがあります。議員の御提案であります今の船を使って直接やるということについては，その実現性についての検証とか，あとはサイクリストのニーズ，そういったものを調査してですね，関係機関との協議をするかどうかということも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　12番平岡博君。

○１２番（平岡博君）　よろしくお願いします。

それで私，最後なんですけどお願いが１つありまして，それで終わりにしたいと思います。

現在は未知のウイルス，コロナ対策だと思います。これは全然関係ないです。町長，ありがとうございます。あのアナウンスは皆さん安心しますよ。しています。早いもんです。難問が山積していても，これから人の命には代えられません。考えてください。行動してくださいよ。危機感を持って。今こそ，町のため，町民のために，おざなり的では駄目です。ことわざ１つ言って終わります。「なせば成る，成らぬは人のなさぬなりけり」，全集中です。よろしくお願いして終わります。

ありがとうございました。以上です。

○議長（久保谷充君）　これで，12番平岡博君の質問を終わります。

次に，５番高野好央君の一般質問を行います。

５番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔５番高野好央君登壇〕

○５番（高野好央君）　皆さん，おはようございます。

通告に従いまして，質問をさせていただきます。

私の質問は，自殺対策基本法の阿見町の取組についてであります。日本では，自殺について語ることは，とてもナイーブな問題であり，公に語ると逆に自殺を助長してしまうと長い間思われてきました。しかし，若年層の自殺が社会問題化し，全国で２万人を超える自殺者が毎年出ております。ここ数年は減少傾向にありますが，特に平成10年から平成23年まで14年連続で３万人を超えていました。

平成26年版の自殺対策白書では，15歳から39歳の各年代の死因のトップは自殺であり，若い世代での死因のトップが自殺となっているのは，先進７か国において日本のみです。世界保健機関――ＷＨＯが，平成15年に自殺は追い詰められた末の死であり，避けることのできる死，

つまり個人の問題ではなく社会的な問題であると，国際自殺予防学会と共同で開催した世界自殺防止会議においてメッセージを出しています。

このような状況に対処するために，議員立法により，厚生労働省を所管とし自殺の予防と防止，また，その家族の支援充実を目的として自殺対策基本法が平成18年６月21日公布，同年10月28日に施行されました。この自殺対策基本法の基本理念は，背景に様々な社会的要因があることを踏まえ，自殺対策が社会的な取組として実施されなければならないこと，国，地方公共団体，医療機関等，各団体が密接に連携しなければならないことなどを掲げ，施策の遂行は国と地方公共団体が行うこととなっています。

以上のことを踏まえ，質問をさせていただきます。

自殺対策基本法では，全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとなっていますが，阿見町の現状を伺います。よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　高野議員の，自殺対策基本法の阿見町の取組についての質問にお答えいたします。

国では，平成18年10月の自殺対策基本法施行の後，平成28年の改正があり，平成29年７月に自殺総合対策大綱が閣議決定され，同年11月には，厚生労働省において市町村自殺対策計画策定の手引が作成されました。

県でも，自殺の要因が多方面にわたることから，他の計画の一部とするのではなく単独計画とする旨の策定方針を示すなどの動きがあり，各市町村で計画策定が始まりましたが，阿見町では，現時点では計画の策定には至っておりません。

自殺は，心や身体の健康問題だけでなく，過労，生活困窮，障害，育児疲れや介護疲れ，いじめ，孤立，虐待，人間関係等々の様々な社会的要因があるとされております。これまでの町の相談先としては，健康づくり課のこころの健康相談事業がありますが，来年度から社会福祉課を中心に阿見町自殺対策計画の策定に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　答弁ありがとうございました。それでは，再質問のほうさせていただきます。

茨城県と阿見町の自殺者数，過去３年程度で結構ですので，お願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

厚生労働省――これは警察庁が大本になりますが，の統計データによりますと，平成29年度については，茨城県485人，阿見町７人，平成30年度，茨城県462人，阿見町11人，令和元年度，茨城県458人，阿見町11人，今年度につきましては，９月までになりますが，茨城県では322人，阿見町は４人となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率というのがありますが，阿見町の自殺死亡率は分かりますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

平成29年度におきましては14.7，平成30年度におきましては23.1，令和元年度においても23.1，今年度につきましては，途中になりますが8.3となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　阿見町の自殺死亡率は，県内では何番目に位置しているのでしょうか。過去３年程度，分かればお願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　自殺率，こちら高い順からの順位となりますが，平成29年度におきましては31位，平成30年度におきましては12位です。令和元年度におきましては11位，今年度につきましては32位の位置におります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　平成30年，それと令和元年度はですね，非常に高い位置にいるわけですが，現在どのようにして阿見町の自殺者数を把握しているのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　この自殺者数につきましては，警察庁の数値が厚生労働省を経て県の障害福祉課に参ります。その後，町の社会福祉課のほうに情報提供がなされております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　今後，自殺対策計画を策定していくには，現在の状況をきちんと把握

しなければなりません。自殺者の把握はもちろんですが，その何倍も多いと言われている自殺未遂者の数は把握しているのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

自殺未遂に関しましては，統計数値等は国から示されてはおりません。しかしながら，阿見町消防署の救急隊の救急出動件数においての数値のほうにおきまして，承知をしておりまして，平成29年度においては12人，平成30年度においては４人，令和元年度は17人，今年度につきましては11月半ばまでですが，こちら６人となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　自殺未遂者の救急出場，今答弁いただいたとおり過去３年，年間で12件から17件，単純に計算すると１か月に１件から２件あるわけですけれども，阿見町消防署のデータによると，死亡――搬送しなかったものも含めると，自損行為自体の出場件数は，年間22件から24件となっています。これは救急出場の件数だけですので，救急車の要請をしなかったものを含めれば，未遂者の数はもっと増えるかと思います。

未遂者の数は，把握がとても難しいと言われますが，自殺者の10倍程度というのがこれまでの定説でした。しかし，近年日本財団が行った調査によると，20倍近くいることが分かりました。突発的な自殺もありますが，多くの方は自ら死を選択するまでに，何かしらのメッセージを送っていると言われます。そのような方を１人でも多く救うためにも，行政の相談窓口というのは非常に大きな役割を果たすと思われます。

答弁にあります阿見町の相談先は，健康づくり課，こころの健康相談事業とのことですが，相談件数は過去にどのぐらいありましたか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

こころの健康相談の件数でございますが，平成29年度におきましては８件，平成30年度におきましては９件，令和元年度につきましては５件，今年度につきましては，１月から６月までコロナ禍におきまして中止になっておりますので７月から11月となりますが，６件となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　現在，自殺に関係する相談窓口は，社会福祉課と健康づくり課のどちらでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
基本的には，引き続き健康づくり課のこころの健康相談で相談を受けておりますが，もちろん社会福祉課のほうにおいても相談のほうは伺っております。また，専門的な助言が必要と考える場合におきましては，竜ケ崎保健所等の専門機関のほうを紹介する形になります。
以上です。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　以前の担当は，健康づくり課だったと思いますが，社会福祉課に所管が変わった理由をお願いします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
そもそも自殺対策の所管は決まってなかったのが現状でございます。健康づくり課が，こころの健康相談事業を実施していたことから，自殺対策補助金関係等の事務を健康づくり課のほうで行ってまいりましたが，自殺対策におきましては，健康問題だけが理由ではないということから，自殺対策の補助金関係事務を，平成24年度から障害福祉課のほうで取りまとめておりました。現在，精神保健の認識が重要と考え，正式に社会福祉課のほうで所管する形になりました。
以上になります。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　平成18年10月に自殺対策基本法施行後，阿見町としては，現状の分析などはしてきたのでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
町としての分析はしてきておりませんでした。現在は情報収集を始めたところでありまして，現状分析までは至っておりません。
以上であります。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　平成29年11月に，厚生労働省より自殺対策計画の手引が出されましたが，現在，茨城県内で自殺対策計画が策定されていない市町村はどこでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
県内では，ひたちなか市，つくばみらい市，河内町，そして阿見町の４市町になります。

以上です。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　県内で計画が策定されていないのは４市町というのを重く受け止めていただきたいと思います。自殺対策基本法では，全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとなっています。阿見町はなぜ策定に至ってないのか，理由をお願いします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
自殺対策に対する認識が非常に甘く，明確な担当課が決まっていなかったというのが大きな要因かと思っております。
以上であります。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　策定されていない現状をどのように考えているのでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
様々な悩みが原因で追い詰められ，自殺以外の選択肢が考えられない危機的な状況に陥ってしまうことは，誰にでも起こりうる危惧だと思っております。計画が策定されてないということは，計画策定を通して的確な現状分析がなされていないということと，保健福祉，教育，商工等の関連部局の有機的な連携を図られず，有効な手段を計画的に打てないなどの状況があると思っております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　今後計画を策定する上で，現時点での課題，問題点などはありますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
自殺対策につきましては，保健，福祉，教育，商工と多くの部門を関係しますが，その中には自殺対策とは一見関係のない部局があると思います。そうした部局に，自殺対策について理解をいただき，連携体制を構築していくことが当面の課題になるかと思っております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　自殺対策は非常にナイーブな問題です。職員だけでは，計画の策定，策定後の対応等，なかなか難しいかと思います。専門職の雇用などは考えておられますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

専門的な職員については，非常に我々も欲しいとは思っておりますが，何分職員の採用につきましては町の雇用計画に基づいて採用するものですから，現時点においてはなかなか難しいものと考えております。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　それでは，最後の質問となります。

来年度から，計画の策定に取り組むと最初の答弁でありました。完成させる具体的な時期というのは考えているのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　先ほどの答弁にはありましたが，来年度中には社会福祉課を中心として策定を進めていきたいと回答しましたが，今年度中にある程度体制を整えまして，来年度中に策定できるように頑張ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　ありがとうございます。ぜひ，令和３年度中のですね，策定をお願いしたいと思います。

今回は，社会福祉課のほうにですね，いろいろと質問させていただきました。しかし，自殺というのは非常に様々な要因があり，社会福祉課はもちろん，ほかにも健康づくり課，教育委員会など，どこの課も必ず何かしらの関わりがあります。警察，消防などとの連携も含め，それこそ全庁挙げての取組というのを意識していただければと思います。そして，計画策定で終わりではありません。策定後の対応などを考えれば，職員だけでは難しく限界があります。ぜひ，専門職の雇用というのを強く要望しまして，私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，５番高野好央君の質問を終わります。

次に，２番落合剛君の一般質問を行います。

２番落合剛君の質問を許します。登壇願います。

〔２番落合剛君登壇〕

○２番（落合剛君）　皆様，こんにちは。立憲民主党の落合剛でございます。

通告に従いまして，質問をさせていただきます。

前回の議会では，国民民主党として最後の一般質問をさせていただきましたが，９月15日に立憲民主党の結党大会に参加をいたしまして，今回より新しい立憲民主党の一員としての初めての一般質問をさせていただきます。

菅総理大臣は，自助，共助，公助，絆と，所信表明演説にて発言をいたしましたが，国民の皆様の競争や自助が強調される新自由主義的な政治を続け，お子様をお持ちの方の暮らしの安心につながる保育や放課後児童クラブの現場では，低賃金で非正規雇用の方々も多く，人手不足が慢性化しております。

特に，今回のようなコロナ禍においては，このようなエッセンシャルワーカーの皆様の雇用環境を改善し，生活を安定させることで人手不足を改善しなければ，安心できる老後や子育てを実現することはできません。私，落合剛は，安心な新たな活力を生む阿見町を掲げてまいりたいと思います。

さて，今回新型コロナウイルス感染症が再び広がりを見せ，先ほど平岡議員もおっしゃったように第３波と言われている中，11月27日に県より国指標のＳｔａｇｅ３以上に相当する，阿見町を含む県内８市町村を感染拡大市町村と位置づけ，11月30日には古河市も追加されました。このような発表もある中で，私は三度，新型コロナウイルス感染症に対する以下の質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の現状と今後の課題について。

１，前回の一般質問後に，ＰＣＲ検査の拡充の進捗状況はどうか。

２，現在，新型コロナウイルス感染症の第３波が来ている中で，さらなるＰＣＲ検査実施の計画，医療従事者・教育・保育従事者などの感染リスクが高い人たちへの補償などはどうか。

３，今回の第３波を受けての今後の町としての対応，施策等はあるか。

以上３点を質問させていただきます。答弁のほど，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　落合議員の，コロナウイルス感染症の現状と今後の課題についての質問にお答えいたします。

１点目の，前回の一般質問後のＰＣＲ検査拡充の進捗状況はどうかについてであります。

第３回定例会の際に，永井議員から稲敷医師会に対してＰＣＲ検査センターの設置を働きかけてほしいとの御意見をいただきましたが，その後，稲敷医師会のＰＣＲ検査センターが10月20日に稲敷市内に開設されました。11月26日現在の検査数は２件です。稲敷医師会ＰＣＲ検査センターの運営には，阿見町を含め管内市町村が必要物品の提供や会場の案内誘導係として協力しております。

２点目の，さらなるＰＣＲ検査実施の計画についてであります。

町は国の新たな補助制度である，一定の高齢者等への検査助成事業を活用し，来年１月から

３月の期間において，65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方を対象として，希望により検査を行う場合に，町が検査機関への委託事業として実施し，対象者の費用負担を軽減するものです。助成対象者は無症状の者に限定され，症状のある方は対象外です。

県においては，検査体制を強化し，現在１日1,500件検査が可能ですが，さらにそれを引き上げ，今冬に１万1,000件までできるようにするとしております。また，インフルエンザ流行に備えた検査プロセスの見直しを行い，これまでのように帰国者・接触者相談センターを通さず，11月２日以降はかかりつけの診療所や医療機関があれば，直接電話予約の上で相談・受診ができるようになりました。かかりつけ医がいない場合やかかりつけ診療所が発熱患者等に対応できない場合には，受診・相談センターとしての県庁・保健所に相談すると，対応が可能な医療機関に紹介してもらえることになっております。

医療従事者への補償については，町では実施しておりませんが，厚生労働省直轄事業として，民間の労災給付を手厚くするための補助金を交付しております。

町内の認可保育施設における新型コロナウイルス感染症対策としましては，保育施設に対して，国庫補助金である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用して，感染防止対策として環境整備の支援を実施しておりますが，保育従事者に対する補償について町単独の施策は実施しておりません。今後も国・県の動向を注視しながら対応を検討してまいります。

教育従事者への補償につきましては，教育長から答弁いたします。

３点目の，今回の第３波を受けての今後の町としての対応，施策等はあるかであります。

これまでも，地方創生臨時交付金を活用し，町民生活や地域経済を守るための様々なコロナ対策事業に取り組んでまいりました。引き続き，感染拡大の状況を注視し，必要な施策をスピード感を持って実施してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　２点目の，さらなるＰＣＲ検査実施の計画や，教育従事者などの感染リスクが高い人たちへの補償はどうか，についてお答えいたします。

教育従事者を対象とした町独自のＰＣＲ検査実施につきましては，現在のところ予定しておりません。教育従事者が新型コロナウイルスに感染した場合は，療養休暇が対象になり給与等は減額されません。そのほかの補償につきましては現在のところございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前１０時５８分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　先ほど答弁ありがとうございました。

質問２のところの再質問をさせていただきます。

今後，この国庫補助金等を利用しての新型コロナウイルス感染症緊急包括支援員交付金等の施策などを活用して，町単独の施策は実施していないとのことでしたが，そういった教育とか保育従事者の方々に対する支援として，ほかの阿見町以外での周りの市町村とかで，そういった町独自の施策を行っているところなどは御存じでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

保育所や保育士に対する慰労金として，県内，石岡市をはじめとする10市町村のほうが慰労金のほうを，市町村単独の事業としてやっております。

以上になります。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

教育委員会関係としましてはですね，県内の中ではそういった制度はございません。文科省のほうは，当然そういう制度は今用意しておりませんので，そういう類似の制度については，今のところない状態でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　明確な情報の御提示ありがとうございました。

最後になるんですが，答弁の最初のほうにもありましたが，今後感染が拡大していく中で，国や県の施策を有効活用したり，医師会の運営に対して物品の提供などをするのもいいのですが，阿見町として今後さらなる独自で何かができるように，環境等を整えていくことを要望させていただきますと述べさせて，私の一般質問を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，２番落合剛君の質問を終わります。

次に，14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔１４番難波千香子君登壇〕

○１４番（難波千香子君）　それでは，今日最後の質問になります。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして，一般質問させていただきます。

昨年は大型台風による大雨，そして暴風雨等々で深刻な被害が相次ぎ，また現在は新型コロナウイルスという新たな脅威にさらされております。一人ひとりが感じる生きづらさを見過ごすことなく，そして医療・福祉的分野におきましても，また教育分野におきましても，縦，横，縦横無尽に支え合うこと。また，自立支援や地域包括支援などに取り組む，誰一人取り残さないことが，強く求められていると思います。

そこでまず，障害福祉の支援強化・地域共生社会の実現について質問いたします。

１点目，第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定に当たり，支援の不足，需要の増加に対して，サービスの提供体制の確保や推進のための取組について。

２点目，今年設置された自立支援協議会からの情報の対応，そして今後，分科会というような体制はどのように進められていくのか。

３点目，町の障害者活躍推進計画の策定と採用状況，町の障害者優先調達推進法の状況について。

４点目，障害者差別解消法の理解について。また，合法的配慮の提供を支援する助成制度について。

５点目，精神障害者保健福祉手帳の診断書の取得費用の助成の導入はできないか。

６点目，専門的な療育の支援，障害児支援の提供体制の整備，児童発達支援センターの整備の構築について，あわせて特別支援学級の教員研修や教育支援計画について伺います。

７点目，障害者の高齢化等における介護と福祉の一体化の推進や，複雑化する住民の悩みに一元的に応じる相談窓口の整備，地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し，重層的支援体制整備事業が，明年，令和３年４月施行されますが，どのように進めていかれるのか伺います。

８点目，福祉避難所の整備の拡充，平時の連携体制について。また，福祉避難所となる総合保健福祉会館の受入れ体制について伺います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　難波議員の，障害福祉の支援強化・地域共生社会の実現についての質問

にお答えいたします。

１点目の，第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定と取組についてであります。

今年度取り組んでいる第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定に当たっては，身体・知的・精神・難病等の手帳受給者数を基に，サービスの利用状況，サービス提供状況等を調査・分析しております。これを阿見町地域自立支援協議会で検討・協議いただき，地域において必要な障害サービス，相談支援，地域生活支援事業及び障害児通所支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう，障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込み，サービスの提供体制の確保や推進のための取組を進めてまいります。

２点目の，自立支援協議会からの情報への対応等であります。

阿見町地域自立支援協議会要綱第７条において，専門の知識を要すると認めるときは，協議会の補助機関として専門部会を置くことができるものとなっています。自立支援協議会において専門的な検討が必要と判断された場合には，専門部会を設置してまいります。

３点目の，町の障害者活躍推進計画の策定と採用状況と町の障害者優先調達推進法の状況についてであります。

町では，令和２年度から令和６年度の５年間を計画期間とする障害者活躍推進計画を策定しております。計画の主な内容としては，体制整備の取組として障害者雇用推進者の選任，環境整備・人事管理の取組として障害者からの要望を踏まえた就労支援機器の購入等について位置づけており，今後も計画に基づき推進してまいります。

次に，採用状況についてでありますが，過去５年間において５人の職員を採用しております。

町の障害者優先調達推進法の状況については，障害者就労施設からの物品調達の推進を図るため，毎年物品調達方針を策定し，当初予算編成説明会時に全課へ周知・啓発と協力要請を行っております。また，実績については，翌年度にホームページで公表しております。

４点目の，障害者差別解消法の理解についてと合理的配慮の提供を支援する助成制度についてであります。

合理的配慮は，障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法において，行政機関を含め，事業者に対して提供義務が課せられているものです。合理的配慮の提供を行う事業所等への支援は現在行っておりませんが，独立行政法人等が行っている事業所への助成制度等について，情報提供をしてまいります。

５点目の，精神障害者保健福祉手帳の診断書の取得費用の助成についてであります。

現在町では，身体障害者手帳交付時に必要となる診断書料について，新規申請時１回のみ5,000円を上限に助成しております。精神障害者保健福祉手帳についても，近隣市町村の状況も踏まえ，精神障害を持つ方への支援を検討してまいります。

６点目の，専門的な療育の支援，障害児支援の提供体制の整備，児童発達支援センターの整備の構築についてであります。

阿見町では，第１期障害児福祉計画において児童発達支援センターの設置を含む障害児支援の提供体制の整備を掲げておりますが，現時点で設置には至っておりません。今年度，第２期障害児福祉計画策定に当たり，町地域自立支援協議会を開催する中で，児童発達支援センターの在り方に関しても検討を行い，設置に向け取り組んでまいります。

特別支援学級の教員研修や教育支援計画につきましては，教育長から答弁いたします。

７点目の，障害者の高齢化等における介護と福祉の一体化の推進や相談窓口の整備，重層的支援体制整備事業についてであります。

地域における多様化する福祉課題に対応した支援体制を築くに当たり，一元的に応じる相談窓口の整備は重要なものと考えております。町としてもこうした取組は必要と考えており，改正社会福祉法による体制の構築には，現在の福祉体制を全面的に見直す必要もありますので，早急に実施することはできませんが，実施に向けて検討してまいります。

最後に，８点目の福祉避難所の整備の拡充，平時の連携体制についてであります。

町では自然災害等が発生した場合，必要に応じて地区公民館や小中学校を一般避難所として開設しますが，福祉避難所運営マニュアルに基づき，障害者や高齢者等，何らかの特別な配慮を必要とする人で，共同スペースでは生活が困難な場合は，一般避難所内に思いやりルームという福祉専用スペースを確保いたします。

その中で，ヘルパーや介護士等の専門的処置が必要で，一般避難所では対応が困難な場合には福祉避難所を開設し，そちらに要配慮者等を移送することとしております。

また，福祉避難所の位置づけとしては，福祉機能を有する公共施設として，町総合保健福祉会館を一次的受入施設としているほか，災害協定に基づき，民間事業所４か所を二次的受入施設として指定しているところであります。

福祉避難所の整備の拡充については，現在，要配慮者の増加に対して，収容人員は必ずしも十分とは言えないため，今後新たに建設される施設も含めて協定を結び，協力事業所を増やして，要配慮者の受入れ体制を整えつつ，専門的な人材も確保していきたいと考えております。

平時の連携体制については，要配慮者の移送に関して，家族，民生委員・児童委員，支援団体等，地域での支援により行うこととしておりますが，これらが困難な場合に備えて，平成29年10月に，阿見町社会福祉協議会と災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定を締結しております。また，同時に災害時における福祉避難所への介助員の派遣に関する協定を締結し，連携体制を強化しているところです。

総合保健福祉会館の受入れ体制については，風水害が予想される時期に，避難スペースの確

保やヘルパー派遣等の具体的な内容について関係機関と協議を行っているほか，平時から町防災危機管理課，社会福祉課，高齢福祉課，健康づくり課，社会福祉協議会の関係部署による合同会議を開き，福祉避難所に関しての共通認識を図っております。そのほか，避難所で使用する間仕切り，テント，エアベッド，衛生用品等の物資を購入し，避難者がより安全で快適に過ごせるように物的な体制も整えております。

今後も福祉避難所について住民への周知を図り，定期的に訓練を行いながら，適切な支援と良好な生活環境の整備に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　６点目の，特別支援学級の教員研修や教育支援計画はどのようになっているかであります。

特別支援学級の教員研修については，町で年に２回の研修会を実施しているほか，県主催の研修会にも参加しております。また，教育支援計画については，本人の特性を捉え，保護者との面談等を通して個別に作成し，日々の教育や支援に活かしております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。

それでは，再質問をさせていただきます。

まず，１点目のことなんですけど，自立支援協議会について。まず，今年設置されましたけれども，この協議会の今後の展開はどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

自立支援協議会については，今年度設置したばかりですので，今後と言われますが，今年度につきましては，地域の関係機関によるネットワークの構築と障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について現在協議しているところですので，基本的には障害福祉計画，障害児福祉計画の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　先進事例でございますけれども，安芸市というところがあるんですけれども，そこでは障害者自立支援協議会では，関係機関が連携して農業へのマッチングを進める就労専門部会を発足しております。毎月１回協議する農福連携研究会が誕生し，地元の

ＪＡでも農家と障害者の双方に寄り添いながら，定着をサポートするジョブコーチも今年９月から導入しております。阿見町でも，この協議会を活用いたしまして，町内の障害を持つ方が安心して働けるよう福祉の推進をお願いいたしたいと思います。

次に，障害者優先調達についてでございますけれども，依頼できる業務内容はどのようなものがあるのか，お教えください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

クリーニングや清掃，除草作業，物品等の購入等があります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。コロナ禍でお聞きしたところ，大変厳しい，今状況下に置かれているという，就労継続支援Ｂ型事業所もございます。このような封筒なんですけれども，頂いてきました。ぜひにということで，障害を持つ方の封筒の折り込みや，またスタンプ押しなどができる事業所もありますので，障害を持つ方の就労機会の拡大のためにも，役場でもぜひたくさんの協力をお願いしたいと思いますが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

先ほどの答弁書にありましたとおり，全課の職員に向けて協力要請をしているところでございますので，今後についても全庁挙げて協力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ぜひ，よろしくお願いしたいと思います。

そしてまた，障害者の採用状況でございますけれども，これは人事課になるのかなと思うんですけれども，障害者雇用促進法で従業員45.5人以上の事業者の法定雇用率に対しましては，年間企業2.2%，そしてまた，国や自治体は2.5%が義務づけられております。阿見町の障害者数そして障害者雇用率はどのようになっておりますでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

阿見町の障害者数，障害者雇用率についてですが，その算定に当たりましては，まず制度上，職員については１週間の勤務時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務の職員については0.5人として算出するとされております。また，障害者数の算定に当たりましては，その障害の程度が重度である場合は１人を２人に相当する，換算してカウントします。また，短時間勤務職

員の場合については，0.5人を１人として算定することになっております。そうした条件の下で，国に毎年６月１日時点の状況を報告するとしております。

当町の令和２年６月１日現在の時点での障害者である職員の任命状況についてですが，町ホームページでも公表しておりますが，まず阿見町の職員数，こちらは会計年度任用職員も含んだ数字になりますが，換算して458.0人。それに対して，障害者数の数は14.0人。雇用率は3.06％となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　国に義務づけられている率はクリアしているということでありますけれども，相談窓口の設置はどのように現在なっておられますか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

障害者活躍推進計画におきまして，推進体制として障害者雇用推進者として人事課長を選任しております。あわせて相談窓口となる障害者職業生活相談員としても，人事課長を選任しております。また，本年10月には厚生労働省が実施する公務部門向けの障害者職業生活相談員資格認定講習に，人事課の人事研修係長，並びに教育委員会の学校教育課の総務係長を派遣し，相談体制の拡充に努めているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。今年，そういった研修も増えたということでありますけれども，阿見町が現在いらっしゃる，またこれからも採用されるであろう障害のある職員がその能力を十分に発揮して，また，さらなるお一人お一人が活躍できますよう，相談体制も拡充していただき，取組を今後ともお願いしたいと思います。

次に，精神保健福祉手帳についてでありますけれども，これは精神障害者家族会からも要望が寄せられているところでございます。将来の実施に向けてぜひ検討をお願いしたいと思います。これは強く要望しておきたいと思います。

次に，児童発達支援センターについてでございますけれども，厚生労働省からの指針では令和２年度――今年ですね，２年度までに各市町村に少なくとも１か所以上設置となっております。お隣の牛久市では，スタッフ10名，そして150人強のお子さんに，こども発達支援センターで療育プログラムを提供しております。年々増加傾向と伺ってまいりました。阿見町でも，専門スタッフの人材を登用し，児童発達支援センターを設置し，早期の療育の取組をぜひぜひお願いいたしたいと思います。これは，重要な課題であります。また，随時質問させていただ

きたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

また，教育委員会のほうでも，特別支援学級につきまして，様々な支援をしていただいているという御答弁でありましたけれども，今現在障害のある子に対して，いじめが心配されております。そのことに対して，教師といたしましてもインクルーシブ教育についてはどのように充実させておられるのか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えさせていただきます。

職員研修では，インクルーシブ教育についての考え方及び障害がある人もない人も共に学べる環境づくりについての内容を扱っております。町または学校では，学習や生活のしにくさの原因となっていることを，本人や保護者と相談しながら，できる範囲で個別に書いたり，調整したりしております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　これからも手厚い御支援をお願いしたいと思います。また，要望ですけれども，支援員のほうも，毎回言わせていただいておりますけれども，数が足りないと，お一人お一人につくことができないという支援員からの御要望もいただいております。これは，重層的にぜひぜひまた事業としても要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして，重層的支援についてでございますけれども，福祉分野での連携は大変重要な事業と思いますので，まず人員の配置，そして事業化に向けて，重層的支援体制の構築をぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

福祉的課題につきましては，現在，高齢福祉課，子ども家庭課，社会福祉課等の福祉部門がありますが，多様化している課題につきましては，各課連携して，現在課題に当たっているところでございますが，そうした課題体制を構築するためには，やはり一元的な相談体制の構築は必要なものと思っております。こうした課題に向けて，今後についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ぜひ，各市町村も来年からスタートをしてまいりますので，阿見も遅れることなく，またよろしくお願いしたいと思います。

最後に，福祉避難所について御質問させていただきたいと思います。

思いやりルームでございますけれども，先月11月14日に本郷ふれあいセンターにおきまして，コロナ感染とともに，その対応策，避難所開設訓練が実施されました。阿見町におきましては，地区防災計画が，自治体で３分の１が計画されております。これは県外でも随一であります。本当にこれは皆さんの課，そしていろんな方の指導があって，阿見町も随分と進んでいると思うところでございますけれども，各避難所での，この思いやりルーム設置箇所はどこに指定し，また，周知はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

この思いやりルームですが，学校施設においては，体育館ではなく校舎内の教室を想定しております。各公民館におきましては，それぞれの建屋の居室の一室を使う想定でおりますが，建屋の被災状況等を確認した上で，要配慮者の人数や心身の状態，家族介護の有無等を考慮して対応したいと考えております。

周知につきましては，各避難所を紹介する際に，広報紙や町ホームページ等で行うほか，避難所開設訓練の際に，参加者に紹介してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　その都度の対応をぜひ，また変わってくると思いますけれども，よろしくお願いいたします。

次に，福祉避難所ですけれども，答弁書のほうで策定協定を結び二次的に受け入れておる施設といたしまして，民間事業所４か所，そしてまた，その受入れ可能人数，その辺のところをお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

民間事業所ですが，町内にあります特別養護老人ホームの阿見翔裕園と阿見こなん，そしてまた，介護老人保健施設のケアセンター阿見とスーペリア360になります。受入れ可能人数についてですが，おのおのの施設の使用可能状況が，その時々で変わってくると思いますが，これからですね，事業所と協議の上，今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ぜひ，平時の連携をお願いしたいと思うところでございます。

そして，答弁のほうで今後新たに建設される施設をも含めて協定を結ぶとはございましたけれども，今後の予定をお聞かせください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
今後の，新たに建設される施設でございますが，年を明けて来年２月にですね，特別養護老人ホームが１つ，それと令和４年４月にですね，障害者施設が開設予定となっております。こちらの新たに開設した施設とですね，協定のほうを結んでいきたいと思っております。
以上になります。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。今後ますます，こういった福祉避難所は重要になってくるかと思いますので，また今後ともよろしくお願いしたいと思います。
そして，こんな要望があります。なぜ福祉避難所へ要援護者は直接行けないのかということであります。一般避難所と同時に福祉避難所も早期に開設し，対象者は行けるようにできないものか，お伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。
○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
福祉避難所を開設するためには，利用者の安全確認や建物の被災状況の確認，またヘルパーや介護士等のスタッフを確保するなど，福祉避難所として運営する上での調整が図られた中で受入れしたいと考えております。ですから，まずは一般の避難所に避難することを基本として，福祉避難所には直接避難することはできないと今考えておりますので，よろしくお願いいたします。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　分かりました。それではですね，やはり日頃の福祉避難所，そういったものを定期的に訓練を行っていただきたい。また，総合防災訓練に併せてですね，福祉避難所設置，また運営訓練もお願いしたいと思う次第でございます。そういったことが早めに，早期に，非常事態のときにもできるのではないかと思います。
志木市，県内におきましては，ひたちなか市等でございますけれども，災害応援協定により指定された民間福祉施設とも平時から訓練を実施しております。当町ではまだ実施されてはおりませんけれども，こういったことも必要ではないかと思います。今後とも，こういった訓練もぜひよろしくお願いいたしたいと思います。
これで１点目の質問を終了させていただきます。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　それでは，２項目めの質問をさせていただきます。

３歳６か月健診における弱視早期発見について質問させていただきます。

改善することができるのに，発見が遅れるとその治療が困難なものに。これが子供の視力でございます。子供の目の機能は６歳までにほぼ完成するため，３歳児健診において異常を発見すること，小学校入学前までに治療を開始できることが重要と言われております。

そこで１点目，３歳６か月健診における弱視の見逃しは起きていないか。

２点目，保護者への屈折異常検査の重要性の周知，そうした啓発の考え，そして保健指導について。

３点目，自動判定機能付きフォトスクリーナー装置の導入はどうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　３歳６か月児健診における弱視早期発見についての質問にお答えいたします。

１点目の，３歳６か月児健診における弱視の見逃しは起きていないかについてであります。

町の３歳６か月児健診における視覚検査は，御家庭で実施する一次検査と健診会場で実施する二次検査及び医師診察があります。一次検査では，御家庭での視力検査が正確に行えるよう，検査キットや説明書を同封し送付しています。また，問診票には見え方における日頃の様子が確認できるよう，目に関する質問項目を設けております。

健診会場では，一次検査でうまく実施できなかった場合や，問診の場で気になる点があった場合に，視能訓練士による二次検査を実施し，医師診察でも斜視や眼位異常などの眼科所見を確認しております。

これまで町が確認できる範囲では，見逃し例の報告は受けておりませんが，今後も早期発見に努めてまいります。

２点目の，保護者への屈折異常検査の重要性の周知・啓発の考え，保健指導についてであります。

目の異常に関する周知や保健指導は，３歳６か月児健診以前のほかの健診においても，見え方に関する質問項目を設け実施しております。日常生活の中で保護者が早期に目の異常に気づくことができるよう観察事項や注意を促し，保健指導を実施しているところであります。特に３歳６か月児健診では，母子保健法に視力検査が位置づけられており，健診後には精密検査受診状況を確認し，未受診の場合，改めて３歳児期での再検査の重要性を説明し受診勧奨を行っております。

今後も視力検査の重要性を伝え，普及啓発に努めてまいります。

３点目の，フォトスクリーナー装置の導入についてであります。

自動判定機器スポットビジョンスクリーナーは屈折異常の検査に使用され，簡易にその異常

が発見できる検査機器であります。しかしながら，屈折検査での判定には限度があり，この検査機器だけでは弱視の判断は難しく，あわせてほかの二次検査も必要となります。そのため，検査機器の導入については，３歳６か月児健診の結果や導入によるメリットを十分に調査し，今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございます。それでは，再質問をさせていただきます。

まず１点目ですけれども，現在３歳６か月健診時で，健診の実績についてお伺いいたします。また，年次別，そしてまた課題等も含めてお伺いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応令和元年度につきましては，対象者数につきましては401人。受診者数につきましては370人。二次検査数については118人。要精検査については24人。医療につながった人８人となっております。

課題については……。

○議長（久保谷充君）　健康づくり課長佐川廣子君。

○健康づくり課長（佐川廣子君）　はい，お答えいたします。

課題につきましては，３歳６か月児健診だけではないんですけれども，なかなか受診者数が100％と行かないところがございますので，その未受診の方たちに対して勧奨を行っていき，なるべく，その時期に見合ったところで100％の受診率を目指していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　すみません。お聞きするようですけれども，これは随分前から阿見町は先進的に取り組んでいることは承知しております。視能訓練士を使っているのも，来ていただいているのも存じ上げております。

受診しているお子さん，そしてまた要精密，医療につながった，年々どういった傾向にあるんでしょうか。確実に，これは改善されているのか，いや，年々実は受診に来ない方がいるのか。また，これが二次検査にどれだけの人が引っかかって，どれだけの人が要精密検査まで行って，医者にかかっているのか。もう，そこがとっても大事だと思うんですね。ちょっとそこをお分かり次第，御説明をお願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　お答えします。
一応各年度の要精検数ということでお答えさせていただきます。平成29年度においては，検査対象者が402人で，そのうち要精検者となった方については41人，10.6％となっておりまして，そこから医療につながった人は18人となっております。平成30年度におきましては，389人が対象者となりまして，要精検者としては33人。こちら要精検者数が8.7％で，医療につながった人は13人として，再受診者数としては3.4％という形になっております。
令和元年度は先ほど言ったとおり24人という形で，受診者数については6.4％，医療につながった人は８人で2.1％という形での数字となっております。こちらの数字のほうについては，やはり年々下がっておりますが，こちらについて向上するかどうかについては，視能訓練士さんのほうで見ていただいておりますので，こういう状況が発生しているかと思っております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。大体分かってきました。それでは次に，視覚異常の検出精度，これはもっと向上させるにはどういった施設が必要なのかお伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
視覚異常の発見のため，まずは健診受診率100％を目指します。検出精度を高めていくことについてですが，町では３歳児健診に視覚検査が追加されました。当初から視能訓練士を委託しています。３歳児健診に視能訓練士が従事しているのは，昨年度の県の報告によると県内では10市町村しかありません。
検査機器によるスクリーニングを併用することが推奨されていますが，現在町として取り組める施策としては，引き続き視能訓練士に二次検査を委託し，通常の視力検査に加え立体視の検査や屈折検査を実施して，見逃しのないよう努めてまいります。
また，保護者の目に対する意識を高めることと，検診後の受診行動が非常に重要と考えております。そのために，保護者の方に対する普及・啓発をより一層力を注ぐとともに，精密検査対象となったお子さんの受診勧奨とその後の受診状況の確認を徹底してまいりたいと思っております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　分かりました。それではですね，会場での，今おっしゃった二次

検査の問診，そしてまた視力検査に加えてですね，こういった，御存じかと思うんですけれども，１分ほどで，こういったカメラですよね，小さい。普通の，こういったものが今，本当に全国各地で。高かったので遅かったんですよね，この普及が。でも，今いろんな方法で普及し始めているのが現実でございます。

なぜか。それはフォトスクリーナーというものを用いまして，屈折検査そして両眼の機能検査，それを併用し，さらに阿見町でもいらっしゃいますけれど視能訓練士による検査。これが検出精度のさらなる向上に寄与すると日本弱視斜視学会で言われているところであります。また，先進事例では，県内ではふるさと納税の制度を利用した下妻市の事例もございますけれども，この辺のことについても見解をお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

県内でスポットビジョンスクリーナーの機器を導入しているのは下妻市，つくばみらい市，筑西市ですが，下妻市や筑西市においては，県の報告によりますと視能訓練士が従事しておりません。下妻の事例につきましては，先ほど言ったとおり，ふるさと納税を活用しました，クラウドファンディングを活用した先進的な取組でありまして，非常に機器の導入の仕方としては参考になる先進的な取組だと感じております。

今後につきましては，下妻市の検診における実施状況を参考に，実施方法やマンパワーの確保，導入した際にかかる所要時間や見逃しのリスク等をしっかりと検証するとともに，視能訓練士と機器の導入について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。ぜひ，先進事例の下妻等々を視察していただいて，前向きに検討していただきたいと思います。阿見町で子育てしてよかったと，そういって感じていただけるように，導入へ向けての検討をよろしくお願い申し上げて，２点目の質問を終了させていただきます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでは，最後の３項目めの質問をさせていただきます。

読書環境の充実についてであります。

１点目，平成28年９月議会におきましても質問させていただきましたが，図書館で読書通帳の発行，あるいは書籍名シールが印字されるセルフ貸出機の導入はできないものか。

２点目，電子図書，企画展示，ＳＤＧｓを学ぶ機会等々，今後の環境整備の充実についての所見を伺います。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。
○教育長（湯原正人君）　読書環境の充実についての質問にお答えします。
１点目の，読書通帳の発行や書籍名シールが印字されるセルフ貸出機の導入はどうかについてであります。
読書通帳は運用している図書システムと連動しており様々な形態がありますが，阿見町においては富士通社のＬＩＢＲＥＣＯ通帳記帳機が該当いたします。同システムについては，今年度12月補正予算に計上し，年度内の導入を予定しております。セルフ貸出機の導入につきましては図書にＩＣタグが貼付されていることが前提となり，蔵書全ての貸出しコードラベルの貼り替えとシステムの入替えが必要となりますので，現行システムのままでは導入は不可能となります。
２点目の，電子図書館，企画展示，ＳＤＧｓを学ぶ機会等々，今後の環境整備の充実についてであります。
電子図書館は，新規サーバーを導入し，コンテンツを整備する必要があるため，準備期間が必要となります。
企画展示は，コロナ禍終息後に展開するのが前提となりますが，町内出身作家及び関係する著者と文芸作品の再度の洗出しを行い，順次展示を企画する予定です。歴史的時系列の中での阿見町の存在をクローズアップするとともに，近世・現代の作家の足跡をたどる新たな視点を模索しております。
ＳＤＧｓは，関連する図書館所蔵資料を特集し，一般と児童に分けてブースを設けて閲覧を促しております。
今後の環境整備の充実は，物理的な拡充に加えて，ネット上のバーチャル図書整備の検討及びオンデマンド出版による希少本の取得，立体的ディスプレイによる本の世界への誘導などを検討しております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。
それでは，随時再質問させていただきます。
１点目，今年度中には導入していただけるというこの読書通帳の冊数，そしてまた配布方法，そしてまたデザイン等はどのように考えておられるのでしょうか，お伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。
○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
全体数で今のところ4,000冊を予定してございます。そのうち児童生徒につきましては，年

度当初に無償で配布する予定でございます。残ったものにつきましては，図書の窓口のほうでですね，随時交換をしていく。もしくは御要望にお応えするという形になります。

そしてデザインですけれども，先ほど教育長答弁で富士通社のシステムが入っているものですから，中のフォームは変わりませんけれども，表紙は銀行の通帳などを想像していただければ分かると思うんですが，その中であみっぺ等ですかね，町のそういった固有のデザインを用いて表紙のところのデザインは考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。皆さんの本の読む読量が増えることを期待したいと思います。もちろん，これは小中学生，そして一般の方，そしてまた4,000冊ということで，当然また反響がよければ増刷はお願いしたいと思います。こんなかわいいのが載るという発想でよろしいんでしょうか。期待しております。

この間，いろんなところでもう取り付けて土浦の，まさかコロナがああなっているとは知らずに行ってしまっていたんですけれども，その日の４階がね，あのという，もう気をつけたいと思うんですけれども，図書館でお子さんがいました。電子通帳を，またそれと違うのか分からないんですけれども，本好きって言ったら，２年間で31冊も使ったのよっておっしゃっていました。すごいねえって言ったんですけど，もう大好きになったのって。本でどんどんお金がたまるんだもんっておっしゃっていました。

確かにね，子供の人生の財産ですよね。それが目に見える。私は，年を取ってきて，いつ何の本を読んだのかしらという，何か朝の読み聞かせでも，もう全然忘れちゃうときにも，そういった自分の財産の積み重ね。非常にこれは有効だと思いますので，あとは周知をぜひしていただいて，みんなで喜んで，読書のそういった，通う文化の薫るそういったまちづくりを，ぜひともよろしくお願いしたいと思います。大変にありがとうございます。

そして早速ＳＤＧｓの17項目を展示してくださっているところでございますけれども，この周知方法について，さらにどのようにしていくおつもりでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

ＳＤＧｓの17項目の４項目めに図書のことが記載されておりますけれども，そういった関連図書について順次，図書館の中で特設コーナーを設けまして提供していきたいというふうに思います。当然広報ですとかホームページ等々で御案内をして，積極的にＰＲをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。なかなか分かりにくい部分だと思いますので，図書館から発信していただければと思います。
　そしてまた，あるところでは，その本があるけれども，17項目もある。それはどこにそれがあっているのかというのが線で引けるように，シールでも何でもいいんですけれども，それが関連づけられるように，さらにしていただくと，大人も子供も，もっともっと持続可能な2030年でございますので，その辺も配慮していただいて，よろしくお願いしたいと思います。
　そして，バーチャル図書館の具体的な開館方法についてでございますけれども，その辺もお伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。
○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
　まず手法としましては，一般デジタル図書をまず購入するということが１つでございます。それと，阿見町の図書――蔵書ですね，をデジタル化すると。それに合わせまして独自のサーバーを立てまして，ネット上から閲覧できるような，そのような仕組みを構築していくということになります。いずれにしましても，それを進めるに当たってはハード面の整備ですとか，そういった状況がございますので，そういったものを含めて検討させていただきたいと思っております。
　以上でございます。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ぜひとも，阿見町の図書館でお願いしたいと思います。
　先月なんですけれども，オンライン開催のバーチャル図書館を体験してまいりました。それは展示された書籍を選択いたしますと，電子図書館に移籍して書籍を楽しむことができるんですね。いろんなところに自分でネットで行くことができます。本当にこういうことが阿見町の図書館でも，ぜひ早期の開始をお願いいたしまして，これで一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。
○議長（久保谷充君）　これで，14番難波千香子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。
　本日は，これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後　０時０７分散会

第　3　号

〔 12 月 3 日 〕

令和２年第４回阿見町議会定例会会議録（第３号）

令和２年１２月３日（第３日）

○出席議員

１番	久保谷	充　君
２番	落　合	剛　君
３番	栗　田	敏　昌　君
４番	石　引	大　介　君
５番	高　野	好　央　君
６番	樋　口	達　哉　君
７番	栗　原	宜　行　君
８番	飯　野	良　治　君
９番	野　口	雅　弘　君
１０番	永　井	義　一　君
１１番	海　野	隆　君
１２番	平　岡	博　君
１３番	川　畑	秀　慈　君
１４番	難　波	千香子　君
１５番	紙　井	和　美　君
１６番	柴　原	成　一　君
１７番	久保谷	実　君
１８番	吉　田	憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千　葉	繁　君
副町長	坪　田	匡　弘　君
教育長	湯　原	正　人　君
町長公室長	小　口	勝　美　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
生活環境課長	小笠原浩二君
廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長	野口重吉君
高齢福祉課長兼福祉センター所長	戸井厚君
都市計画課長	林田克己君
道路課長	浅野修治君
都市整備課長	堀越多美男君
生涯学習課長兼中央公民館長	煙川栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和２年第４回阿見町議会定例会

議事日程第３号

令和２年１２月３日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和２年第４回定例会

一般質問２日目（令和２年１２月３日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．海野　　隆	１．防犯カメラ，監視カメラの増設について ２．政策実現プランの進捗状況と今後の骨太の政策展開について	町　　長 町長・教育長
２．紙井　和美	１．移住定住促進と地域活性化のための空き家対策について ２．地域公共交通の現状と今後の進め方について ３．粗大ごみのリユース（再使用）の取り組みについて	町　　長 町　　長 町　　長
３．栗田　敏昌	１．生活道路の交通安全対策について	町　　長
４．栗原　宜行	１．阿見町の介護は充実しているか	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承を願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を30分といたしますので，御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関しないものは認められません。また，一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては，十分これらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔１１番海野隆君登壇〕

○１１番（海野隆君）　皆さん，おはようございます。海野隆でございます。

今年もですね，残すところ一月足らずとなりました。今年は阿見町はもちろんのことですけれども，日本全体，世界全体が猛威を振るう新型コロナウイルス感染症という怪物がばっこするという状況になっております。収束の兆しが見えない状況の下で，９月議会の一般質問で私は第３波に対する対応を伺いました。まさに今，第３波のただ中にあります。

フランスの作家カミュが書いた有名な小説に『ペスト』があります。当時，ヨーロッパで猛威を振るった感染症のペストで荒廃した社会の中で，立ち上がり，人々に勇気を与えた物語で

ございます。物語は，フランスの植民地であるアルジェリアのオラン市をペストが襲い，不況の中，団結する民衆たちを描き，無慈悲な運命と人間との関係性が問題提起されております。医者，市民，よそ者，逃亡者と，登場人物たちは様々ですが，全員が民衆を襲うペストの脅威に助け合いながら立ち向かうという物語でございます。

物語では，ペストは突然収束をすることになっておりますが，今回の新型コロナウイルス感染症も突然収束するということを願っております。時代も違うし，社会の状況も異なりますけれども，改めて読み直してみて，感染症のパンデミックにおける希望の姿が描かれており，阿見町でも，この状況を町民が助け合って乗り切っていきたいと思います。

それでは，最初の質問，防犯カメラ，監視カメラの増設について伺います。

地方行政の仕事は，言うまでもなく，上下水道や道路，教育や福祉など，生活のあらゆる分野に及んでいます。近年，今回のＣＯＶＩＤ－19と言うらしいんですけどね，ＣＯＶＩＤ－19もそうですけれども，住民の安全安心を確保するということが重要な行政課題となっております。

地震や豪雨など自然災害の発生から町民を守るために，建物の耐震補強や堤防の整備，排水路の整備など，ハード面による整備を進めることはもちろん，タイムラインなど個人や地域に至る避難計画作成も必要となっております。

また，犯罪抑止や，安全な地域を実現するために，地域のコミュニケーションを図るとともに，防犯灯や防犯カメラを設置することが不可欠だと言われております。町内在住の学生のアンケートでも，明るい町，つまり防犯灯設置要望が上位を占めておりました。

私の地元地区は荒川本郷地区に位置し，本郷地区に隣接し，ＪＲ荒川沖駅に通ずる荒川沖・寺子線沿いの車両の通行量及び人の通行量も多いところにあります。本地域では，昨年来，敷地侵入事案及び果樹盗難事案等が複数回あり，牛久警察署にも連絡し，対応していただき，現在，継続して警戒をしていただいております。近隣でも，不審者の出没や，今年になって空き巣被害がありました。本地域は一人暮らし世帯も多く，不安な毎日を過ごしております。

そこで，当地域に防犯カメラを設置するとともに，犯罪防止及び犯罪抑止のための防犯カメラ設置看板の取付けを要望いたしました。防犯カメラ設置と看板を取り付けることで，犯罪抑止効果が期待でき，高齢者徘回時等の行動確認モニターとしても活用できます。新聞紙などの資源ごみ窃盗犯に対する抑止効果も期待できます。

しかし，この要望は実現に至っておりません。他地区からの要望もあると思われますが，要望実現のためにはどのような問題をクリアすればよいのか，以下，質問をいたします。

１，現在，阿見町に設置されている防犯カメラの種類と基数について。

２，防犯カメラと監視カメラの違いについて，設置金額も含めてお願いをいたします。

３，行政区及び町民等からの防犯カメラ設置要望について。

４，防犯カメラ設置基準の作成について。

５，保守管理費等，防犯カメラ設置に関する課題について。

６，防犯カメラ設置に対する補助制度創設について。

以上，第１問，よろしくお願いいたします。残余は質問席で行わせていただきます。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

海野議員の防犯カメラ，監視カメラの増設についての質問にお答えいたします。

１点目の現在，阿見町に設置されている防犯カメラの種類と基数，及び２点目の防犯カメラと監視カメラの違いについて（設置金額も含めて）については，関連しておりますので一括してお答えいたします。

町が設置しておりますカメラの種類は，防犯カメラ，街頭防犯カメラ及び監視カメラの３種類であります。

初めに，防犯カメラにつきましては，犯罪の予防，その他公共の安全の維持を目的として，町が管理する施設を撮影するために設置する映像撮影装置で，特定の個人を識別できる動画を記録するものです。町の施設等における防犯カメラは，現在29施設で86基設置しており，平成22年度に役場等の施設に設置した費用は１基当たり約57万円となります。

次に，街頭防犯カメラにつきましては，町内における犯罪防止や交通事故防止を目的として，不特定多数の者が往来する道路の交差点に町が設置する映像撮影装置で，特定の個人を識別できる動画を記録するものであります。主要交差点における街頭防犯カメラは，現在６か所で６基設置しており，１基当たり約93万円となります。

また，監視カメラにつきましては，不法投棄に係る早期の発見及び対応並びに情報の入手等を目的として町が設置する仮設の映像撮影装置で，特定の個人を識別できる静止画を記録するものです。不法投棄における監視カメラは，現在35か所で35基設置しており，令和元年度に18か所に設置した費用は１基当たり約10万円となります。

３点目の，行政区及び町民等からの防犯カメラの設置要望についてであります。

住宅街の空き巣被害等が多発していることから，地域の防犯を強化するため，防犯カメラの要望が行政区及び町民等から寄せられております。要望等の件数は，行政区から要望書として提出されたのは１件，窓口において要望された行政区は３件，地域づくり会議に参加する行政区からの意見は６件となります。

また，不法投棄における監視カメラについては，地域づくり会議から２基の要望が提出されております。

４点目の防犯カメラ設置基準の作成及び５点目の保守管理費等，防犯カメラ設置に関する課題については，関連しておりますので一括してお答えいたします。

街頭防犯カメラの設置につきましては，設置場所やプライバシーに対する課題があることから，設置基準を作成するに当たり設置や運用に係る基本方針について精査を進めており，今年度末までには設置基準ができるよう準備を進めております。

また，街頭防犯カメラを設置する場合，設置費用のほか，保守管理費用としまして１基当たり年間約10万円から15万円程度を要し，財政的にも負担が増えるものと考えております。

しかしながら，町の犯罪防止や交通事故防止の観点から，街頭防犯カメラの基数は十分であるとは言えない状況であります。今後設置していくためには，街頭防犯カメラを有効に活用できる設置場所の選定を牛久警察署と協議しながら進めていく必要があると考えております。

６点目の，防犯カメラの設置に対する補助制度創設についてであります。

防犯カメラには，犯罪捜査への協力や犯罪抑止効果といった効果が期待できます。町としても，地域と一体となって犯罪の抑止に努めることが重要であると考えており，行政区からの要望や意見があることを踏まえ，近隣市町村や先進自治体の補助制度等を調査研究し，検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　御丁寧な御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

実はですね，私はこれまでに，役場駐車場でですね，２回ほど自動車に傷をつけられる犯罪被害に遭いました。１回目はね，車の両側に金属製のものでひっかき傷，結構深い傷だったんですけども，つけられて，２回目は，もう最近なんですけれども，これ当て逃げに遭いました。これも結構，相当なもんだったと思います。私は古い車なので修理してないんですけども，今でもはっきりね，傷は残っております。

１回目の際にですね，すぐさま管財課に連絡してね，防犯カメラに映っているんじゃないかなということで確認をしましたけれども，残念ながら北側の駐車場は防犯カメラが装備されてないということで，設置してないということですね。ですから映ってないということだったんですけども，阿見交番にはね，出向いて被害届はしましたけれども，当然，犯人は捕まっておりません，２回目もね。

１回目の被害の後，管財課には，防犯カメラを設置したらいいんじゃないかと，やっぱり町

民の方々がね，駐車場を利用して，そこで，故意ではなくてもですね，事故がある可能性が高いので，そういう場合にですね，その関係を明らかするためにも設置したほうがいいんじゃないのと。それから，当然，犯罪抑止とかそういったことも含めて，したらいいんじゃないかという話をしたんですけれども，残念ながらね，いまだについていないんですね。

まずね，最初にお聞きしたいんですけども，防犯カメラの犯罪防止及び犯罪抑止効果，これはどの程度効果があると考えているか伺います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

一般論としまして，防犯カメラについては，設置することで，防犯対策をしっかり行っていることを，潜在的な犯罪者，つまり犯罪を考えている人に，映像が記録されることを知らせることが可能となることによって，犯罪発生の抑止効果が期待できると考えています。

それに加えて，記録された映像がですね，犯罪捜査に役立つなど，事件や事故の早期解決につながるものと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございます。

今ね，部長が答弁されましたけれども，やっぱり相当な抑止効果があるんじゃないかと思います。

それで，先ほども，私の例を引いてですね，役場にもきっちりつけたらいいんじゃないかという話をしましたけれども，役場駐車場への防犯カメラ，町民の方がね，利用する駐車場については，それをカバーする防犯カメラを設置すべきだと思いますけども，これいつになったら実行されるんですか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　役場庁舎ということで総務部の所管になりますので，私のほうからお答えをさせていただきます。

役場庁舎の設置，駐車場の防犯カメラの設置につきましては，必要性を認識しているというところでございますけれども，答弁にもありますとおり，現在，生活環境課のほうで，主要の交差点への設置，それから行政区からの要望への対応のほうを，町全体にわたる，町の防犯カメラの設置方針につきまして，その必要性それから緊急性などを総合的に判断しながら整理しているというようなところでございます。

町の施設につきましても，総合運動公園，その他の都市公園，それから役場などの公共施設の駐車場など，まだまだ充足していないというような状況がございます。このようなことから

町全体の事業費を勘案しますと大変膨大な費用になりますので，現在策定しております設置方針に基づきまして，限られた財源の中で，優先順位を整理しまして，年次計画によって整備していくというようなことになると思います。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　なかなか設置方針が決まらないと，その全体の中で整備するような感じというふうに御答弁をお伺いしましたけれども，通常ね，具体的な名前，カスミでもね，タイヨーでも，それぞれね，やっぱりお客様のためにというかな，当然お客様が買い物してる間に犯罪被害に遭うと困るということで，防犯カメラつけてるようですよね，監視カメラとかね。そういうものはやっぱりサービス……。町の役場の仕事が，ああいう物販と同じようなサービスかどうかは別として，サービス業とよく言われますので，ぜひね，早めに検討していただいて，やっていただきたいと思います。

次にですね，県内の自治体を含めてですね，防犯カメラ，先ほど御答弁があったようにね，いろいろ種類があってですね，それぞれその役割も違う，金額も違うということになっているようですけども，一般のね，町民の方にとっては，やっぱり自分の生活する場に，そういう防犯カメラがあるとね，安心だという形になっていると思うんですよ。

それで，設置方針がどういう方針になるか，私，後で聞きますけれども，取りあえずね，自分たちの生活する場，共同の場ですね，そういうところで防犯カメラつけたいと言ったときに，その補助制度をいくつかあるようなんですけれども，県内では，どの自治体が設置の補助制度を設けているか，また，内容はどういうものか教えてください。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

茨城県内で，防犯カメラの設置補助制度が運用されている市町村，自治体は３か所あります龍ケ崎市，神栖市，笠間市の３市でございます。

それで，補助制度の内容ですが，まず補助対象経費については，防犯カメラの購入費及び設置費用のほかに，防犯カメラ等の設置を表示する表示板の購入費について対象としております。

補助金の額ですが，龍ケ崎市については，設置費の３分の２を補助率として，補助率は設置費用の３分の２で，１台当たり上限が20万円。神栖市と笠間市では，補助率は設置費の２分の１で，同じく１台当たり上限が20万円となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございます。

神栖，龍ケ崎ね，それぞれやっぱり神栖も龍ケ崎も，比較的人口の移動が激しいところだと

思うんですね。阿見も，やっぱりインターは２つあるし，ＪＲの駅はあるし，そういう意味では犯罪……，犯罪をする人っていうのはおかしいかもしれないけども，犯罪しやすい地域であることは間違いないので，ぜひね，そういう方向で，設置基準を作成すると同時にね，そういう補助制度についてもですね，検討していただきたいと思います。

先ほどから，設置基準の話になっているんですけど，設置基準を作成して，これから防犯カメラをですね，あるいは監視カメラか，あるいは街頭防犯カメラ，こういうものを設置を進めていくということなんですけども，今，その課題になっている，今，作成中だと思いますけども，課題になっている部分，あるいは内容についてね，もう少し詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。今，検討中ではありますけれども，お答えいたします。

街頭防犯カメラの設置基準を作成する上で課題となっているものについては，最も重要な項目として，地域に住む方々のですね，プライバシーの保護など，人権を侵害しないような配慮が必要と考えております。どうしてもそういうのが映り込んでしまうということがありますので，それが大事だと。そのためには，設置に係る基本方針のところでは，私的空間を極力映り込まない方策の検討を行う必要があるために，設置場所，あと撮影範囲等を検討しております。

また，運用に係る基本方針のところでは，防犯カメラで撮影された画像データを適正に取り扱うため，責任者等の設置，秘密の保持，プライバシーの保護，撮影された画像の取扱いについて，今，検討しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございます。ぜひね，早く作成をしていただいて，役場庁舎の防犯灯，防犯カメラは，まず最優先でつけていただきたいなと。これは私だけの話じゃなくてね，町民のためにもいいんじゃないかなと思いますね。

それで，いろいろと防犯カメラの設置によってね，犯罪被害がどれだけ減るかとか，さっき抑止効果ってのありましたけれども，物の本によりますとですね，認知件数25％ぐらい，４分の１ぐらい減少すると。それは実際に，もちろん実際つけてなくちゃいけないんだけども，防犯カメラを設置していますよと言うだけでね，犯罪しようという気持ちが萎えるという，こういうデータもあります。

で，阿見町はね，首都圏にも近いし，やっぱりバランスの取れたね，住みよい町としてね，評価されていると思うんですよね。ただ最近になってね，不審者の出没とかね，今年になって

空き巣被害等も発生するなど，安心できない状況もあると。一人暮らし世帯も大分増えていると。これ最初に申し上げましたけども，防犯カメラ設置というのは切実なものがありますので，しっかりと対応していただくということをまずお願いして，第１問を終わりにしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　続いてですね，２番目の，政策実現プランの進捗状況と今後の骨太の政策展開についての質問に入ります。

早いものでね，千葉繁町長が2018年３月に町長に就任して，来年度予算，今やってますけども，来年度予算編成をもってね，１期目に約束した政策について一応の総括を行う時期となってまいりました。

町長は，政策実現プランとして，教育，福祉，産業，参加，安心，財政の６つの約束と，それぞれの中で４つの具体的な政策を掲げ，24の政策を約束しました。その進捗状況については，発生状況，リアルタイムを設け，町民に分かりやすく情報発信を行うとともに，実現に向けた進行管理を行っております。

一方，この３年間はですね，道の駅計画の検証や，廃校となった小学校跡地の利活用，前任者から引き継いだ様々な課題について取り組んできた３年間であったとも言えます。

先ほども述べましたけども，昨年末に発生し，今日に至るまで町民の日常生活や経済状態を直撃し，いまだ収束のめどが立たない新型コロナウイルス感染症対策に追われ，日々，決断を迫られた歳月だったと言えます。

そのために，阿見町の５年先，10年先，30年先を見据える骨太の政策について，本来の意味の大胆なリストラなど，検討を尽くして町民に指し示すことが不十分だったのではないかと思われる節もあります。

そこで，約束した政策の実現状況についてお伺いするとともに，今後，阿見町において必要となるいくつかの骨太の政策展開についての意気込みや所感をお伺いします。

１，政策実現プランの進捗状況について。

２，達成未達になると思われる項目について。

３，阿見町に必要な新たな骨太の政策の検討について。

４，ここからちょっと具体的になって申し訳ないんですけど，総合体育館や町民プールの整備について。

５，歴史民俗資料館の整備について。

６，巡回バス運行の検討について。

以上お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

初めに，町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　政策実現プランの進捗状況と今後の骨太の政策展開についての質問にお答えいたします。

１点目の進捗状況と，２点目の達成未達になると思われる項目につきましては，一括してお答えいたします。

政策実現プランは，御質問にもありますように，６つの約束の中にそれぞれ４つの具体的な政策を掲げ，24の政策公約として取り組んでいるところであります。

進捗管理については，基本的に半年ごとに担当者ヒアリングを実施し，課題があれば，解決に向けスピード感を持って対応しております。

令和２年９月末の進捗状況といたしましては，24の政策公約のうち，14については達成率が100％となっており，95％が１つ，80％が５つ，75％が１つ，70％が２つ，65％が１つとなっております。一歩ずつではありますが，着実に政策を推進し，成果が伴ってきたと感じております。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対策や，新しい生活様式を踏まえた対応など，難しい局面にありますが，全ての政策が達成できるよう全力で取り組んでまいります。

３点目の，阿見町に必要な新たな骨太の政策の検討についてであります。

私が町長に就任させていただいてから２年８か月が過ぎました。この間，町には様々な課題があることを改めて認識をいたしました。将来に向け取り組まなければならないこともいろいろと感じておりますので，現時点における私の考えを述べさせていただきたいと思います。

ソフト面でありますが，人材育成への投資が必要と考えております。

将来を担う子供たちに対し，学校教育の充実として，ＧＩＧＡスクール等のＩＣＴ環境の整備は継続して取り組む必要があります。

また，町民の社会参加を促進するため，地域予算の拡充や，小さなお子様からお年寄りまで学べる生涯学習にも力を注ぎたいと感じております。

役場内においても，職員のスキルアップに取り組むとともに，テレワーク等のＩＣＴ化の推進に努め，業務の効率化を図りたいと考えております。

さらに，町民の安心安全の確保として，コロナ禍を踏まえた防災，危機管理の充実，治安の強化につきましても，より実効性があり強固な体制を整えていきたいと感じております。

ハード面といたしましては，公共施設の適正管理に取り組むことでランニングコストの削減につなげたいと考えております。

また，現在事業に着手している都市計画道路寺子・飯倉線の整備推進のほか，新たなものと

して，霞クリーンセンターの更新も大きな課題であると考えております。

４点目の，総合体育館や町民プールの整備についてであります。

総合体育館及び町民プールは，スポーツの振興や健康増進，レクリエーション活動等の中核を担う主要な施設として，阿見町総合運動公園内に整備することが位置づけられています。これらの施設につきましては，以前から早期の整備を望む声が多く寄せられており，町としても，整備の必要性は高いと判断した上で，平成13年度に阿見町総合体育館建築基本設計を作成し，整備に着手する予定でありました。

しかし，当時の財政状況が厳しさを増す中，多額の費用を要する総合体育館の整備を実施することは困難であると判断し，事業の一時中止を決定した上で現在に至っている状況であります。

今後の事業の再開につきましては，中長期財政計画や町民ニーズ等を総合的に勘案しながら検討してまいります。

５点目の，歴史民俗資料館（博物館）の整備につきましては，教育長から答弁いたします。

６点目の，巡回バス運行の検討についてであります。

現在策定中の立地適正化計画において，市街地間及び市街地と市街化調整区域とのネットワークの構築について取り組むことを明記しており，これに伴い，地域公共交通計画の策定を令和３年度から２か年で予定しております。

当計画は，現状の公共交通の課題等を検証し，その改善計画を明確にするものであるため，巡回バスの運行につきましても検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　皆さん，おはようございます。

それでは，５点目の，歴史民俗資料館の整備についてお答えいたします。

歴史民俗資料館の整備は，平成30年第３回定例会のほか数回にわたり海野議員から御質問を受けており，検討を進めているところです。

歴史民俗資料館は，より多くの町民の方々に見て，触れてもらい，阿見町の歴史を実感していただくことができる大切な施設であり，郷土である阿見町の先人たちから引き継いできた文化財，歴史資料を後世に引き継いでいくための施設であると考えております。

これまでの適切な整備の在り方について，規模や立地，新築または既存施設の利活用等を含め，どのような形での整備が望ましいか検討してまいりましたが，多額の事業費用を要することから，町全体施策の位置づけ及び優先順位について，今後，策定予定の第７次総合計画及び

生涯学習推進計画において，計画に盛り込んでいけるように検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　それぞれ御丁寧な答弁，前向きな答弁，ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まずですね，24の公約の話なんですが，未達になる可能性のある公約があると思われるのですが，その具体的な政策名と原因や課題，それから来年度予算執行しますよね。その上でどの程度の達成率となるか，御説明をお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

町長の答弁にもありましたようにですね，進捗状況については多少ばらつきがございます。令和３年度末，最終年度になりますけども，までには全ての政策が達成できるよう取り組んでおります。ですので，現段階におきましては，未達成になる政策の想定はしておりません。

ただ，進捗率が一番低い，65％の政策，こちらについては，グリーンツーリズムの推進，これが進捗率65％の政策となっております。このグリーンツーリズムの推進については，受入れする地域の担い手や組織体制が課題と捉えておりまして，東京農業大学との連携事業を活用しながら進めているところです。しかしながら，今般のコロナ禍の影響で，外部との交流を控えざるを得ない状況にあるということから，今後の進捗には影響を及ぼすことが考えられます。

現時点で10の政策が未達成となっておりますけども，そのうち５つの政策については，令和２年度，今年度末までには達成を見込んでおります。ですので，残りの５つの政策が令和３年度に送られるということになります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　せっかくですので，その５つの，令和３年度になる５つの公約について教えてください。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

まずですね，今，申し上げましたグリーンツーリズムの推進，こちらが現時点で65％の進捗率になっております。次が，観光資源の発掘と特産品の開発，こちらが進捗状況として70％。

次が，ＮＰＯ等の町民活動への支援，こちらが80％。議会のケーブルテレビ中継とネット配信，こちらが95％。最後になります，５つ目が基金積立金の確保と町債の抑制，70％。

この５点が，令和３年度末までには達成できるというような見込みで，今，進めているとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　分かりました。それは非常に，それは令和３年度の予算をもって達成されるという予想なんですね。

この５つについて，さっき令和２年度末には達成する見込みだっていう５つについて，改めてもう一回ちょっとお話ししてもらっていいですか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

まず，令和２年度，今年度末ですね，の達成見通しの５つですが，まず，病児保育施設の整備，こちら現在80％ですが，こちらにつきましては，東京医大に令和３年４月にオープンを予定しているということで進んでおります。

続いて，低所得者が入所できる介護施設の誘致，こちらは現在80％の進捗ですが，ひたち野うしく近接に，令和３年２月にオープンを予定しております。

続いて，道の駅建設を凍結し再検討，こちらについては，来年，年明けですね，早々には，最後の検証委員会を行って答申が出るということになります。

続いて，地域予算の創設による町民参加型予算の導入，こちら80％の進捗ですが，こちらについては，今，モデルでやっております吉原・実穀小地区を対象に進めておりますが，それについての予算が，令和３年度の新年度予算で計上されると，予算が確保されるということになります。

最後ですが，公共施設の老朽化対策と大型事業の見直し，こちらは80％。こちらについても，おおむね今年度末で主要な個別施設計画の策定が終わるということになります。

これが以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございます。

先ほどからね，町長，教育長，それから公室長の話をいろいろ聞きながらね，必要性は十分認識して具体的に入ったものもあって，しかし，その後，財源の状況があってですね，取りやめになったと，こういうものもあるということで，私も改めて今回質問するのに，総合計画，後期計画を読み直してみました。それから，特に歴史民俗資料館とか，体育館とか，町民プールとか，そういうこと，どこかに，どういうふうに書いてあるのかなと思って読んでみたんです，生涯学習推進計画もね。それぞれ，そこにはね，なかなか具体的にね，目標として，整備を目標として，記載がなかったということもあってですね，私が読んだ限りではですよ。

ですから，ここの上位計画で，最も上位計画である第６次総合計画，後期計画になりますね，今ね。それからその関連する生涯学習基本計画，これも後期計画になります。その他の計画の中で，歴史民俗資料館や総合体育館，町民プール等に関する明確な記載というのは，どこかに記載されているんですか。あったら教えてください。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　お答えさせていただきます。

まず，教育委員会のほうからは，歴史民俗資料館の件につきまして御説明させていただきます。まず，第６次総合計画後期計画におきましては，議員からの御質問の歴史民俗資料館等の施設につきましては，残念ながら，具体的にこの施設整備の記載はございません。

次に，生涯学習基本計画後期計画についてでありますけれども，基本目標５，みんなが学べる器づくりにですね，新たな生涯学習施設機能の充実というところがございまして，その中で総合体育館，文化会館，歴史館等，新たな生涯学習施設につきましては，町民ニーズと財政状況を的確に把握しながら，上位関連計画と整合性を図り，整備を検討しますとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　私もね，１か所だけ見つけました。いま，建石部長がね，御答弁になりましたけれども，生涯学習推進計画の中にね，総合体育館，文化会館，歴史館，これは歴史館ていうのは多分，歴史民俗資料館のことだと思いますが，新たな生涯学習施設については，町民ニーズと財政状況を的確に把握しながら，上位関連計画との整合を図り，整備を検討しますと，こういう形になっていますね。

これ必要性は相当認めているんじゃないかなと思います。普通総合計画つくるときにはね，町民アンケートとか，様々な諸団体からですね，ニーズ調査とかアンケート調査をしますので，そういう意味での町民ニーズっていうのはあるんじゃないかなと私は思っているんですね。

それで今回ですね，先ほど教育長もね，答弁されましたけども，それぞれ，総合計画はあと２年後かな，それから生涯学習基本計画は１年後，これ逆転しているという話をよくするんですけども，まず総合計画があって各個別計画あるんじゃなくて，先にね，生涯学習推進基本計画がつくられるので，そこに盛り込まれるのかどうかは私はよく分かりませんけども，そこに記載をすると，具体的にね。そうしないというと，この計画は進まないのではないかなと思います。

これは先ほどの教育長の答弁というのは，具体的に，歴史民俗資料館については，特にね，その計画に盛り込んで，歴史民俗資料館を整備していくというふうに理解していいんですか。

これ教育長じゃなくて町長に聞いたらいいのかな。どちらか，すいません。
○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　はい，お答えします。
歴史民俗資料館につきましては，その重要性は認識をしております。以前，昨年だか民教の視察に行った際にですね，その後，龍ケ崎の歴史館，民俗資料館に寄って帰ってきましたけれども，大変に感動して，今，造らなければいろんな資料等もなくなっていくというようなおそれもある。今やらなくちゃいけないんではないかというのを痛切に感じてきたところでありました。
また，私の政治活動におきましても，この24項目の政策を立ち上げましたけれども，その後に追加で７項目，その中にも，歴史民俗資料館ということで，これは就任したときにも一般質問にもありましたけれども，まずは24項目の政策ということでしっかりやっていくと。余力があれば，そこら辺までやっていければいいなというふうなことでお話をしたと思いますけれども，就任してびっくりしたのは，やはり財政が厳しいということであります。こういった中で，どうやってハード面をそろえていくかというのは大変至難の業だなというふうに思っています。また，今現在，コロナ禍でありまして，税収がどのぐらいの落ち込みがあるか見当もつきません。
というふうなことで大変厳しい状況でありますけれども，やはり総合体育館，また町民プール等も含めて，町民のニーズはかなり多いということは把握をしています。その中で，この歴史民俗館についても同じ位置づけではないかというふうにも思っています。
ただ，これから先，まだ私もあと１年ございますので，これからの１年間というのは，これまでのものを総括していかなくてはいけないというふうに思っています。その中で，本当にこの資料館が必要かどうかということも確認をしなくてはいけないというふうに思います。
また，もう１つ大きな課題としてですね，霞クリーンセンターがあと10年で耐用年数が切れていくというようなことであります。霞クリーンセンターをどうするかということは大変大きな課題でありまして，これは近隣も含めて広域化ということでも考えておりますけれども，それが駄目だったときには単独でやらなくちゃいけない。そういった中では，ハード面というのは，このクリーンセンターを何とか見込みがつくまでは，ちょっと動けないのではないかというふうに思っています。しかしながら，議員御指摘のとおりでありますので，この辺のところも来年１年間でしっかりと位置づけをしていきたいというふうに思います。
また，生涯学習計画のほうが前倒しというようなことでありますが，この辺のところも，整合性を取るのには，本当は総合計画の後の位置づけというような形が一番いいんだと思いますけれども，これは始まった当初の問題もありますので，その辺も含めてですね，これから検討

していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　前向きな答弁で，本当にありがとうございます。

そこまで御答弁いただいたのに，この先の答弁をするのはね，誠に申し訳ないんですけれども，先日ね，私，実穀にある文化財資料保存倉庫をね，訪ねて，担当者にですね，御案内をいただいて，見てまいりました。

この文化財資料保管倉庫ってのは，そもそもどういう目的で設置されているんですか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

平成12年にですね，制定されました阿見町文化財資料保管倉庫の設置及び管理に関する条例の中でですね，阿見町における歴史資料・民俗資料・民俗文化財・埋蔵文化財等の収集・保存し，その活用を図ることにより，郷土の歴史と文化に対する町民の知識と理解を深め，もって郷土の文化の向上並びに教育及び学術の発展に資することを目的として，文化財倉庫を設置するということで設置をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　今の答弁聞くと，文化財資料保管倉庫のところを歴史民俗資料館て書くと，もう大体目的がしっかりと出るような感じがするんですが，現在の管理，比較的管理はされているような気はしましたが，管理とか利活用はどういう状況になっていますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

現在の管理の状況でございますが，まず，管理主体は生涯学習課が担当をしてございます。倉庫内の収蔵品は主に埋蔵文化財から出土したものでございますが，コンテナ等に整理しまして，整理棚に保管をしている状況でございます。その他の収蔵品についてもですね，整理整頓に心がけております。

また，利活用としましては，保管庫という性質上ですね，一般の町民の方向けに公開という形は行っておりませんですけれども，収蔵品につきましては，現状で研究者等からですね，要望があればですね，閲覧等に対応しているというような状況でございます。

そのほか，敷地等の管理につきましては，年に２回の草取りと年１回の植木の消毒等を実施してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。
○１１番（海野隆君）　私もね，見させていただいて，なかなかその目的どおりになってないなと思いますね。常々この間ね，歴史民俗資料館，大きい新しいものを造る必要はないんだと。本当は造ったらいいかもしれないけれども，学校の跡地というかね，その利活用なんかも含めて検討してほしいということを申しておりましたけれども，早急にね，歴史観資料館開設に至るまでの期間がありますので，その期間にですね，その準備もしていただきたいと。建物造りました。さあオープンってわけにいかないですよ。さっき人材育成っていう話を町長がされていましたけれども，人員配置もしっかりと，その専門職をどうするかとか，あるいは，そういった専門的な機関とどう連携するかとか，そういったことについても相当なね，注力をしなければできないものと思います。

それで，担当者としてはね，現状についてはね，つらいものがあるのではないかなと私は思っているんですけども，それを根本的にやっぱり解決していくためには歴史民俗資料館を，ぜひ造ってほしいと。これは町長からさっき決意がありましたので，よろしくお願いしたいと思います。

それからですね，巡回バスの検討なんですけども，今回の補正予算にね，デマンドタクシー増車，１台ね，が計上されてます。３台になるってことかな。今後の高齢化社会の進行に伴う公共交通体系をどうするのか，高齢者の移動の権利をどう保障していくのかっていうのが，地方の市町村の共通の課題に今なっているわけですよね。

県内でね，境町で自動運転バスか，これが実験を行って非常に注目されているということのようです。境と阿見町は地域もニーズも違うので，一概にそれを導入しようというふうには言いませんけれども，ただ，阿見町の公共交通体系って，地域公共交通計画があって，協議会があって，その中で議論をしている状況ですよね。結構，公共交通を担っている方々の代表者も入っていて，調整も難しいというふうに聞いているんですけども，その現状の問題点，それから今後の計画に取り組む課題等について，再度，巡回バスの件について伺いたいと思います。
○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。
○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

現在の町の公共交通における基本計画は，阿見町地域公共交通総合連携計画になります。この計画により，コミュニティバスの実証運行やデマンドタクシー導入などを実施しております。

しかしながら，平成21年度に策定された計画であること，また，国からの地域公共交通計画の策定指導を踏まえ，来年度から地域公共交通計画の策定に着手する予定であります。

この計画は，現在の町の公共交通を継続した場合に予想される地域の姿を目指すべき地域の姿に導くために策定するものです。よって，現在の課題だけでなく，今後想定される課題につ

いても計画策定においても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　計画の中に，新交通システムか，そういうのも積極的にね，盛り込みながら，デマンドタクシーはもちろん必要。で，公共交通，定時巡回する公共交通についてもですね，検討を加えていただきたいと思います。

以上なんですけども，ドイツのですね，メルケル首相は，今回のコロナ禍の中でね，文化芸術に対する支援の演説を行っています。この演説は世界中の指導者からですね，国々から称賛の声が上がっております。

演説では，連邦政府，ドイツ政府ですね，は，芸術支援を優先順位リストの一番上に置いていると。そしてその文化を重視する姿勢が強調されていました。ドイツは文化の国であり，私たちは全国に広がる多彩な催物，ミュージアム，劇場，オペラハウス，文芸クラブに誇りを持っています。文化的イベントは私たちの生活にとって，この上もなく重要なものです。それはコロナパンデミックの時代でも同じですと宣言し，ドイツの地方自治体とともに，文化芸術に対する大規模な支援を行っています。

町内に御夫妻でね，ドイツに30年以上，お住まいになって仕事をされていた方がいらっしゃって，その方は，片方が新潟で片方が福島だったかな，出身。だけれど，阿見を選択したんですね，終の住みかに。富士団地にいらっしゃる方ですけれども，積極的に町民活動にも，町内のいろんな活動に参画されて，非常にアグレッシブなね，方だなというふうに思っていますけど，その方にね，ドイツの一般国民が日常的に文化に対してどんな生活しているのかなとお聞きしたことがありまして，その方が言うには，やっぱりドイツのメルケルが言っているように，文化活動というのは日常生活と切っても切れない関係だと，もう日常生活の重要な一部だと，こういうふうに教えてくれました。その方に，日本はどうですかっていうと，ちょっとドイツと比べると，なかなか比べるのは難しいという話をされていましたけども。

今年はですね，作曲家古関裕而の生涯を描いたＮＨＫ朝の連続小説ね，「エール」が放映されておりました。11月いっぱいでね，終わりましたけれども，御存じのように，古関裕而は予科練の歌である「若鷲の歌」の作曲者，さらに1980年代に開校した朝日中学校，阿見第二小学校の校歌，２校の校歌も作曲をしております。校長室にはね，自筆の楽譜がありますね。

ドラマではね，古関裕而の弟さん，これは古山浩二っていう役だったですけれども，その本名というか，本名では古関裕而の弟さんは古関弘之さんという方です。これはドラマの内容とは全然違う経歴なんですけれども，いずれにしても，1975年頃ですね，阿見町，この人も福島出身だけれども，阿見町を終の住みかとして，筑見団地に後半生を過ごしているんですね。絵

描きでもあったせいで，1976年頃からかな，大体５年ぐらいかけてね，広報あみにスケッチをずっと掲載をされています。何か，お聞きすると，税務課の臨時職員だったんじゃないかっていう話も聞いているんですが，多分本当だと思います。

そういう意味からすると，どうもその弟さんである古関弘之さんが，朝日中学校とか阿見第二小学校の校歌を作曲するのに古関裕而の仲介に立ったと思われます。

今議会にね，町のＰＲ動画を作成するという提案がありました。町内にね，これ，できたら楽しみですけどね，町内にどんな資源が眠っているのかとか，その資源の中でね，トレンドをつかまなくちゃいけないので，トレンドにふさわしい資源が何かと，そういうふうに考える１つのきっかけになるんじゃないかと思って楽しみにしております。

役場もね，町を全国に売り出そうと思っていると思うんですね。これ私もね，気がついたのが遅かったんだけども，その「エール」がね，始まったらね，すぐ，古関裕而と阿見町って何か関係あるねって，役場の職員知ってるはずなんですよ。役場の，もともと臨時職員だった弟さん。それから，当然予科練の歌を作ったのは古関裕而さん。阿見町に来て，宿泊して，それを見ているわけですよね。この２つの学校の校歌を作ったときも，わざわざ阿見に来て，阿見の状況をいろいろ見ていると。誰かがね，気がついて，何かこれまちおこし，まちおこしに使うというのがいいのかどうかは別として，古関裕而に，はっきり言うと茨城県内で古関裕而との関係は一番関係があるんですね。そういうことも含めてね，町の役場の職員も，しっかりと感度を高くしていただきたいと。

歴史民俗資料館を整備してね，町の歴史をよく知り，地域の大事な資源を全国区にするという感度を磨いていただいて，阿見町が文化芸術政策に対して最も進んだ自治体だと評価される日が来ることを期待して，一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，11番海野隆君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔１５番紙井和美君登壇〕

○１５番（紙井和美君）　皆さん，おはようございます。

移住定住促進と，地域活性化のための空き家対策について，通告に従い質問いたします。

各地で年々増え続ける空き家が問題になっているのは皆様御承知のとおりであります。日本国内の人口減少に歯止めがかからず，総務省統計局によれば，2010年は１億2,800万人だった人口が，2045年には１億650万人程度に減少するというデータが出ています。さらに地方では，人口減少は，少子高齢化や都市部に出てしまう若者で過疎化が進み，残った高齢者が亡くなるなど，空き家，耕作放棄地などが増加するという課題に直面しています。

2015年５月，空き家を適切に管理する目的で定められた空家等対策の推進に関する特別措置法では，空き家の定義として，年間を通して人の出入りがなく，水道やガス，電気など，その他を含め建物が使用されていないということをもって空き家と判断されるとあります。

空き家と判断された中でも，さらには危険空き家として実態調査した中で，倒壊のおそれがある，衛生上有害である，著しく景観を損なっているなどの問題がある建物は特定空家に指定されます。特定空家に指定されると，この法律に基づいて市区町村長の命令が及び，状況によっては罰則が科せられたり，行政代執行が行われる場合もあります。

そこで以下の点についてお伺いをいたします。

１，増え続ける空き家の利活用の対策として，11月２日に阿見町で，空き家バンク媒介に関する協定が締結されました。これにより情報が共有され，高齢者や若者のサロン，子供の居場所づくりなど，様々な地域拠点として利活用することで町の活性化につなげられるのではないかと期待するところであります。当町の考えをお伺いいたします。

２，空き家のリノベーションに補助制度を活用し，町外，県外からの子育て世代や，都心からテレワークで遠隔オフィスに利用する人を呼び込むなど，移住定住促進につなげる考えについてであります。リノベーションとは，既存の建物に大規模な改修工事を行い，用途や機能を変更して性能を向上させ付加価値を与えることであり，これにより様々な活用範囲が広がると考えます。当町の見解をお伺いいたします。

３，町内の学生のシェアハウスや宿泊者のゲストハウスなどに活用できないか，お伺いいたします。

４，次に，特定空家についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法の法律が施行されたことにより，次のことが可能になりました。危険な空き家の実態調査，所有者への空き家の適切な管理指導，跡地の利用促進，適切に管理されていない空き家に，特定空家に指定，特定空家に対する助言・指導，勧告，命令，特定空家に対する行政代執行などであります。地域の防災，衛生，景観などに深刻な影響を及ぼす特定空家に関する当町の取組についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　紙井議員の，移住定住促進と地域活性化のための空き家対策についての質問にお答えします。

１点目の，空き家バンクを活用し，地域拠点の活性化につなげることに対する町の考えについてであります。

空き家バンクは，空き家等を売りたい，貸したいと考えている所有者と，買いたい，借りたいと検討している方とのマッチングを支援する制度になります。茨城県宅地建物取引業協会並びに全日本不動産協会茨城県本部の２団体と，先月２日に媒介業務の支援について協定書を締結しました。これを機に，空き家等の解消に引き続き努めてまいります。

議員御指摘のサロンや居場所づくり等における地域拠点として空き家等の活用を検討している組織は，ぜひ，空き家バンクを御活用いただければ幸いです。

なお，町でも空き家等を利用できるイベントや取組においては，積極的な活用に努めてまいります。

２点目の，移住定住促進につなげるための空き家に対する補助制度の創設についてであります。

空き家等対策並びに移住定住促進は町の重要課題と考えています。町の人口増加の施策として空き家等を有効に活用することは町も認識しているところです。

しかしながら，空き家等の利活用については，空き家バンクの運営に着手したところであり，当町の空き家バンクへの需要がどの程度あるのか把握できていない状況です。

今後の空き家等の利活用状況を見極めるとともに，媒介支援をお願いする２団体からの助言も参考に，空き家等に対する補助制度の創設については検討してまいります。

まずは，空き家バンクの登録者を増やすための取組に努めてまいります。

３点目の，町内の学生のシェアハウスやゲストハウスなどへの活用についてであります。

先ほどの答弁のとおり，空き家等の利活用の施策として空き家バンクの運営に着手したところです。今後の空き家等に対する需要状況を見極め，利活用に対する取組を拡大する場合には，議員御指摘の活用についても検討させていただきます。

４点目の，地域の防災，衛生，景観などに深刻な影響を及ぼす特定空家に関する取組についてであります。

特定空家等に関する取組は，管理不全な空き家が増加することで，安全性の低下，公衆衛生の悪化など町民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることから，取り組むべき重要な対策であると考えております。

現在，茨城大学や茨城県弁護士会，茨城県建築士会等に所属する有識者で構成する阿見町空

家等対策協議会の協議を経て作成した特定空家等の判定基準に基づき，立入調査や建物等の所有者調査を進めております。所有者につきましては，死亡により相続手続が済んでいない事案もあり，相続予定者等の調査も進めているところであります。

なお，雑草，樹木の繁茂や強風時における屋根材の飛散等の情報提供があった場合には，これからも助言・指導を行ってまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　当町の空き家の件数，それと当町の総住宅数に占める空き家の割合である空き家率についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

令和２年11月末現在の空き家の件数は517件です。この空き家率は2.97％，約３％となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

その中で，利用できる空き家と危険空き家，そしてまた特定空家などの内訳について教えていただけますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

申し訳ありませんが，現時点の内訳は分からないんですけれども，平成27年度に実施しました空き家等現状調査におきましての率は分かります。この中で空き家の管理状態を分けておりまして，利用できる空き家は323件，約77％，利用できない空き家は96件，約23％となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　それでは，特定空家と認定された場合，その所有者のリスクについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

特定空家に認定後の必要措置，先ほど紙井議員もおっしゃっておりましたが，助言・指導，勧告，命令，代執行の手続があります。

そのうち勧告を受けた場合には，町で課税しております固定資産税と都市計画税の特例措置

が受けられなくなることがございます。

次に，命令に違反したときには，50万円以下の過料も発生いたします。

最後に，町が代執行を行ったときには，財産の損失のほかにですね，代執行に要した費用を町に支払う，そういうことが起きます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

先ほどの答弁ですと，323件は利用できる空き家ということで，それで96件が利用できない空き家ということで，利用できない空き家がどんどん増えていくということが一番の懸念される部分だと思うんですね。そういったことから，危険空き家，そこからまたいって特定空家っていうふうに認定される前に，それを利活用する方策を考えていかないと，どんどん増えていくんではないかなというふうに思っているところなんです。

少子高齢化によってこれから本当にますます増えていくというふうに思っておりますし，適切に選別しながら，あるときは大がかりに，先ほど申し上げましたようにリノベーションしたり，あるときは簡単な補修で使うということなど，継続したメンテナンスが必要ではないかなというふうに思っています。

そこで，利活用する，そういったことで，地域や民間企業，大学，また行政，産学官の連携で取り組んでいく施策をこれから進めていくことが大事ではないかなと思うんですが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

議員の御指摘の産学官連携しての取組としてはですね，町内の企業や大学にも周知活動を展開するとともに，媒介業者の支援を依頼した団体の関連業者にパンフレットの設置をお願いするなど，空き家バンク制度の浸透に努めていきたいと考えております。

また，県内には日立市と茨城大学との連携により，空き家を改造し学生のシェアハウスとして活用している事例もありますので，今後，空き家とリノベーションの，並びに支援制度の考え方について検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。ぜひ，よろしくお願いしたいと思います。

大分県の杵築市というところと，あと栃木県の佐野市では，空き家を，柔軟な働き方を推進するワークスタイルということで，勤務先以外の場所に設置するサテライトオフィス，御承知

と思いますけれども，それに活用したりですとか，あとは様々な職種の人が同じ場に集っていくというコワーキングスペース，今よくテレビでも，ネットでも出てくるんですけれども，そういった補助を出したり，そういった県外からの移住定住を促進する取組をされています。また，鹿児島県の錦江町というところは，空き家をゲストハウスにするために，その改修費の一部をクラウドファンディングで募っているというふうにお聞きしています。

また，県内では，取手市が定住促進策の一環ということで，住宅取得費の補助，また住宅リノベーションの費用の補助，またシニア層の持ち家活用による住み替えへの支援，そういうことを行っております。

当町でも，これから空き家バンクをうまく運用させて，これ前も頂きましたけど，よく皆さんでＰＲして読んでいただいて，この空き家バンクをまず皆さんによく知っていただくということが重要ではないかなというふうに思っているところです。空き家バンクができたよというと，ちょっとよく見てみたいというふうに言われたりします。そういったことからＰＲをぜひお願いしたいと思っています。

これを活用しながら，登録方法とか，登録物件の検索とかを広く周知をしながら，より多くの方に利活用してもらいたいというふうに思っています。

これからさらに，空き家バンクができたことによって，さらなる発展につながるということを心から期待して，この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　それでは，２問目に移らせていただきます。地域公共交通の現状と今後の進め方ということについて。

2014年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が成立いたしまして，地域交通は地方自治体が先頭に立って推進するということが打ち出されました。そして本年２月，地域の移動手段の確保の充実ということのために，地方公共団体主導で，公共交通サービスの改善などを目的とした，持続可能な運送サービスの提供を確保するに資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定をされました。

総合政策局の総合政策ニュースの中では，この政策案は，地方自治体で策定する地域公共交通網形成計画，そしてまた，地域公共交通網再編実施計画，これがなかなか進まないことから，地域公共交通に関する理解を深めるため，また，それに温度差があるために自治体間の連携が取れなかったということの反省を込めて，今回，地域公共交通計画の策定を地方自治体に努力義務化したということになっております。

地方自治体の公共交通においては，少子高齢化やそれに伴う人手不足，また新型コロナ対策

など，抱える課題は複雑多様化をしております。大胆な規制改革とともに，ビックデータやＡＩを活用した次世代未来都市の実現を目指すスーパーシティ構想も，これは決して大都市のものではなく，地方創生の切り札であるというふうに言われております。

都市の抱える課題に対して，ＩＣＴ等の新技術を活用して，計画，整備，管理運営等のマネジメントが行われ，全体を適正化が図るために，持続可能な都市，また，地区である未来のスマートシティを超えて，全ての住人が快適に暮らせる次世代未来都市の構築は，いつも申し上げているＳＤＧｓ――持続可能な開発目標にも資する取組でございます。

このような状況を踏まえて，全ての地域において持続可能な運送サービスの提供を確保するために，地方公共団体が公共交通事業者等と連携して，最新技術等も活用しながら，既存の公共交通サービスの改善と充実を徹底していくというために，地域の輸送資源を総動員させる取組が必要ではないかと考えております。

昨年令和元年12月議会でも質問いたしましたが，進捗状況も含め，当町の地域公共交通の現状と今後の進め方についてお伺いをいたします。

１，当町のデマンドタクシーの利用状況について，利用者数及び移動先の状況についてお伺いします。

２，現在のデマンドタクシーは阿見町地域公共交通活性化協議会が運営しておりますが，市町村が直営で運営している自治体も見受けられます。阿見町で地域公共交通活性化協議会での運行とした理由についてお伺いをいたします。

３，町が策定中の立地適正化計画の中で，ネットワーク構築の考え方について触れていますけれども，コンパクトシティを進めた場合，地域公共交通について，どのような形態を想定しているのか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　地域公共交通の現状と今後の進め方について，質問にお答えいたします。

１点目の，当町のデマンドタクシーの利用状況について，利用者及び移動先の状況についてであります。

令和２年４月から10月までの実績となりますが，利用者は5,261人になります。主な移動先の状況は，東京医科大学茨城医療センターが727人，あべ整形外科が222人，マイアミショッピングセンターが204人，カスミフードスクエア阿見店が193人になります。

２点目の，地域公共交通活性化協議会で運行している理由についてであります。

阿見町地域公共交通活性化協議会は，平成19年に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき，平成20年８月に設置しております。

国が地域公共交通の活性化等に取り組む協議会に対し，事業をパッケージで一括支援する地

域公共交通活性化・再生総合事業を創設したことから，当該制度を活用するため，協議会がデマンドタクシーの運行事業者となり，阿見町地域公共交通総合連携計画の策定とデマンドシステムの導入事業を実施した経緯があり，デマンドタクシーを協議会で運行しております。

３点目の，コンパクトシティを進めた場合，地域公共交通についてであります。

海野議員の一般質問における答弁のとおり，来年度から策定を予定している地域公共交通計画の中で検討することになります。現状の課題等を十分に検討し，より効果的な公共交通網が形成されるよう，当該計画の策定に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

先ほどの答弁にもありましたように，利用者とその移動先は，やはり，通院，買物に関する施設への利用が多いようです。

例えば高齢者の買物支援についてでありますが，佐賀県の鹿島市のほか，群馬県の伊勢崎市では，社会福祉協議会や福祉事務所が協力して，免許返納後の移動支援，県内ではひたちなか市が買物支援の取組をしています。当町でも，高齢者を対象にした移動手段の検討はできないかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

議員御指摘の提案につきまして，現在町が取り組んでおります移動販売事業の影響も勘案しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

カスミの移動販売においては，本当に，買物に行けない方にとって，近くまで来てくれる大変にありがたい事業でありまして，今後も継続を願うところであります。

一方で，介護認定を受けていない人で車を運転しない人，また，免許返納後の元気な高齢者からは，自分の足で店舗に出向き，自分の目で見て買物をしたいという要望が度々寄せられます。ふだんの買物は家族に連れていってもらうので休日しか行けないこと，また，外出することへの楽しみができるということ，理由は様々なんですけれども，やはり多くのメリットがあるのではないかというふうに考えているところです。今後の検討事項として，どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に，公共交通の利便性を図る人工知能――ＡＩの活用について，再度お伺いします。

香川県三豊市というところでは，行政と社会福祉協議会と自動車企業のダイハツが連携して，

通所介護施設の共同送迎サービスの実証実験を行っているところであります。県内では，大子町がカーシェアリングや乗合タクシー，そして巡回バスにＡＩを活用した実証実験が，本年の10月にスタートいたしました。

当町でも今後，ＡＩを活用した運行形態を検討課題に入れていただきたいと思うのですが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

議員御指摘の地域公共交通へのＡＩの活用は，ＧＩＳにより登録者の行動データを収集し，その行動経路から，コミュニティバスの停留所の効果的な設置箇所の選定に活用しているようです。

来年度から策定に着手する地域公共交通計画は，町の公共交通の基本計画となります。具体的な実施計画までは調査検討の対象とならないと思われます。

御提案につきましては，公共交通の施策を具体的に続ける利便増進実施計画の策定時に検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

利便増進実施計画，今おっしゃられたものですけど，岡山市はこういうふうにつくって，地域公共交通利便性実施計画ということで，詳しくこれに，令和２年の６月，今年の６月ですね，そこにつくられております。

利便増進実施計画についてお尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

利便増進実施計画は，これまでの地域公共交通再編計画に代わるものです。地域公共交通計画は，現在及び将来想定される問題点から，どのように公共交通網を形成すべきかを定める基本計画であるのに対し，利便増進実施計画は，この基本計画に基づいた路線もしくはエリアをどこの事業者が運行するのか，さらには，町がその運行経路に対しどのような支援を講じるのかを明確にさせる実施計画になります。

なお，当該計画の策定には運行事業者の同意も求められるということになっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

先日，全員協議会の中で説明がありました，これですね，立地適正化計画素案についてです

けれども，これの46ページの５番から48ページまでの間に，ちょうど公共交通のことが載っているんですけれども，阿見町には鉄道がないということで，ＪＲ常磐線各駅との連携の確保が重要であるということ。また，バスについては，ＩｏＴをはじめとする情報技術の活用が進むというふうに想定され，それを活用した交通ネットワークの充実を考慮するというふうに書いてあります。

鉄道やバス，タクシーなど多様な交通手段をＩＴ情報技術と統合することで，次世代の移動サービス――MaaSについて，これは昨年の12月議会で質問した折に，産業建設部長の答弁で，当町では茨城大学と公共交通の共同研究等もやっており，専門家の先生と提案について研究したい。立地点適正化計画，コンパクトシティ・プラス・ネットワークという形で，今までの市街化区域をさらにぐっと縮めて拠点をつくり，それを結んでいくという計画になる。立地適正化計画については，令和元年から２年間にわたって計画を練り，その中でそういう提案も含め検討していきたいと思っているというふうな答弁でございました。

MaaSの導入については，県内では，茨城交通株式会社，また，つちうらMaaS，仮称，日立地域MaaSプロジェクト，つくばではスマートシティ協議会で，キャンパスMaaSや医療MaaSなど，１年で大きく進展をしております。

いずれも大きな自治体でありまして，鉄道の駅のない阿見町ではありますが，当町でも大学と企業と連携した取組を利便増進実施計画の中で検討する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君）　はい，お答えいたします。

議員御指摘のMaaSは，県内でも複数の自治体が取り組み始めているようです。先ほどの答弁同様，地域公共交通計画における検討事項の対象とはなりませんが，MaaSの調査研究は加速度を増して進められていることは認識しております。

しかしながら，個人情報の取り扱うための法整備，そのほか大学や公共交通事業者等，多くの支援がないと進められない事業であることから課題も多くあると考えております。

つきましては，土浦，つくばなど，既に取り組んでいる自治体の動向を注視しながら，システムの有効性が確認できれば，今後進める計画の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。ぜひ，そのようにしていただきたいというふうに思っております。

今後，世の中は本当に目まぐるしい勢いで変化をして，特に情報技術の進展は，コロナ禍が拍車をかけて，大きく前進するしかない状況になっています。そのような中で，当町の公共交

通の担当課は，本当にあらゆる情報を集めながら，先進的に進めようと努力されている様子は，本当に大変に評価すべきであると実感しております。

阿見町は４万8,000人に迫る市に匹敵する人口でありまして，病院も大学にも恵まれている町でございます。今後もさらに努力を重ねていただいて，情報技術を活用した交通ネットワークを先進的に取り組んでいただきたいと強く要望いたしまして，この質問については終わらせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　それでは，最後の質問になります。粗大ごみのリユース，再使用の取組についてでございます。

大量生産大量消費によって成り立っている現在の社会は大量の廃棄物が出されます。生活が豊かになった分，環境への負荷が大きくなってしまいました。ごみを燃やすと二酸化炭素の排出やダイオキシンなどの有害物質の発生といった問題が生じて，また，ごみを埋めると土壌汚染にもつながります。当然のことながら，地球上にある資源やエネルギーの量は限られており，これまでの生活や経済をいよいよ見直さなければいけない時代に入っていると思っています。

こうした環境への悪影響を減らすために，まずは３Ｒを理解し実践することが重要です。３Ｒとは，御承知のとおり，リデュース――ごみを減らす，リユース――繰り返し使う，リサイクル――再び資源に使うの３つのＲのことであるということです。今回は，その中のリユースについてお伺いをいたします。

リユースとは，一度使用したものをそのままの形でもう一度再使用することです。リサイクルが必要とするような，再生のための大規模な施設も不要であります。中古品をもう一度販売することができるので，過剰な生産や消費を抑えることもできます。再使用する側にとっても，新品を購入するよりも，リサイクルショップなどでリユースのものを購入したほうが安く手に入られるということ，そのようなメリットがあります。

使えるものを繰り返し最後まで使うというリユースの精神は，もったいないという日本語が表しているように，古きよきものを大切にしようという日本の伝統的な考え方があります。しかし，現在では，日本リユース業協会によりますと，使わなくなったときに売ることを想定して製品を購入する人は全体の25％ほどとなっています。日本人はリユースの意識が低いということがうかがえます。

そこで，以下の３点についてお伺いをいたします。

１，当町の粗大ごみの搬入状況と霞クリーンセンターでの処理費用についてお伺いをいたします。

２，粗大ごみ処理についての町の考え方についてお伺いをいたします。

３，粗大ごみの処分について。まだ使えると判断したものは，例えば，横浜市のように，そのままの状態で希望者に無料でお分けをしたり，また，松戸市のように，リユースして販売する自治体があります。当町でも，シルバー人材センターや障害者施設の仕事の一環として，補修，洗浄して販売するというのはいかがでしょうか。当町の見解をお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　粗大ごみのリユース――再使用の取り組みについての質問にお答えいたします。

１点目の，当町の粗大ごみの搬入状況と粗大ごみの処理費用についてであります。

当町の粗大ごみの搬入状況については，平成29年度は１万3,864件，重量が約651トン，平成30年度は１万5,569件，重量が約759トン，令和元年度は１万6,786件，重量が約829トンとなっており，ここ数年において増加傾向にあります。

今年度は，新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛に伴い，自宅の片づけをする人が多くなっていると考えられ，４月から10月までで１万2,128件，重量が約585トンとなっております。

粗大ごみの処理費用については，平成29年度から令和元年度までの３年間の長期継続契約を締結しており，令和元年度は，霞クリーンセンターの粗大ごみ処理施設運転管理委託料として6,176万6,666円，粗大ごみ回収委託料として105万3,666円を支出しております。

なお，粗大ごみ処理施設運転管理委託は，粗大ごみを処理する際に必要となる破砕機や切断機等の施設の運転を委託しているほか，缶・ビン・ペットボトル等の資源ごみを処理する設備の運転管理も含まれた委託内容となっております。

２点目の，粗大ごみ処理についての町の考えについてであります。

当町の粗大ごみの収集運搬については，現在は，ごみ排出者による霞クリーンセンターへの直接搬入と有料の戸別回収を実施しており，今後もこの収集運搬体制を継続していく考えであります。

また，霞クリーンセンターで粗大ごみを処理する際は，限られた資源を有効に活用するため，鉄やアルミ等の資源を回収しリサイクルすることにより循環型社会の形成に努めてまいります。

３点目の，粗大ごみの処分について，まだ使えると判断したものをシルバー人材センターや障害者施設の仕事の一環として，補修，販売することについてであります。

議員御指摘の取組については，高齢者や障害者の就労支援やごみ減量化の観点からも非常に有効な事業と認識しております。

しかし，現在の霞クリーンセンターは，リユースするものを保管できる場所や補修するため

の施設が備わっておらず，現状では難しいと考えております。

今後，ごみを減量化するため，リユースの取組を調査・研究してまいりますので，御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

牛久市なんですけれども，ここでは粗大ごみのリユースを行っているところです。故障などの対応ができない電化製品は扱わないんですが，主に家具類であります。シルバー人材センターが請け負いまして，持ち込まれた家具類の中からまだ使えそうな家具を洗浄，補修して，よみがえらせて，きれいなものは洗浄のみでお客さんにお分けをするという形で取っています。

阿見町で何人もの人が牛久のそのコーナーを楽しみにしていらっしゃいまして，購入したものをよく私に見せていただきました。今はコロナで少しお休みをしている状況なんですけれども。

阿見町シルバー人材センターからも，何年か前に，牛久のシルバー人材センターにお話を聞きに行ったことがあるようでございます。阿見シルバー人材センターの所長にお話をお伺いしました。そうしたところ，様々な課題はあると思うが，自分たちにできることがあれば検討していきたいとの前向きな姿勢に，大変うれしい思いがいたしました。また，障害者施設の仕事の一環としてもできないかっていうふうにも考えております。

先ほどの答弁では，作業したり保管したりする場所がないというお話でありました。であるならば，テントを張って，ある一定期間，一定の量だけ希望者にＰＲする，そういった方法はできないものでしょうか。お伺いします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

牛久市の状況につきましては，牛久市シルバー人材センターが，自主事業としまして，牛久クリーンセンター内のリサイクル施設でありますリサイクルプラザ内の作業スペースと販売スペースで修理再生，販売事業を実施していることは承知しております。

町としましても，こういったことで，阿見町シルバー人材センターにですね，お伺いしまして，事務局長とリユースの取組について意見交換を行ったところです。その際，シルバー人材センターとしましても，事務所内に保管及び作業スペースが確保できないこと。そして，販売したものが壊れてしまった場合の責任問題，さらに，古物商の許可の必要性などの課題があるために，これから，シルバー人材センターとしましても，リユースの取組に関して調査研究していきたいという話があったことを報告を受けております。

こういった現状から，議員御提案いただきました，テント等を活用した作業スペース，販売スペースなどを整備することに関しましては，シルバー人材センターの対応状況を踏まえた上で，改めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

やはり，できない理由はたくさんあると思うんですけれども，それをいかにしたらできるようになるか，当町のカラーに合わせて考えていくことが，これ重要ではないかなというふうに思いまして，シルバー人材の所長さんもそのように，何か方策はないかというふうに考えていただいたことが，私はすごくうれしかったなというふうに思っているところです。

このように，松戸市では，障害者の施設として，ごみのリサイクルということをやったり，横浜市では粗大ごみのリユースの家具の提供，これは無償で行っていますし，愛知県の豊川市というところは，リユースを始めましたって大々的にＰＲしてホームページに載せているんでね。あと八王子なんかは，リユースショップ一覧表というのを皆さんにお渡しして，そこで新たに販売するというふうにやっていらっしゃるようです。

いずれにしましても，これからはいかにごみを減らしていくかということ，で，クリーンセンターでの，課長をはじめ皆さんのお話では，我々も本当にごみを減らすことへの方策を必死で考えているところだというふうにおっしゃっていました。

環境保全のために何ができるか。一人ひとりが知恵を出しながらやっていくしかないんじゃないかなというふうに思います。また，既成概念にとらわれないで，まず，みんなで取り組んでいかなければいけないなというふうに思っております。どうかこれからも引き続き，何かいい知恵はないか，いろんな方の話を聞きながら進めていっていただきたいと思いまして，この質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　これで，15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時ちょうどといたします。

午前１１時５４分休憩

午後　１時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，３番栗田敏昌君の一般質問を行います。

３番栗田敏昌君の質問を許します。登壇願います。

〔３番栗田敏昌君登壇〕

○３番（栗田敏昌君）　皆さん，こんにちは。お疲れさまです。

今回初登壇させていただきます栗田敏昌です。多くの方々の御支援をいただき阿見町政に送り出していただいたことに，改めて心より感謝申し上げますとともに，阿見町発展のために，先輩議員，同僚議員，執行部の方々と切磋琢磨し，一生懸命取り組みたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

さて，毎日多くのコロナ禍感染者数の報道がされており，他人事ではない状態となっております。私の妻も看護師をしており，その大変さは自分自身も痛感しております。改めまして，今もなお苛酷な状況下において尽力いただいている医療関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

それでは，通告に従い一般質問をさせていただきます。

議長，配付資料がありますので，配付をよろしくお願いします。

〔資料確認〕

○議長（久保谷充君）　じゃあ，配付してください。

〔資料配付〕

○３番（栗田敏昌君）　それでは，説明に入らさせていただきます。

生活道路の交通安全対策について質問させていただきます。

具体的には，実穀地区の県道土浦竜ケ崎線から，柴山商店脇を入り，旧実穀小学校の南側を通り，上長地区の福田工業団地へ行く道路に通じる町道6001号線についてです。この道路は，福田工業団地への抜け道となっており，近隣住民の生活が危険にさらされているため，それを解消するための交通安全対策についてを質問させていただきます。

町道6001号線は，以前は実穀小学校のスクールゾーンに指定されており，朝７時半から８時15分の間は車両通行禁止となっていました。それでも侵入してくる車があったため，当時ＰＴＡ役員だった私も，町職員と警察に行って協議をし，県道からの入り口にバリケードを設置するなどし，地域でも子供たちを守ってきました。

しかし，平成30年３月に実穀小学校が閉校となると，朝の通勤時間帯には，実穀方面から上長方面へ多くの車が通り抜けるようになりました。実穀小学校は閉校となりましたが，柴山商店前には本郷小学校のスクールバス停留所があり，近隣の子供たちが通学道路として利用していることに変わりはありません。毎朝，通学時間帯に多くの通り抜けの車両が進入し，子供たちが危険にさらされています。また，朝だけでなく，夕方の時間帯には，上長方面から実穀方面へ通り抜ける車も多くなっています。朝夕とも通り抜ける車の多くは，かなりのスピードを出しており，大変危険な状況が続いています。

町道6001号線の通り抜けが多い原因としては，以前から，上長地内の県道での右折車による渋滞に原因があると言われてきました。さらに，平成21年３月には学園西大通り線が阿見町内まで延伸されたことで実穀交差点付近の交通量が増え，県道の渋滞がひどくなり，その渋滞を避けるために周辺の生活道路への通過交通の流入が増加してきました。

県道の渋滞を解消するために，県では土浦稲敷線バイパスの整備を急いでいますが，このバイパス整備は令和６年度を目標に，県道竜ケ崎線まで，旧産直センター前までの区間の整備ですので，バイパスの開通により，さらに町道の6001号線への通過交通の進入に拍車がかかることが懸念されます。

これまでも，町道6001号線の交通安全対策について，地域では町や警察と協議したり，要望してまいりましたが，残念ながら，まだ皆が安心して生活できる状態にはなっておりません。今後ますます危険な状態になることが予測される町道6001号線の交通安全対策が早急に必要であると思われるため，質問させていただきます。

１，今の危険な状況については把握していますか。また，この道路の最高制限速度は何キロですか。

２，これまでどのような対策をしてきましたか。

３，今後の新たな対策は考えていますか。

以上の３点についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　栗田議員の，生活道路の交通安全対策についての質問にお答えいたします。

１点目の，今の危険な状況については把握していますか。また，この道路の最高制限速度は何キロですかについてであります。

町道6001号線は，平成30年度の通学路交通安全プログラムにおける安全対策要望を受け，旧実穀小裏五差路において，７月の午前７時から午前８時までの時間帯に交通量調査を実施しました。調査の結果，当該道路を通行した車両は50台で，そのうち42台がひたち野うしく方面から利用している車両が多数いることを確認しております。

また，町道6001号線の最高制限速度の規制は，最高速度の規制のない道路として時速60キロメートルとなっております。

２点目の，これまでどのような対策をしてきましたかについてであります。

１点目で答弁しました調査の結果を踏まえ，牛久警察署や竜ケ崎工事事務所と対応の協議を

行い，工業団地への通勤者が通勤経路として利用している可能性が高いのではないかと考え，福田工業団地連絡協議会を通じて，通勤経路としての利用を控えるよう要請を行いました。その後，９月の同じ時間帯に交通量調査を再度実施した結果，当該道路を利用する車両は42台であり，そのうち，ひたち野うしく方面からの利用が34台に減少していることを確認しております。

３点目の，今後の新たな対策は考えていますかについてであります。

これからも交通量の把握や通行に対する自粛要請につきまして再度検討を進めるとともに，交通規制などを伴う新たな対策につきましては，牛久警察署と協議を行いたいと考えております。

また，従来からの注意看板や路面標示等の視覚的な対策に加え，道路の路面をかまぼこ状に盛り上げるハンプの設置や，ポール等で車の通行部分を狭くする狭さくの設置等の物理的な対策を検討しています。これらの対策によって，車両の速度抑制と通過交通の抑制が図られると考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。

○３番（栗田敏昌君）　答弁ありがとうございました。

今回，一般質問で取り上げました，実穀から上長へ抜ける生活道路の危険性につきましては，地元では，これまで何度も問題視され，様々な対策を町や警察にお願いしてきましたが，いまだ解決には至っておりません。この問題は，町や警察だけでなく，地域でも協力しなくては解決できない大きな問題であると捉えています。それには，まず，この道路の現状と課題について，町と警察と地域住民が共通の認識を持つことから始めなくてはならないと考えております。

それでは，１つ目の項目から順に再質問させていただきます。

平成30年度の調査で，朝の時間帯の通過交通の多さについては把握されているようですが，夕方の時間台の通過交通の多さや朝夕の車のスピードについて把握していますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

町道6001号線の夕方の時間帯の交通量につきましては，ちょっと交通量調査を行っておりませんので，現時点では把握しておりません。

車のスピードにつきましては，朝の時間帯の交通量調査を行った職員からは，現況幅員が4.8メートルという道路としましては，かなりスピードが出ているという報告を受けております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。
○３番（栗田敏昌君）　朝だけでなく，夕方も朝と同様，非常に多くの車が通り抜けます。また，雨の日などは，スリップや視界が悪くなるなど危険性が増すにもかかわらず速度を落とさずに走行する車が目立ちます。町道6001号線の危険な状況の原因は，通過交通の多さ，通過する車の速度が高いことの２点です。

まずは，町，警察，地域の３者で，危険な状況とその原因について知ることが解決への第一歩だと思います。そして，２つの原因について，どうやったら解決できるか，何ができるかを考えて，協力し合って，解決に向けて一緒に努力したいと考えています。

次に，最高速度についてですが，町道6001号線の最高速度が時速60キロというのは非常に驚きです。県道土浦竜ケ崎線の最高速度は40キロ，また，上長地区の福田工業団地へ行く道路の最高速度も40キロ。県道や幹線町道から，生活道路である町道6001号線に入った途端，最高速度が20キロも上がってしまいます。これでは，高速での通り抜けを助長しているようなものであり，生活道路の安全が，脅かされてしまいます。

町道6001号線の最高速度が時速60キロというのは，実情と合っていないと思いますが，それについてはどう考えていますか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。
○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

町道6001号線の最高制限速度ですけれども，町の交通量調査とか，そのときの交通量や，そのスピードなどで，通勤経路として利用していることが考えられます。そういったことで，町としましても，地域の生活道路がですね，通勤経路として利用されることについては，地域の実情に合ってないと思っております。

以上です。
○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。
○３番（栗田敏昌君）　生活道路である町道6001号線が，高速で走る多くの車の通り抜けに使われていて，歩行者や自転車が危険な状態にありますが，本来はどうあるべきだと考えますか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。
○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

町道6001号線は，先ほども議員のほうの御説明ありましたけれども，児童の通学路にもなっております。そしてまた，地域住民の日常生活などに利用されている道路でありますので，通勤経路での，先ほども説明しましたが，通勤経路での通り抜けは御遠慮していただきまして，歩行者や自転車の安全確保が優先されるべき道路であると考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。
○３番（栗田敏昌君）　警察庁の交通規制基準には，生活道路について以下のように記載されています。生活道路とは，一般道路のうち，主として地域住民の日常生活に利用される道路であり，生活道路における速度規制については30キロメートル毎時を原則とするとあります。車と歩行者が接触したとき，時速30キロを超えると致死率が急激に上がるというのが理由です。
最高速度の規制は警察の範疇ですが，町からの働きかけや，地域住民からの要望などで，町道6001号線の最高速度を生活道路にふさわしい時速30キロに規制することは可能でしょうか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。
○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
町道6001号線の最高制限速度をですね，時速30キロに規制を行うには，まず，茨城県警察本部に手続を行う必要があると考えております。この具体的な手続について確認しましたところ，まず，地元の牛久警察署のほうにですね，地区の総意による要望書とともに，地区の総会の議決書，そして並びに地区住民の同意書を添付して提出していただきたいというお話がございました。その牛久警察署では，それを受けまして，まず道路の交通量調整や速度調査を行った上で，県警本部のほうに上申する手続を取られるということを聞いております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。
○３番（栗田敏昌君）　これまで通過交通の多さについては皆の共通認識にあり，その対策は講じてきましたが，最高速度については盲点になっていたなと感じます。最高速度についての対策がされていなかったことは，危険な状況を解決できなかった大きな要因になっていたのではないかと考えます。
次に，２つ目の項目の再質問に入ります。
平成30年度に福田工業団地連絡協議会へ通り抜け利用を控えるよう要請した後の交通量調査においては，道路を利用する車両が減少したことが確認されたということですが，それから２年が経過しています。その後の交通量調査は実施されているのでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。
○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
令和２年11月16日にですね，改めて交通量調査を実施しております。調査の結果ですね，７時から７時30分までの時間帯に通行した車両は46台，７時30分から８時までの30分間の時間に通行した車両が71台で，合計117台となっております。
残念ながらですね，平成30年７月に行った交通量調査よりも67台も増えてしまったという状況です。

以上です。
○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。
○３番（栗田敏昌君）　平成30年度の福田工業団地連絡協議会への要請は，確かに一時的には効果があり，数字に表れましたが，その後の継続性がなかったため，今では，元の危険な状況どころか，それ以上の危険な状況になっています。やはり，どのような対策にしても，その継続性も必要ではないかと考えます。
それでは，３つ目の項目の再質に入ります。
これからの対策として，交通量の把握と通行の自粛要請の再検討を進めるとありますが，これはすぐにできる対策ですので，ぜひ早急に進めていきたいと思います。
また，交通規制を伴う新たな対策について警察と協議を行うとありますが，具体的には時速30キロ規制に向けての協議と考えてよろしいでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。
○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
町道6001号線の最高制限速度を時速30キロメートルとする規制につきましては，先ほども御説明しましたが，地域からの要望書の提出があれば，牛久警察署のほうに上申したいと思っております。
現時点としましては，先ほど栗田議員からも御説明ありましたが，現在規制されているですね，自転車及び歩行者専用の時間帯，先ほど，７時30分から８時15分までの規制があるという御説明ありましたが，この時間帯について，今の子供たちがですね，通学している時間帯とずれております。その時間帯を実情の時間帯にですね，変更することを，牛久警察署のほうにちょっと協議をしていきたいと考えております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。
○３番（栗田敏昌君）　通過する車の速度が高いことを解決するには，30キロ規制が鍵です。ぜひ，30キロ規制が実現できるよう，積極的な取組をお願いいたします。
ハード面の新たな対策として，減速ハンプや狭さくの設置を検討とありますが，それらはどのようなもので，設置するとどのような効果が期待できますか。
○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。
○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。
まず，ハンプについてですが，ハンプというのは道路の路面に設ける凸状の部分のことです。車面がハンプに乗り上げた際の衝撃でドライバーに不快感を与えるため，前方のハンプを発見したドライバーが速度を落とすということを狙っております。

また，狭さくというのは，自動車が通行できる幅を部分的に３メートルに狭くすることによって，運転者に対して減速を促す道路構造でございます。

いずれも自動車を減速させ，歩行者，自転車の安全通行を確保することを目的として設置しますので，通過交通の抑制の効果があると思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。

○３番（栗田敏昌君）　では，どのような条件が整えば，ハンプの設置ができるのでしょうか。お伺いします。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

まず，ハンプを設置できる道路は，最高速度が時速30キロに規制されている道路と限られております。また，自動車の速度が高いことや通過交通が多いことも条件となっております。さらに，ハンプを設置することによる振動，騒音，不便性などの近隣住民の悪影響が副作用として心配されるため，地域住民の理解と協力を得て協働できることも重要な条件となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。

○３番（栗田敏昌君）　ハンプを設置するには30キロ規制が前提条件であることが分かりました。また，地域の協力も必要であることも分かりました。30キロ制限とハンプ設置を組み合わせることができれば大きな効果を発揮するものではないでしょうか。ぜひ，この組合せを実現していただきたいと思います。

これまでに町道にハンプや狭さくを設置した例はありますか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　これまでに町道に設置した例はありません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。

○３番（栗田敏昌君）　今回，どのような経緯で，初めてのハンプや狭さくの設置を検討するようになったのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君）　はい，お答えさせていただきます。

今年度になってからのことなんですが，町道6001号線の安全対策について，実穀地区のお住まいの方から，とても危ないので，何かいい方法はないかと相談を受けました。過去の経緯や

現在の危険な状況からして，物理的な対策が効果的だと考えまして，地元にハンプの設置を御提案させていただきました。

その後，実穀上長両区長から，27名の近隣住民の署名を添えて，ハンプ設置の要望書を頂いたことで，大筋で地域との合意形成が図られたと考え，具体的な検討をするに至りました。

今後，ハンプの設置ができるようになれば，設置場所や設置方法などの調査について，地域の方々と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。

○３番（栗田敏昌君）　私も署名集めのお手伝いをさせていただきました。当初，ハンプの設置は抵抗がある方も多いかなと思いましたが，ほとんどの方がすぐに賛同してくださいました。それぐらいせっぱ詰まった状況であり，強く効果のある交通安全対策を切望されているとの表れであると感じました。

ハンプにはどのような種類があって，町で検討しているのはどのようなものでしょうか。

○議長（久保谷充君）　道路課長浅野修治君。

○道路課長（浅野修治君）　はい，お答えさせていただきます。

ハンプには大きく分けまして２種類のタイプがございます。１つは，道路舗装そのものを盛り上げてつくるタイプのもの。それともう１つは，既製品を道路面に貼り付けるタイプのものです。

現在，町で検討中のものは，貼付けタイプのもので，その大きな特徴は，ハンプの取り外しができることです。それによりまして，何か不都合があれば，設置場所の移動が容易にできたり，役目を終えれば，他の現場に流用もできるというメリットがございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。

○３番（栗田敏昌君）　ありがとうございます。

では，最後の質問です。

ハンプや狭さくの設置などの物理的な対策は大変効果的な交通安全対策であると思います。行く行くは町内で普及させる考えはありますか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

普及させる方向で考えております。ハンプや狭さくの設置は，第10次阿見町交通安全計画において，生活道路や通学路の交通安全対策の具体的な施策として上げられているものでございます。今後，町内で初めてのハンプ等の設置となれば，ぜひ社会実験も兼ねたいと考えており

ます。設置の前と設置後を比較することで，その効果や安全性を検証し，経済性なども含めて，阿見町に合ったハンプ等を，設置を広めるためにしたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　３番栗田敏昌君。

○３番（栗田敏昌君）　ありがとうございます。

交通安全対策として，ソフト面である通行の自粛要請や交通規制とは，ハード面であるハンプなどの設置を組み合わせれば，大きな効果が期待でき，皆が望んでいる安心安全を取り戻すことができます。

生活道路の交通安全対策は，人の命に関わる大きくて重たい問題です。何かが起きてしまう前に事前に回避できるよう，スピード感を持って進めていただけるようお願いいたします。

また，今回は実穀から上長へ抜ける町道6001号線についてのピンポイントの質問にしましたが，同様に危険な状況にある生活道路は町内にはいくつもあると思います。町，警察，そして地域が協働することで，今までにない新たな交通安全対策を取り入れ，それが広がっていき，阿見町の生活道路での安全性が，これまでよりワンランクもツーランクも高まることを切に願まして，一般質問を終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，３番栗田敏昌君の質問を終わります。

次に，７番栗原宜行君の一般質問を行います。

７番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔７番栗原宜行君登壇〕

○７番（栗原宜行君）　皆さん，こんにちは。

それでは，２日目最後の一般質問をさせていただきます。

今回は，阿見町の介護は充実しているかについて質問いたします。

介護保険制度は，介護を必要とする高齢者の増加や，核家族化の進行，介護による離職が社会問題となったため，家族の負担を軽減し，介護を社会全体で支えることを目的に，2000年に創設されました。現在，約674万人の方が要介護，要支援認定を受けて利用されています。介護保険制度は今，介護を必要とする高齢者を支える大切な制度として定着をしています。

さて，皆さんこれは御存じでしょうか。11月ですね，私の誕生日月なんですけど，11月にですね，町から送られてきました。65歳になりましたので，あなたは高齢者ですよ。介護保険被保険者証ということでですね，頂きました。65歳は高齢者だったということを再認識した次第でございます。

あと，昨年にですね，父が他界しましたけれども，療養中は，介護制度により，介護用品を

頂いたり，介護ベットお借りしたり，訪問介護をしていただいたりですね，たくさんの介護サービスを受け，父もですね，自宅でみとることができました。それだけ介護は本当に身近なものになってきたと実感をしています。

その一方でですね，医療福祉分野の担い手不足の深刻化ということで，今年の９月の28日，ＮＨＫニュースでですね，放送されましたけれども，高齢者人口がピークを迎える2040年の時点で，65歳の人は男性のおよそ４割が90歳まで，女性の２割が100歳まで生きると推計され，人生100年が射程に入ると指摘しています。一方で，医療福祉分野で就業者の需要が高まり，2040年には，就業者のおよそ５分の１に当たる1,070万人程度が必要になるということの見通しを示しています。人口が減少が進み，担い手不足が深刻するのではないかということで，ＮＨＫも大々的に伝えておりました。

阿見町は，介護について，阿見町第６次総合計画にも盛り込み，町民のための最上位計画として推進しています。阿見町の介護が現在どのようになっているのか，以下の５点について伺います。

１，阿見町第６次総合計画後期基本計画の第２章，人を育むまちづくりでは，介護保険制度の適正な運営により目指す町の姿を示しています。現在の目標に対する進捗状況はどのようになっていますか。

２，令和２年版厚生労働白書では，2040年問題について多くのことを指摘しています。このことについて，どのような認識を持ち，どのような対策が必要と考え，準備をしていますか。

３，国が都道府県に創設した地域医療介護総合確保基金で，茨城県は基金を活用して，どのような事業展開しているのですか。また，阿見町の介護施設や事業所から，この基金に対する要望はどのようなものがありますか。

４，介護報酬の３年に１度の改定議論が本格化していますが，阿見町への影響について，どのように認識し，準備をしていますか。

５，新型コロナウイルス感染予防対策とフレイルについて，どのような予防策を取っていますか。

以上５点，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　栗原議員の，阿見町の介護は充実しているかについての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町第６次総合計画後期基本計画における介護保険制度の進捗状況についてで

あります。

基本目標としている，介護を必要とする人に適切な介護サービスが提供され，高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるまちづくりを目指し，その実現に向けて個別施策の展開に取り組んでいるところであります。

施策１の，介護保険サービスの充実について，介護保険サービス利用率の現況でありますが，平成30年度末で88.8％，令和元年度末で89.1％であり，目標としている90％をほぼ達成している状況にあります。

施策２の，介護予防事業の推進について，要支援・要介護認定率の現況でありますが，平成30年度末で13.1％，令和元年度末で13.5％であり，目標としている13％に届いていない状況にあります。

施策３の，介護保険の健全な運営について，保険料の収納率の現況でありますが，平成30年度末で96.4％，令和元年度末で96.9％であり，目標としている99％には届いておりませんが，上昇傾向にあります。

また，30日以内の認定決定率の現況でありますが，平成30年度末で46.6％，令和元年度末で47.8％であり，目標としている90％を下回っているものの，令和元年度の認定期間の平均は34日となっております。

施策４の，安心して暮らせる地域づくりについて，認知症サポーターの養成者数の現況でありますが，平成30年度末で563人，令和元年度末で483人であり，目標としている800人を下回っている状況にあります。

２点目の，2040年問題と対策についてであります。

第１次ベビーブームの間に生まれた団塊の世代は既に高齢期に入っており，その子供世代として第２次ベビーブームの間に生まれた団塊ジュニア世代が高齢期に入る2040年頃に高齢者人口がピークを迎えると予測されており，さらに本格的な人口減少が進む中で，介護サービス利用者の増加や担い手不足，保険料の増加等に係る懸念が指摘されていることは認識しております。

当町においても例外ではなく，総人口は横ばいで推移しているものの，65歳以上の高齢者人口は年々増加しており，令和２年10月時点では１万3,457人で，高齢化率は28.1％，将来人口の推計値では，2040年には１万4,126人で30.4％に達する見通しであり，３人に１人が65歳以上の高齢者となります。

このような状況の中，町では３年を１期とする阿見町長寿福祉計画及び介護保険事業計画を策定しておりますが，平成30年度から令和２年度を計画期間とする第７期計画においては，団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え，高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活

を継続して営むことができるよう，介護・予防・医療・生活支援・住まいの５つのサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現を念頭に，地域で高齢者を支える体制づくりを進めてまいりました。

今後は，2040年に向け，現役世代人口が減少する中で高齢者人口がピークを迎えるとともに，介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれます。

また，高齢単身世帯や高齢夫婦世帯，認知症高齢者の増加も見込まれることなど，介護サービスの需要のさらなる増加とニーズが多様化することが想定される一方で，現役世代の減少が顕著となり，高齢者福祉・介護保険を支える人的基盤の確保が重要であります。

今後も引き続き，地域包括ケアシステムを一層推進するとともに，2040年を見据え，介護サービス基盤の整備を進めるとともに，介護・障害・児童福祉・生活困窮支援などの制度の枠を超えた地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があると捉えております。

現在，令和３年度から５年度を計画期間とする第８期計画を策定している段階であり，高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ，高齢者が生きがいを感じ，楽しく，可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる町を実現するため，中長期的な視野に立った施策の展開を図ってまいります。

３点目の，地域医療介護総合確保基金の茨城県における基金を活用した事業展開と阿見町の介護施設等からの要望についてであります。

茨城県では，地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定により作成する茨城県の計画に定める事業について，地域医療介護総合確保基金を財源として予算の範囲において補助金を交付しており，介護事業分としましては，介護施設等の整備に関する事業，介護施設・事業所内保育施設運営支援事業，ロボット介護機器普及支援事業等について補助金交付要項が定められております。

当町においては，介護施設等の整備に関する事業を活用して，令和元年度に看護小規模多機能型居宅介護事業所が開所しているほか，来年２月には，荒川本郷地内に特別養護老人ホームセントラル阿見が開所する予定であります。また，平成29年度には２か所の施設で介護ロボットの支援事業を活用しております。

今年度においては，介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から，介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の支援事業に対しての要望が町内事業所から出されております。

４点目の，介護報酬の３年に１度の改定における町への影響についてであります。

議員御指摘のとおり，令和３年度は，３年に１度の介護報酬改定の年であり，来年４月の改定に向けて，国では審議会や分科会において議論が始まっております。厚生労働省が公開して

いる審議会資料等によりますと，議員２点目の質問にもありました2040年問題を見据えた地域包括ケアシステムの推進や，高齢者の自立支援・重度化防止の取組，介護人材の確保等が基本的な視点として上げられておりますが，現時点で，国や県から町に対し具体的な情報は入ってきておりません。

いずれにしましても，阿見町長寿福祉計画・第８期介護保険事業計画を現在策定している段階でありますので，国や県の動向を注視しながら進めてまいります。

５点目の，新型コロナウイルス感染予防対策とフレイルについて，どのような予防策を取っていますかについてであります。

当町におきましても，新型コロナウイルス感染症拡大は，介護予防事業に少なからず影響が出ていると捉えております。感染拡大防止のために３密を避けることは重要であり，自粛期間の影響も重なり，自宅に閉じ籠もりがちによる健康への影響も懸念されており，感染予防と介護予防両方の取組の必要性をより大きく感じております。

このような状況の中，再開が遅れていましたシルバーリハビリ体操教室やオレンジカフェは，運営側と協議を重ね，感染症対策を行いながら，それぞれ８月及び10月から再開しました。また，県立医療大学との連携事業で実施している各種講座につきましても，大学側と協議の上，９月から実施しております。

健康な状態と要介護へ移行する状態の中間の段階と言われているフレイル予防の取組としましては，県立医療大学との連携事業において，平成28年度より，介護予防を目的とした転倒・認知症予防教室のほか，地域でのボランティアの実践者の養成を目的とした地域包括ケアリーダー養成講座を実施しているところです。

また，町主催のシルバーリハビリ体操教室を中央公民館及び福祉センターまほろばで実施しており，平成30年度と令和２年度にはサルコペニア検診を，そして今年度は12月に口腔講座を実施する予定であります。

今後も，個別支援が必要となる一歩手前のプレフレイル段階にいる高齢者を含め，運動・口腔・栄養・社会参加等のフレイルの予防対策について，専門職や関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　御答弁ありがとうございます。

それではですね，まず基本的なことなんですけれども，まず，介護保険制度の仕組みについてですね，教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

介護保険制度とは，加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり，自立した日常生活を営むことに対して支援が必要となった場合において，その人の介護度と心身の状況において，適切なケアマネジメントの下に作成されましたケアプランに基づきまして，介護給付，いわゆる介護サービスを受けられるようになりまして，その人の日常生活を支えるものであります。

この制度を支える保険料につきましては，40歳以上の方が負担する形になりまして，直接，保険者である町から直接請求できる方につきましては，先ほど栗原議員のほうが保険証を見せられましたが，65歳以上の方に関しては町から直接請求する形になります。

介護保険サービスを受けられる方につきましては，原則としまして65歳以上の方になりますが，40歳から64歳の方につきましては，特定疾病を有する方については介護保険サービスを受ける形になります。

以上になります。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

私もサラリーマンをしていたときにですね，健康保険の保険料にですね，あと，厚生年金の保険にも払ってましたけども，それプラス介護保険というのができるんだということで，プラスで取られているということで，どういう仕組みなんだろうとかっていうのを，サラリーマン時代に思い出しますけど，そういう形から取られて，徴収されてたということです。

実際にですね，今，部長のほうのお話もありましたけれども，国が２分の１，で，４分の１ずつが県と市町村，で，あとの２分の１を，65歳からの，年金からの特別徴収であったり，40歳から64歳までの中で徴収するとかっていう形で，財源についてはそういう形で徴収をしていると。で，65歳になれば，さっき私が出しました，このピンク，これが頂けるということで，65歳については全ての介護については使える，40歳から64歳までは特定疾病があるという部長の御説明でございます。

そこでですね，まず，阿見町の後期基本計画の目標としている４つの施策，５つの項目についてですね，御案内いただきましたので，その内容についてお伺いをいたします。

まず，施策１番ですね，介護保険サービスの利用率についてということで御案内をいただきました。88.8％が平成30年，元年では89.1％で，目標の90％はほぼ達成しているということでございました。

このサービスですけど，どの分野のですね，サービスが増えているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

令和２年３月のサービス利用状況につきましては，要介護認定者1,872人のうち，居宅サービスの利用者が1,141名，地域密着型サービスの利用者が129名，施設サービスの利用者が366名となっております。

この中でも，やはり居宅サービスの利用者の方についての伸びが一番高いかと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

介護サービス，いろいろございます。十一か二ぐらいサービスが内容があるんですかね。この中でですね，自分のサービスに合ったものを利用するということで，このサービスの利用率のアップがですね，さらなる介護制度の定着と利用者の利便性上の向上につながりますので，引き続きの取組をお願いしたいと，強化をお願いしたいと思います。

それから，施策の２です。要支援・要介護認定率でございます。一応13.1％から13.5％に，元年度は上がったと。目標としている13％よりも大きく，大きくというか，0.5％上がりましたよということなんですけれども，まずですね，阿見町の要介護認定者数の推移についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

要介護認定者数の推移につきましては，一応５年前の平成27年３月時点の末では，要介護認定者数は1,507名でございました。このときの認定率は12.8％でございます。

令和２年３月時点の末の時点で，要介護認定者数は1,786名という形で，認定率は13.5％になっておりまして，それぞれ279名の増加という形になっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

改正がありましてですね，今まで要支援のところは１だったんですけども，それが２つに分かれていて，要介護の部分が流れてきたという形の中でですね，どの市町村についても，その辺の部分が増加したという形になっておりますけれども，なるべく，支援，要介護になる前にですね，そういうのを使っていただきたいという形で認定率が上がっているということなんでしょう。

続きましてですね，保険料の収納率なんですけれども，収納率の向上についてですね，どの

ような対策を講じられているんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
まず，保険料の収納ですけども，まず，収納方法につきましては，年金からの天引きを持つ特別徴収と，65歳になった時点の方と，年金収入が年間18万円未満の方については普通徴収となっております。
特にこの65歳になった，いわゆる介護保険に到達した年については，介護普及推進員の方が直接その対象の方の自宅に赴きまして，制度の趣旨説明をいたしまして，その介護保険制度の理解に努めていただきまして，あわせて保険料の徴収という形での理解を求めております。
そういう形で，初年度から，65歳になったときに，その理解をして収納に応じてくれるという，まずその第１段階が一番大事かと思っておりますので，その形で，まず収納の安定化と，それと，やはり，普通徴収の方につきましては，滞納があった時点において，町の職員なり，先ほどの介護制度普及推進員の方が，滞納整理という形で自宅に赴いて，収めることに対する促進を行っているところでございます。
また，ほかに正職員のほうから電話催告という形の対策を取っているところでございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
大事な保険料ですので，収納率についてはですね，上昇ぎみだということなので，さらなる徴収のほうに進んでいただきたいと思います。
先ほども御案内しました，今部長からもありましたけれども，特別徴収についてはですね，年金からほぼ天引きされてしまいますので，その方たちの部分の割合が大きいんですよね。そうすると，その大きい割合の中で，かなり比重が高まっていっても，いかんともし難い部分がありますので。つまり，決まっている年金だから取りようがないというのがだんだん来てしまうわけですよね。そういうことがありますので，いろんな対策を講じなきゃならないということで，ほかの市町村とかですね，の部分に行けば，口座振替の推進をされている，振替の勧奨をしているとかですね，あとは，納付困難者への対応を小まめにしているだとか，いろんな部分ございますので，あわせてですね，収納率のアップについて，よろしくお願いをしたいと思っております。
同じ施策の３番の中でですね，30日以内の認定決定率について御案内がございました。これについてですね，認定遅延，30日以上かかってしまった認定遅延についてはですね，これ法律違反という形にはならないのかということですね。また，30日で認定していただければ，利用

者も早くできるわけですけども，遅れることによっての不利益はないんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
介護保険法第27条第11項の規定によりまして，要介護認定申請に関わる処分は申請のあった日から30日以内に行わなければならないという規定がございます。しかしながら，特別な理由がある場合については，申請のあった日から30日以内に，申請者に対して，当該申請に対する処分を行うために要する期間とその理由を通知して，認定までの期間を延期することができるものとしておりまして，その場合につきましては，延期通知という形で該当者の方に通知を差し上げております。
また，利用者の不利益についてでございますが，利用者の方につきましては，要介護認定申請をした日からサービスを受けることの規定がございますので，実際については，もう申請を出したその日から介護保険サービスを受けることができますので，実際に対する不利益というものは生じないものと思っております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。利用者の方に不利益が生じないということで安心いたしました。
こういう，今年のコロナ禍ですね，平均は34日となっておりますけれども，この未達，30日以内に認定できないという未達の原因というのはですね，どこにあるんでしょうか。また，その改善策はどのようにお考えなんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
まず，介護認定の受け方ですけども，介護認定を申請した際に，まず介護認定調査というものを受けます。介護認定調査につきましては，まず町の窓口で認定調査を行いますので，申請者の方については，ほぼ１週間以内に調査のほうができまして，そこで第１次判定と言われる，調査票に基づく第１次判定，並びに特記事項調査票を町のほうで作成いたします。そのほかに，介護認定を受ける場合に，医師の意見書というものがありまして，この医師の意見書と先ほどの一次判定特記事項，理由書の３点を捉えまして，介護認定審査会にかけて，審査会において決定するという形になります。
で，30日要因を，まず満たせない要因としましては，この医師の意見書が，まず，その１か月以内に届かないという場合がございます。また，届いたとしてもぎりぎりであったという形で審査会にかけられないというケースがございます。

その要因としましては，まず受診者の方，申請者の方自体が，医師のほうに，まず受診をしていないということと，窓口のほうでまず受診の勧告をいたしますが，なかなか日程的に遅れるということと，やはり医師の方についても，集中しますので，なかなか即医師の意見書を書けないという実態がございます。

そうしたことから，30日以内の判定ができないということと，もう１点につきましては，申請の時期でございますが，まず入院してて，医師の方が介護認定申請が必要だねと言われて，まず家族の方が即申請に来るんですけども，現実に言うと，入退院の日，いわゆる入院，退院できる日がいつか分からない，まだまだ未定であるということで，介護認定調査自体は，ある程度の身体の状態が安定しないと調査ができないものですから，申請したとしても，調査にまでなかなかできないという状況がございます。

その場合，窓口において，ちょっと申請日をもう少し遅らせたらどうですかという形で指導はいたしますが，やはり申請したいということがあった場合，それを不受理とするわけにはいきませんので，まず受理をしてから，その都度医師と病院等と調整をしまして，調査日を設けるという形にしております。それでなかなか退院日が調整がつかなくて，判定調査が遅れるということがございます。

そういう要因が重なりまして，30日以内の判定ができないというところがございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後２時10分といたします。

午後　２時００分休憩

午後　２時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　引き続き，再質問のほうをさせていただきます。

認知症サポーターの養成のことなんですけれども，目標の800人を大幅に下回っているという状況で御案内いただきました。

まず，サポーターの養成の目的はどのようなことなのかということと，どのような活動を期待されているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

認知症サポーターは，認知症を理解し支援する人が地域に数多く存在し，全ての町民が認知

症になっても安心して暮らせる地域になっていることを目標にやっております。

期待するべきことにつきましては，そうしたサポーターの方々が，地域や企業において活動し，認知症に対する正しい知識と理解を広めることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

どのような啓発活動をされているんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

町のほうにおいては，社会福祉協議会に委託しまして，地域での認知症サポーター養成講座をしておりまして，町内の大学や，医大の看護学校，区長会を通した地域の中においての養成活動を行っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

目標800人に対して，元年が483名ということで，320名ぐらい未達だということなんですけれども，この未達の原因はどこにあるのかということと，その改善策はどのように考えられたのかお教えください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

活動については，ずっと毎年やっておりますので，ある程度の達成数ができたのかなというところもありますが，まだまだ企業や地域においての養成活動のほうが足りてないと思っておりますので，その辺についての養成活動をさらに進めていきたいと思っているところでございます。

ただ，県のほうに目標がありますので，458人が阿見町の目標でございまして，それについては毎年達成しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

阿見町のですね，サポーターの推移として，2016年からですね，データがありましたので，拾ってみました。阿見町の累計ではですね，もう4,531名の方がサポーターとしてなられています。

今部長が言われたようにですね，県としては450名ということでクリアされているんですけれども，800名という形で，単年度の800名というのは，かなりこれはきつい。なぜこれをするかというと，先ほど御案内があったように，様々な方に認知症の部分を御理解いただいてやっていただくということで，ほかの市町村でいけばですね，年間のサポーター講座回数が，阿見町は，やっぱり少ないんです。絶対数が少ないので，その分，人が少ないということで，各市町村によれば，消防職員の方でですとか，いろんな形の中で，サポーターの方を，民間だけではなくて，講座のほうをお願いしている。それによって窓口の受付業務のときにも，どの部署であっても，その講座の研修に基づいて丁寧な対応ができるということで，まずやっぱり市町村の職員の方の研修回数を多くしていって上げているということが，ほかの自治体との差だと私は思っています。かなりいい制度ですので，私たち議員も含めてですね，サポーターのほうの研修を受けていきたいというふうに思っております。

それでですね，あと，１問目の全体のほうなんですけれども，９月の定例会でですね，医療データベースのデータベース化の条例が決まりました。県立医療大との連携とか，民間への情報提供について，どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応こちら阿見町の介護保険，介護につけるデータベースにつきましては，介護データベース運用検討委員会をつくりまして，介護データベースの提供体制について検討していく予定でございます。その中においても，県立医療大学の先生については重要な役割を担うものと思っておりまして，この大学との連携の下，さらなる介護予防事業についての取組を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　阿見町のずっとためていたデータを，この前，データベース化しましたということで，連携を県立のほうさんともやるということなんですけど，厚労省のほうもですね，介護ＤＢ――データベースだとか，ＮＤＢ――ナショナルデータベースというものを，もう既にデータの活用，運用をされています。

阿見町として，その活用については，どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

国の介護データベースについては，平成25年から運用されておりますが，町の介護データベースについては，平成16年から既に入力を開始しております。また，内容についても，町のほ

うが，発症時期とか，その発症原因となった病気についても登録もしておりますので，より詳しく詳細なデータが町のほうにありますので，町のほうのデータを中心に活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

地域性，先ほどからありますけれども，厚労省の部分のデータ件数としても１億件だとかいっぱいあるんですけれども，先ほど部長が言われたとおり，地域性の部分というのが加味されていない，加味されていないというか，埋もれてしまっているわけですよね。なのでその地域性から起因する，どの介護レベルが多いのかによって，給付金についてのあれが変わるわけです。そのためにですね，この地域性，阿見町の地域性，特性がどこにあるのかということを知るためには，やっぱり地域のデータを活用するというのが大事。その補足として厚労省の部分のも使っていくと。２通りの具合でやるということなんですけれども，それによってですね，より深い，温かみのある介護にしていただきたいというふうに思っております。

続きましてですね，２番目の，白書のところの2040年問題についてなんですけれども，担い手不足が懸念されていると，先ほど御案内，冒頭でも御案内しましたけれども，阿見町の介護支援の人材とかですね，支援事業所は，実際足りているんですかね。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，町が指定する事業所においては，必要な人員基準を満たしておるということを定期的に確認しているところでございますが，事業所においても，やはり介護職の離職率が高かったりとかいう状況もございますので，という状況は伺っております。ですので，やはり人員的については，常に募集状態にあるという事業所があるということは伺っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

あと，厚生労働省の白書の中でも2040年問題が指摘されているっていう中でですね，今，ＣＭ等でも，ちょっと前，ＤＸと言われているデジタルトランスフォーメーションについてもですね，厚労省は言及をしています。ＤＸへの対応も不可欠になると言われて，この白書でも指摘されていますけれども，町としては，どのような準備をされているんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

デジタルトランスフォーメーションかどうか分かりませんけども，介護保険のほうについては，医療介護職の情報連携において，そういうデジタル化というのを目標としているところでございますが，何分にも医師会の問題や，共通プラットフォームがないという時点において，なかなか共通理解が進められてない状況でございます。

また，介護のケアプランの作成においても，現在ＡＩを使ってケアプランの策定という形で進んでいる企業もございますが，まだまだ実証段階だという形になりますが，将来的には，医療，介護が連携し，最終的にはＡＩまでのケアプランの策定に結びつくのかなと思っておりますので，そういう意味においては，介護の介護職員に携わる方の作業をより支援すると，より有効な道具になるかと，ツールになるかと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

この2040年問題，白書について，最後の質問なんですけれども，民間の介護人材の方と，もう１つ，市町村，職員さんの仕事量が増えている。ここの人的，心的な部分のストレスがあって，このケアも大事だよというふうに白書では言われています。

町のほうの介護の職員，担当する職員さんの推移ですね，多くなっているのか，少なくなっているのか。仕事量としては多くなっているんですけども，人的な部分としての推移はどうなのか。また，その抱える仕事の効率化という意味については，どのようにされているんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

介護保険を担当する職員につきましては，正規職員６名，そのほかに会計年度任用職員として，介護認定職員が５名，それと介護保険の制度普及推進員が１名という形になっておりまして，これに対しては，ほぼ横ばい状態でございます。

業務量は，やはり高齢者の増加に伴いまして，年々増加しているところでございますが，ＯＡ化やＩＴ化の推進というとこで効率化を図っているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それでは，３点目のですね，地域医療介護総合確保基金ということでお伺いいたします。

介護事業者へのヒアリングなんですけれども，どの程度の頻度で実施を，今されているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
介護事業者のヒアリングについては，日にちを決めてやるというわけではなく，随時，事業者からの要望に応じまして行っているところでございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
あとですね，2025年，2040年の前に2025年の崖という部分がありまして，これも介護人材がですね，約55万人の需給ギャップが生じる年が2025年だと。あと５年しかないわけですけれども，この地域基金を活用してですね，介護従事者の確保について，確実に55万人のギャップが，需給ギャップがあるというふうに言われていますので，この辺の県への要望については考えていらっしゃるんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
現在，県のほうに要望はしておりませんが，今後，介護人材の不足等がかなり顕著になった場合については，近隣市町村と合同が一番有効かと思いますので，県への要請活動は検討してまいりたいと思っています。
以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
あとですね，町内でのですね，主任ケアマネジャーさんが16事業所のうち８事業しかないということで，前回の定例会で御案内いただきましたけれども，介護従事者の加算などの待遇改善に対してですね，どのような支援を考えているのか。実際に予算要望の中でも御案内はいただきましたけれども，再度，支援についてのお考えをお伺いします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。
まず，主任ケアマネジャーの問題につきましては，国のほうのケアマネジャーに対する更新制度や研修制度の課題がありまして，これは遅れているところでございますので，直接の介護処遇問題については直接影響しないかと思っております。
また，町独自の処遇改善制度については，いわゆる介護職員の処遇改善加算につきましては，国のほうの制度がかなり充実しておりまして，今回の社会保障審議会のほうの討論においても，当然ながらこちらの加算については検討の課題になっていると思っておりますので，かなり充

実しているというのが現状でございますので，町独自の加算というのは，ちょっと現在のところ考えていないところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　つい最近のテレビでもですね，介護離職ということではなくて，訪問介護をされている方たちが，かなりの60歳から70歳ぐらいの方が訪問介護をされて，実際にサービスをしている側だと。その方たちが，今回のコロナの部分で，やっぱり御家族からそういう仕事はもうやめてくれという形で，そこの部分の離職も多く進んでいるという形になっています。

保育士さんが，もう取り合いになっていた昨年の部分を考えれば，55万人の需給ギャップって，これ必ず大きくて，阿見町が先に手を打てば，阿見町の介護についても十分に今までどおりのサービスができるというふうに私は思っているんですけども，保育士さんの奪い合いのようなことにならないようにですね，国の制度は国の制度として，各事業所さんのほうにお示しをしていただきながらですね，阿見町の介護の充実度アップのためにですね，お願いをしたいと思います。

それでは，あと，４番目，介護報酬の件でございます。

阿見町のですね，介護保険特別会計の収支について，どのような収支になっているかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

介護保険特別会計の収支でございますが，平成29年度におきましては，収入が31億6,842万8,000円，歳出につきましては30億5,389万4,000円ということで，差引き額が１億1,453万4,000円となっております。

平成30年度におきましては，歳入が32億5,854万5,000円，歳出総額が31億6,097万1,000円，差引き額が9,757万4,000円となっております。

令和元年度におきましては，歳入総額が33億3,639万5,000円，歳出総額につきましては32億3,083万6,000円で，差引き額が１億555万9,000円となっておりまして，毎年２％強の伸びを示しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

一応，基金のほうに振り替える部分もですね，8,000万ぐらい，昨年度の決算ではありまし

たので，それを積み立てながらですね，介護のほうの抑制をしながら，収支のほうの推移を注視したいと思っております。

では，阿見町のですね，介護保険料，給付額，これは他の市町村と比べてどのようになっているんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

第７期介護保険事業計画期間における月額基準額は，阿見町の場合は5,350円となりまして，県内44市町村中21番目となっております。

また，介護給付費につきましては，平成30年度の実績になりますが，当町の支払総額は28億6,774万5,000円となっておりまして，県内では31番目となっている状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

茨城県ではですね，保険料が一番少ないのがですね，データはちょっと部長の部分とはちょっと違うかもしれないんですけども，美浦村さん，阿見町より当然安くなっていますのね。この年のデータですと4,500円。同じ１位なんですけども，城里町が同じ4,500円って形で，一番高いところでいくとですね，大洗さんが5,980円，私の資料ではそういう形で，1,400円の差があって，これ株でもなんでもないので，リターンという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんけども，実際，阿見町については5,300円でしたっけ。そこを払って，一万七，八千ぐらいのものが給付されるんだろうというふうになっていますけれども，実際にですね，一番多い大洗さんは5,990円を払って，２万2,900円の給付があると。

やっぱり，保険料を少なくして，どれだけ多くもらうかということではないですよね。当然給付額が多いということは，高齢者の方が多くて支出する部分が多かったということなので，それは高齢率が高いだとか，いろんな要素があって，一概には言えないとは思うんですけれども，ただ，同じ保険料を払っている市町村で，戻ってくるというか，給付される金額が多いとなれば，その分充実しているんだという形で言えなくもないわけですよね。

保険料を下げながら，給付をどうやって抑えながら介護の満足度を高めていくかということが大事だと思いますので，引き続きですね，この部分についてのあれをしていただきたいというふうに思っております。

５番目につきましてはですね，本当に対策，今一番大切なときでですね，実際の介護予防の部分にプラスに，フレイル，またプレフレイルっていう概念が新たに起きました。それに新型コロナウイルスの部分の対策が入りますので，この御答弁いただいた，本当に部分でですね，

頑張っていただいているというのは，もう実感いたしました。

その制度がですね，一定程度定着したことの中でですね，費用については膨張をしていきます。保険料の負担は限界に達してきています。先ほど御案内したとおり，高齢者の基礎年金からの月額平均支給額が５万円の中でですね，65歳以上の保険料については，かなりこのまま大幅に引上げすることはできないと。そうすれば，40歳から60歳の第２保険の部分，被保険の部分が，もっと年齢を下げなきゃいけないというような国の方針も見え隠れするわけです。

この中でですね，働く労働力の不足，深刻化，それから介護の離職，それから高齢独居世帯の増加，認知症ケアの対応等ですね，新しい課題がどんどんどんどん出てきておりますので，職員の皆様にはですね，全てに対して，大変でございますけれども，対応していただきたいというふうに思っております。

ここでですね，最近出ました，住みたいまちランキング，住み心地ランキングというのが茨城県版出ました。私もちょっと興味があって見たんですけれども，残念ですけれども，阿見町はですね，昨年度は４位か５位に載っていましたけども，今年は載ってないということで，残念な結果になっております。

住みたいまちの１位はつくば市，２位が水戸市，３位が守谷市ということで，守谷市については４番目から３番目に上がっています。今のは住みたい町ですね，住んでないけども住みたいまち。で，住んでみてどうだったかっていうのが，前回，阿見が入っていたと思うんですけれども，町の住み心，住み心地で，１位が守谷です。２位がひたちなか市，３位がつくば市という形になっております。

このランキングに一喜一憂することはないんですけれども，第６次総合計画の中でもですね，住みよい，住んでみたいまち，阿見町という形の中でですね，いろんな課題を一つ一つ解決してですね，住みよいまちを，阿見町は実現していただきたいということを，共に頑張ろうということで，最後のメッセージを送って，エールを送って，私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，７番栗原宜行君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　２時３３分散会

第　４　号

〔 12 月 4 日 〕

令和２年第４回阿見町議会定例会会議録（第４号）

令和２年１２月４日（第４日）

○出席議員

１番	久保谷　　充　君
２番	落　合　　剛　君
３番	栗　田　敏　昌　君
４番	石　引　大　介　君
５番	高　野　好　央　君
６番	樋　口　達　哉　君
７番	栗　原　宜　行　君
８番	飯　野　良　治　君
９番	野　口　雅　弘　君
１０番	永　井　義　一　君
１１番	海　野　　隆　君
１２番	平　岡　　博　君
１３番	川　畑　秀　慈　君
１４番	難　波　千香子　君
１５番	紙　井　和　美　君
１６番	柴　原　成　一　君
１７番	久保谷　　実　君
１８番	吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　　長	千　葉　　繁　君
副　町　長	坪　田　匡　弘　君
教　育　長	湯　原　正　人　君
町長公室長	小　口　勝　美　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
子ども家庭課長	小澤勝君
健康づくり課長	佐川廣子君
都市計画課長	林田克己君
農業振興課長	小松澤智君
学校教育課長	小林俊英君
指導室長兼 教育相談センター所長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和２年第４回阿見町議会定例会

議事日程第４号

令和２年１２月４日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

令和２年第４回定例会

一般質問３日目（令和２年１２月４日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．川畑　秀慈	１．「阿見町第６次総合計画・後期基本計画」「阿見町公共施設等総合管理計画」「令和３年度３か年実施計画」と町の財政について	町長・教育長
２．飯野　良治	１．コロナ禍におけるウィズコロナとアフターコロナの町政の在り方について	町　　長
３．永井　義一	１．ＰＣＲの社会的検査の実施について ２．あみまるくんの利便性向上について	町長・教育長 町　　長
４．柴原　成一	１．予科練平和記念館に展示してある零戦について ２．朝日中学校の生徒増加について	教　育　長 教　育　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を30分といたしますので，御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては，十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔１３番川畑秀慈君登壇〕

○１３番（川畑秀慈君）　皆さん，おはようございます。

今年はコロナ騒ぎで，まだまだ感染拡大で，収束のめどが立っておりません。その中で，本日一般質問の最終日，１番目の質問をさせていただきます。

前回の９月議会では，今までの自治体を取り巻く財政状況を確認しました。そこで，るる確認をしましたけども，11月30日，日本総研のレポートによりますと，日本経済は，新型コロナ流行直後の歴史的な落ち込みから持ち直しつつあるものの，経済活動の水準は，依然として年初を大きく下回る状況が持続していると。そして，ＧＤＰが新型コロナ流行前のピーク水準を

回復するのは，2023年にずれ込む見込み，このように言われております。

こうした経済見通しの下，新型コロナによる景気の落ち込みからの回復は一様とはならず，経済の見通しが非常に厳しい中での阿見町の財政について質問をさせていただきます。

（１）阿見町第６次総合計画後期基本計画・阿見町公共施設等総合管理計画について質問をいたします。

①第６次総合計画の後期基本計画の位置づけについて伺います。

②公共施設等総合管理計画の位置づけについて伺います。

③後期基本計画の中に，未来に持続可能な財政規律を守るまちづくりを進めるとありますが，現在の状況と，後期基本計画の終了時点までの見通しについて伺います。

④財政の健全化の項目の現状と課題の中に，財政運営上大きな支出を伴うものとして，公共施設の大規模改修や建て替えが挙げられます。将来の更新費用のシミュレーションから，今後30年間で公共施設の延床面積の20％削減しなくてはならないことと，施設の長寿命化が必要となることが明らかになりましたとあります。この項目に関しては，いつから具体的な計画を立てて実施をしているのですか。

⑤施策１の後期の成果に，行政改革の取組が進み安定した財政基盤が確立していますとありますが，2023年の具体的な数値目標は，経常収支比率が2017年90.9％を2023年には90.3％にするとありますが，現実には実現可能ですか。

（２）施策２，公有財産の適正な管理・有効活用について質問いたします。

①公有財産の適正な管理・有効活用で，行政財産については，その必要性を検証しながら有効に活用していくこととし，公用または公共用に供していない普通財産については，売却や有料貸付け等の利活用を進めますとあるが，具体的にどの施設をどのように有効に活用しているのか。また，これからどこの施設をどのように活用していこうとしているのか。後期基本計画で実施をしてきたことをこれから実施することがあれば，具体的に数字を出して，根拠を示して説明をお願いします。

②公共施設の管理において，コスト抑制と財源の確保を図るとともに，個別施策計画を策定し，基本的な保全による施設の長寿命化を図りますとありますが，この公共施設の中に教育施設も含まれているのですか。含まれているのであれば，教育施設における今までの取組状況と今後の見通しはどうなっていますか。

③その他の施設の後期基本計画内での具体的な取組内容と進捗状況はどうなっていますか。

④公共施設の利活用や大型事業の見直しに当たっては，公共施設等総合管理計画における面積適正化の視点を踏まえ取り組みますとありますが，面積適正化の数値はいくつか。それに向けて町として進めてきたことは何ですか。また，後期の成果として，町の財産が適切に管理さ

れ有効的に活用されていることの数値目標と根拠は何か。

⑤過去30年にわたる主な公共施設の建設に伴う費用の内訳と，維持管理経費，運営経費並びに年間の経費はどのように推移していますか。

（３）施策５，自主財源の確保について質問します。

①自主財源の確保について，現在進めているふるさと納税の現時点までの進捗状況はどうなっていますか。金額と件数と経費も含めてお願いします。

②その他，自主財源として取り組むべき事業はどのような事業が考えられますか。また，検討している事業はありますか。

（４）令和３年度３か年実施計画について伺います。

①令和３年度から令和５年度の普通建設事業費が，18億5,500万円から12億9,500万円に減少しているが，この普通建設事業費の内訳と理由について。

②公債費は，令和３年度は15億900万で，令和５年度には16億3,400万円と想定されています。増加する理由はなんですか。

③形式収支の財源不足が，令和３年度はプラスですが，令和４年度・５年度は合計10億円を超えると想定していますが，その理由はなんですか。

④施策方針５には，コロナ禍を踏まえ，施策及び事業の優先順位をゼロベースで見直すとありますが，優先順位をどのようにするのですか。

⑤今後の見通しの中で，健全な財政運営を維持するため財源獲得に努めるほか，既存の事業の廃止や規模の縮小を引き続き検討するとありますが，いつから実施したのですか。実施をしてきたのであれば，年度ごとの取組内容と金額を教えてください。

以上について質問いたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

川畑議員の，阿見町第６次総合計画・後期基本計画，阿見町公共施設等総合管理計画，令和３年度３か年実施計画と，町の財政についての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町第６次総合計画・後期基本計画についてであります。

１つ目の後期基本計画の位置づけにつきましては，当町では，平成26年３月に総合的かつ基本的な町政運営の方針となる阿見町第６次総合計画を策定しております。

本計画は，まちづくりの方向を示す最上位計画として，基本構想，基本計画，実施計画の３層で構成されております。後期基本計画は，10年間の町政における基本理念と進むべき方向を

示す基本構想を受け，令和元年度から令和５年度までを計画期間とし，施策の目標，体系及び展開方針を示すものであり，町民のニーズや社会・経済情勢などを考慮し，重点的に取り組む施策として，あみ・未来プロジェクトを位置づけております。

２つ目の，公共施設等総合管理計画の位置づけについてであります。

公共施設等総合管理計画は，公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画で，公共施設の維持管理や更新に関する基本的な考え方を定めております。さらに，公共施設等総合管理計画の下位計画で，公共施設等の改修及び更新に関する具体的な管理計画である個別施設計画に基づいて，第６次総合計画を実現するための３か年実施計画に，個別・具体的な事業として反映させることになります。

また，公共施設の面積の延床面積の適正化及び長寿命化については，行財政改革大綱の重点目標としており，行政改革大綱実施計画の実施項目として位置づけております。

３つ目の，財政規律を守るまちづくりの見通しについてであります。

総合計画の後期基本計画においては，関連施策として行政運営及び財政の健全化が位置づけられております。

両施策につきましては，令和２年度に施策評価を実施し，おおむね目標達成に向けて進捗しております。しかしながら，新型コロナウイルス感染症の財政への影響は今後も避けられない見通しであることから，財政の健全化の目標達成は大変厳しい状況にあると認識しております。

４つ目の公共施設における長寿命化と，延床面積削減の具体的な計画についてであります。

当町では，長寿命化対策を優先し，平成29年度から個別施設計画を順次策定しており，今年度中には阿見町町営住宅長寿命化計画を含む全17施設全ての個別施設計画が策定を完了となる予定です。また，個別施設計画は５年ごとに見直すことになっておりますので，令和４年度からは，平成29年度に策定した個別施設計画から順次見直していく予定になっております。

５つ目の，経常収支比率の2023年目標90.3%は実現可能かについてであります。

計画策定時点では，平成29年度の県平均値である90.3%を達成目標にしましたが，達成は大変難しい状況であります。目標達成へ向け財政運営に努めてまいります。

２点目の公有財産の適正な管理・有効活用についてであります。

１つ目の，今までの取組と今後の予定につきましては，現在までに旧実穀小学校と旧吉原小学校校舎の一部を地区公民館として活用する方向で進めてきたところです。これからどこの施設をどのように活用していこうとしているのかについては，霞クリーンセンターを改築更新する方向性として，広域化を検討することとしております。

また，公立保育所については，効率的・効果的な在り方について，統廃合や民営化を含めた検討を行い，具体的な方針を決めることとなっております。

２つ目の公共施設の中に教育施設が含まれているのか，今までの取組状況と今後の見通しについては教育長から答弁をいたします。

３つ目の，そのほかの施設の具体的な取組状況についてであります。

教育施設以外の取組については，個別施設計画が今年度に策定完了となる予定ですが，来年度以降，個々に策定された個別施設計画で算出された施設修繕費を積み上げ，平準化させた上で３か年実施計画に反映させ，施設の長寿命化を図ってまいります。なお，平準化作業後は，再度，更新費用の推計シミュレーションを行い，面積削減目標値20％等についても検証してまいります。

４つ目の，面積適正化の数値についてであります。

公共施設等の面積適正化の数値は，平成29年度からの30年間で延床面積20％削減することが掲げられており，約13万1,000平方メートルある延床面積を約２万6,000平方メートル削減し，約10万5,000平方メートルとすることとなっております。行政改革大綱実施計画の中で面積の削減を位置づけ，令和元年度から５年度の５年間で延床面積を2,000平方メートル以上削減することが達成目標としております。

５つ目の，過去30年の公共施設の建設費用の内訳，維持管理費等の推移についてであります。

まず，主な公共施設の建設費についてですが，本体工事費と監理委託料で集計させていただきました。霞クリーンセンターは，平成６年度から８年度に建設，建設費60億円，うち国庫補助金７億円，起債46億7,000万円。総合保健福祉会館は，平成７年度・８年度に建設，建設費21億円，うち起債16億4,000万円。本郷ふれあいセンターは，平成13年度・14年度に建設，建設費５億7,000万円，うち国庫補助金１億2,000万円，起債３億2,000万円。予科練平和記念館は，平成20年度・21年度に建設，建設費７億9,000万円，うち起債５億9,000万円。あさひ小学校は，平成28年度・29年度に建設，建設費30億円，うち国庫補助金８億5,000万円，起債17億6,000万円などになっております。

次に，維持管理及び運営費の推移についてです。

全般的に，年間経費については建設当初は毎年ほぼ同額で推移し，施設の老朽化に伴い増加，大規模な改修工事がある年度は，大幅に増加するといった傾向になります。例えば霞クリーンセンターでは，建設当初は年間経費３億円強だったものが，最近では４億円強と約１億円増加しており，さらに大規模な改修がある年度には５億円ほどの年間経費がかかっております。

３点目の，自主財源の確保についてであります。ふるさと納税の進捗状況と併せ，一括してお答えいたします。

令和２年度の寄附額につきましては，11月23日現在において2,213万6,000円の寄附をいただいており，件数といたしましては1,678件です。経費につきましては，請求等で金額が確定し

ている10月末時点となりますが，約987万7,000円となっております。

御承知のように，ふるさと納税につきましては，令和元年10月１日からポータルサイトによる本格的な運用を開始いたしました。令和２年11月23日現在，102の返礼品をラインアップしております。引き続き，多くの方に寄附自治体として選んでいただけるよう，返礼品の充実に努め，自主財源の確保を図ってまいります。

そのほか，現在のところ自主財源の獲得につながるような新たな取組として，具体的なものはございません。

４点目の，令和３年度３か年実施計画についてであります。

３か年実施計画につきましては，当初予算編成に向け，政策経費に係る事務事業を事前に整理したものとなります。予算の議決をいただくことで初めて実行に移すことになり，実施が確定しているものでありませんので，改めて御承知おきください。

まず１つ目の，令和３年度から令和５年度の普通建設事業費の減少についてであります。

令和３年度の普通建設事業費の内訳としましては，主な事業として，道路維持補修事業，都市計画道路寺子・飯倉線整備事業，民間保育所整備等補助事業，認定こども園施設整備事業，都市排水路整備事業等がございます。

令和４年度の主な事業には，道路維持補修事業，都市計画道路寺子・飯倉線整備事業，荒川本郷町有地造成事業，実穀小地区公民館整備事業等がございます。

令和５年度の主な事業には，道路維持補修事業，都市計画道路寺子・飯倉線整備事業，公園緑地整備事業等がございます。

令和３年度から５年度にかけての普通建設事業費の減少は，これら各年度に位置づけた事業の減によるものでございます。

２つ目の，公債費が令和３年度15億900万円から，令和５年度16億3,400万円に増加する理由についてであります。

令和２年度から４年度に借入れ予定の起債の償還が始まるため，増加するものです。

竹来中学校屋上防水・外壁改修事業，舟島小学校空調設備・トイレ改修事業などの学校施設整備事業債５億円，クリーンセンター改修事業債５億2,000万円，道路関連事業の起債合計９億4,000万円，地区公民館整備事業債３億7,000万円など，３年間で総額47億円の借入れを予定しております。

３つ目の，令和４年度及び令和５年度の財源不足の想定についてであります。

医療・介護等の扶助費や，公共施設等の老朽化対策経費など，安心・安全な町民生活に不可欠な費用の増加傾向が続いております。10億円の財源不足は，後年度の計画事業を，現状のままでは実行に移すことができないことを示しております。国庫補助等の獲得，事業スキームの

見直し，スクラップ・アンド・ビルド等により，財源に見合った事業ボリュームとなるよう調整を図ってまいります。

４つ目の，コロナ禍を踏まえた施策及び事業の優先順位についてであります。

当町では，新型コロナウイルス流行の初期段階から，町民生活や地域経済を守るための対応を最優先に，様々な感染症対応事業に取り組んでまいりました。事業の優先順位については，現在であれば感染拡大を防止することが最重要であり，安心・安全な町民生活の実現が最大値となるよう，対策を選択し，集中的に実施してまいります。

５つ目の，健全な財政運営，財源獲得や既存事業の廃止，規模の縮小の検討についてであります。

健全な財政運営を維持するための財源獲得や既存事業の見直しにつきましては，３か年実施計画策定を含めた予算編成過程の中で継続的に取り組んでおります。令和３年度以降も引き続き，限られた財源の有効活用を図れるよう，不断の見直しを推進してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　皆さん，おはようございます。

２点目における２つ目，公共施設の中に教育施設が含まれているのか，今までの取組状況と今後の見通しについてであります。

公共施設には，教育施設も含まれております。教育施設の個別施設計画につきましては，昨年度から，阿見町学校施設等長寿命化計画の策定に取り組んでいるところです。今後，年度内の早期に同計画を策定し，教育施設の長寿命化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　それでは，再質問させていただきます。

まず１点目に，あみ・未来プロジェクトの制作過程では，どのようなことに力を入れてきましたか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

あみ・未来プロジェクトにつきましては，令和元年からの５年間に町が重点的に取り組む施策を位置づけたものでございます。その取りまとめに当たりましては，後期基本計画に向けて時代の変化や町民意識，意向を適切に捉えることが重要であると考えまして，参加町民を無作為抽出で募りましたまちづくり町民討議会を開催するとともに，町民アンケート調査や町内団

体のヒアリング，学生による町長と学生の語る会などによりまして意見交換を実施して，幅広い町民の皆様方の意見の把握を行っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　町民の方の幅広い意見を聞いたということで認識をしました。

次に，公共施設総合管理計画において，現時点で何年間でいくらぐらい，トータルで経費がかかりますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

公共施設等総合管理計画ではですね，長寿命化と面積の削減を基本方針としておりまして，そのシミュレーションでは，40年間で335億円の更新費用がかかると見込んでおります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　延床面積の施設の適正化，具体的な対策がこれからやられると思うんですが，その前にちょっと公共施設の延床面積の適正化の基準は，どういう形でこれは決めましたか。

○議長（久保谷充君）　管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君）　お答えいたします。

基準っていいますと，適正化の基準といいますと，例えば何年間でどれぐらいとかっていう，そういったお話でしょうか。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　トータルでどのくらい削減するというのは何を根拠に決めましたか。

○議長（久保谷充君）　管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君）　はい，お答えいたします。

シミュレーションを行いましたものを基準にしまして，20年間で20％削減ということが基本になってございまして，トータルでは，答弁書の中でありましたように２万6,000平米ぐらいを削減するというような計画になってございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　20％の数値的なものというのは国から出されて，そこに合わせたのか，町で独自で検討して20％を出したのか，どちらですか。

○議長（久保谷充君）　管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君）　はい，お答えいたします。

シミュレーション自体は，総務省のシミュレーションシステムを使ってございます。それに基づきまして，シミュレーションを３つ想定してございまして，そのうちの一番効率的だと言われるものによってシミュレーションを行った結果でございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　後でまた話はしますけども，公共施設の維持管理経費がどんどんかさんできてるのは，これは確かでありまして，過去において公共施設を，昭和の時代から平成にかけて造ってきた。その，まず前提になる想定が現実と合わない，それで過大な公共施設の整備になってきたということも考えられると思うんですね。

多分，人口規模が７万とか７万5,000とかといったところを想定して造ってきたこととなると，やはりこれからローリングでまた，いろいろとこれは計画見直したりしていくと思われるんですが，ローリングで見直しをするということはあり得ますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

答弁にもありますとおり，個別施設計画を策定しておりまして，この計画がローリングで５年ごとということになっております。公共施設総合管理計画につきましても，10年をめどに見直しの検討をしていくというようなことで位置づけております。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　１つの数値的目標というのは国から出されたそのシミュレーションで，効率的なものをやってこられたって話もありますが，将来，この人口動態，社会情勢はどう変化していくのか。ですから，やはりそれに合わせて，そこは町独自できちんと，これからは判断する必要があると思いますが，その点はいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，議員おっしゃってるとおりでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　公共施設，また行政の財政運営というのは，非常にこれは社会状況にも変化を受けます。ですから，やはり常に状況の変化に応じて，ある意味では持続可能なということになると，その辺も柔軟に見直しをして，やはり大事なものを最優先して，これからは進めていっていただきたいと，これをまず要望しております。

次に，公共施設の延床面積の適正化の具体的な対策，これはいつから実施していますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

阿見町公共施設等総合管理計画につきましては，公共施設の延床面積の適正化を基本方針の

１つとしてございます。平成29年の３月に策定してございますけれども，延床面積の適正化の具体的な対策につきましては，実質的には令和元年度からの行政改革大綱の実施計画の項目として位置づけてスタートをしてございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　具体的にどういうことを実施しましたか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　面積の適正化ということと，それから長寿命化ということで，両方の柱で今実施しているところでございます。面積の適正化につきましては，答弁にもございますとおり，町営住宅の取り壊しだとか，そういったことで削減，今のところ図っているというような状況でございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　はい，分かりました。

次に，平成29年度に策定した個別施設計画の進捗状況，これはどういう形になっていますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい。平成29年度に策定しました施設につきましては，役場庁舎それから公民館，福祉センター，保育所，それから図書館の５施設となってございます。個別施設計画によりまして長寿命化が決まった施設につきましては，老朽化度を見極めながら修繕箇所の位置づけを行いまして，順次修繕を行っております。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　経常収支比率の目標達成については，大変厳しい状況にある。で，その前の答弁に，行政運営並びに財政の健全化が，これは位置づけられていますけども，この両施策については，おおむね達成目標に向けて進捗しております。このおおむねというのはちょっと私，どういうことなのか，ぼやっとしてはっきり分かりません。これ，ちょっとお尋ねします。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい。経常収支比率の目標でございますけれども，総合計画策定時に県平均を目標としてございました。その策定当時の県平均が90.3％ということでございます。県のほうも，県平均もどんどん上がっているような状況でございますので，達成状況，2023年度ですか，の達成は大変厳しい状況であると認識はしてございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　おおむね目標達成に向けて進んでいるというのと，その後の答弁で，目標達成は大変厳しい状況にあると言ってる。これはどういうふうに認識するんですか。目標

達成に向けて進んではいるんだけども，現実は難しいということは，現実実現することは不可能に近いということだと捉えていいですか。
○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。
○総務部長（佐藤哲朗君）　お答えいたします。
議員おっしゃるとおりでございますけれども，経常一般財源等の分母のほうも増加をさせなきゃいけないというような取組も，これは自主財源のほうにも関わってくると思うんですけれども，そういった新たな取組を行うというようなことを実現できれば，それに向けて，その目標に向けて努力していくというようなことでございますけれども，ちょっと表現が，大変厳しい状態だということを表現しているということでございます。
○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。
○１３番（川畑秀慈君）　ということは，目標達成に向けて努力はしているが，実現することは現状では可能ではないという捉え方でいいですね。
○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。
○総務部長（佐藤哲朗君）　お答えいたします。
2023年の目標でございます。それに向けて努力をしているということでございまして，努力をした結果，結果でございますけれども，達成できないというような状況もあり得ると思います。
○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。
○１３番（川畑秀慈君）　多分達成することは難しいなと思います。後でまた，その辺のところもちょっと質問したいと思いますが，簡単に答えていただいて結構です。
次に，公民館の新たな設置に関して，どのような手順で進めてきましたか。
○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。
○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
現在，町内には中央公民館をはじめとしまして，公民館・ふれあいセンターは５館設置されてございます。まず，中央公民館でございますが，昭和54年から55年の２か年にかけまして，社会教育法第21条に基づきまして町が設置する公民館として位置づけられております。これ遡りますと，役場庁舎旧庁舎時代に，阿見会館という青年会館としてスタートした建物がございまして，その青年会館で冠婚葬祭とかそういうことも実施していた昭和の時代がございます。それが，行政組織がその中に入るような状況になりまして，この庁舎の改築の後にですね，公民館が建設されたという経緯があるというふうに推測してございます。
その後ですね，それ以外の４館につきましては，君原公民館は平成５年度に，そしてかすみ公民館は平成６年から７年の２か年，そして本郷ふれあいセンターは平成13年から14年の２か

年，舟島ふれあいセンターは平成15年・16年の２か年で建設をされてございます。これらの公民館・ふれあいセンターにつきましては，総合計画の第４次総合計画に基づきまして，平成４年３月に策定されました阿見町公民館整備基本計画によりまして，公民館は建設されたということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　その公民館の，ちょっと時間がないんであんまり１点１点やるとあれなんで，じゃあ次に，ちょっと進みますね。

今，実穀小・旧吉原小，これを公民館として活用するために進めていますが，この改築からまず何年使えるか。そしてまた，この建設費から使用終了までの維持管理費というのは計算しているか，してればその内訳を教えてください。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　私のほうからですね，耐用年数等につきまして御説明させていただきます。

一般的にＲＣ構造の建築物の耐用年数でございますけれども，おおむね60年と言われてございます。公共施設等総合管理計画の中ではですね，60年を長寿命化を図りまして80年に耐用年数を延ばすというようなことでございますので，旧実穀小学校につきましては2064年まで，旧吉原小学校につきましては2062年までを使用することが可能ということでございます。公民館としての供用開始年度からおおむね41年間ということで，使用可能期間と考えてございます。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい。教育委員会のほうからは，事業推計のほうを御説明させていただきたいと思います。

まず，旧吉原小学校の改築工事費につきましては，御案内のとおり２億3,100万円ということでございます。また，維持管理経費につきましては，令和２年度当初予算の見込みでございますけれども，運営費が約1,300万，そして維持管理費が約900万円，事業費として約50万，合計で年間約2,300万円ほどの見込みをしてございます。

改修後ですね，先ほど総務部長からありましたように，41年間の使用が仮に可能だということを仮定しますと，維持管理経費は合計で約９億4,300万ということになります。改築費を含めますと11億7,400万ということで，これはあくまでも推計でございます。41年間継続して同じような状況で使えるかといいますと，先ほどの説明にもありましたように，機械設備であれば当然その10年，15年の中で一定の修繕行為もありますので，あくまでもこれは推計ということで，数字のほうを御理解いただければと思います。

同じく，実穀小学校の改修工事費はですね，現在設計にまだ着手してございませんので，現在の見込額で概算となりますが，約３億5,000万円ほどを見込んでございます。また，維持管理経費としましては，先ほど申し上げましたような計算方法ですね。現在設計ができておりませんので具体的なものはございませんが，吉原と同等と試算をいたしますと，維持管理経費の合計が約９億4,300万円，改築費用は概算を含めますと12億9,300万というような，ある程度の推計値は見えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　数字がはっきりしましたので，またこれは別の機会に議論ができるかと思います。

次に，公立保育所の効率的・効果的とは，これはどういうことでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

公立保育所に関する費用については，所在している市町村が人件費や施設維持管理費を含む全ての費用を全額負担しているところでございます。一方，私立保育園及び認定こども園の運営に関する費用については，国が２分の１，県が４分の１，町が４分の１，それぞれ負担しておるところでございます。

また，認定こども園や保育施設の新規建設や大規模改修についても，国及び県からの建設費用に対する一部の補助金が活用できますので，公立保育所の運営に対して民間活力を導入することによりまして，私立保育園を運営することによりまして，町の財政負担がかなり軽減することになります。

また，私立保育園においては，それぞれの運営法人の保育理念によって，様々な多様な保育が実施されることによりまして，多様な町民ニーズに応えることができることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　今，効率的な話のほうがほとんどで，効果的多様な保育が実現可能だという判断でよろしいですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　そのとおりでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　この辺に関して，一言だけちょっとお話をしたいと思います。効率

的は確かにそのとおりで，財源上は言われたとおりだと思います。効果的ということになると，保育の質の問題に今度はなってきますね。保育の質という部分では，民間に預けて果たして保育の質が担保されるかというと，これは非常に難しいと思うんですが，その辺の認識はどうですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

民間施設においても，保育についてはかなり経営努力しているし，また多様な町民のニーズという，地域のニーズというのを捉えて運営していると思っておりますので，保育の質については担保されるかと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ここで保育所の話すると，またそれで終わっちゃうんであれですけども，現実に小学校に子供たちが上がっていく中で，やはり落ち着きがない，そしてまた学習の障害が起きている子供が今非常に増えているのが現実で，やはりそれは保育の――幼児教育，保育の現場でのやっぱり対応によっても，かなりこれは違ってきているということが言われてきています。

そうしますと，これに関して簡単に民間に行って全部丸投げっていうことは，これからはやはりちょっと注意しなきゃいけない。財源的には確かに言われたとおりなんですが，その辺はきちんと認識をしていただきたいと思います。

次に質問移ります。

更新費用のシミュレーションを行いとあります。何年間でいくらくらいの更新費用を上限としているのか，年間ですね。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

公共施設等総合管理計画におきましては，平成22年度から平成27年度までの６年間でございますけれども，維持補修費，それから改修コストの平均値を出しておりまして，年間６億円の更新費用を目標内としてございます。

今後，個別施設計画が策定完了した後にはですね，施設ごとの大規模改修費等の費用が算出されますので，それを年次で平準化しまして再度シミュレーションを行って，その結果に基づきまして，面積削減目標値や年間の更新費を計上してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　財源確保しながら，これは粛々とやっていっていただきたいと思います。

次に，ちょっとこの点を聞きます。公共施設の建設において，どのような財政的な裏づけがあれば進められるか。様々な議員からの要望であったり，また地域からの要望もあるかと思うんですが，その点をお聞きします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

財政的裏づけとしましては，やはり財源として国庫補助金や起債を活用し，建設費等のイニシャルコストだけではなく，その後の維持的な継続的な運営に必要となる人件費なども含めた運営経費とともにですね，機能維持のための中長期的な施設管理費も含めたトータルコストを積算，可視化していく必要があるというふうに考えております。

また，公共施設の建設においては，公共施設等総合管理計画における面積の適正化の視点も踏まえて取り組むことになります。町施策との整合を図りながら，総合的な判断が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　多分これは，今こういう状況になったというのは，ある一時期から一気に公共施設の建設が，整備が始まったといったところが大きな原因になっていると思うんですが，その辺の認識はどうですか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

やはり公共施設等総合管理計画を見てみましても，昭和の後半辺りに建てた建物の更新時期が今来ているとかということで，非常にコスト意識の部分もかなり認識されるようになってきまして，そういった背景を踏まえまして，やはり今後の公共施設の建設においては，そういうトータルコストを考えた検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　次に，公共施設の建設費と維持管理費の，この数字的な関係はどのように捉えていますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

施設の種類などによりまして人員配置等，そういったことが異なるということになりますの

で，一概には言えないということでございますけれども，施設の規模が大きくなれば，建設費も当然大きくなりまして，維持管理費も大きくなるというようなことでございます。集計しました1990年以降に建設した箱物施設の本体工事，それから監理委託経費の合計でございますけれども，約177億円。維持管理費及び運営費の合計でございますが，集計可能だったもののみの数字とはなりますけれども，約290億円ということでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　この辺になりますと，昭和の時代は地方債残高が25億，26億からずっと推移していたのが，平成のちょうど1994年，1995年辺りから一気に増えましたね。あっという間に170億，180億と。1997，98で増えた。ここの部分がやはり将来的に大きく財政を圧迫してくる。一気に更新時期が近づいてくるというようなことがあります。これ見ると，過去において，あまり計画的にやってきたとは到底言えないような，この状況ですね。

次に，行きます。

この建設費，先ほどもちょっと公民館の整備事業，建石部長のほうから話ありましたが，大体建設費の２倍から３倍は維持管理費はかかる。全て大体そうかかってきますね。ちなみに，クリーンセンターに至っては，多分今大体100億維持管理費かかっていますが，将来これあと十数年使うとなると，やはり修理が入って，建築費の約３倍，170億，180億という金額が多分これ将来的にはトータルでかかってくるんじゃないかと，これは考えられます。

ですから，公共施設を造るときはトータルで最後，終了するまでをきちんとこれはシミュレーションに入れて，これからも，特にこれからはやっていかないと大変なことになると思いますけど，その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが，建設費等のイニシャルコスト，さらには中長期的な人件費，維持管理費も含めたトータルコストを勘案していくということが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ぜひトータルコストを考えて，やはりこれ維持管理費は国からの補助には一切なっていませんね，これは。見てみましても。ですから，そっくりそのまま経常経費に上乗せになります。これが一番，ある意味で財政圧迫をして，他の自治体も補助金が出るから建物を建てました。その後の維持管理費は国からは補助は出ません。それが積み重なって真綿で首を絞めるように財政を圧迫してきている。

ですから，どこの自治体も今90を下回る自治体なんかほとんどなくて，90以上は当たり前というような，非常に硬直化をして新しいサービスができない。ですから，かといって，これは国のせいにもできないんで，やはり各市町村単位で工夫していかなきゃいけないようになったと思いますので，その点はぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に，公債費。この増額３年間で47億円の借入れってあります。３か年実施計画の中にも当然ありましたが，償還期間は何年ぐらいになるか，また償還費の多い年と少ない年の金額はどのぐらいになっていくのか，この点お尋ねします。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

償還期限につきましては，臨時財政対策債につきましては，20年の償還ということでございます。その他の起債につきましては，主に10年の償還ということでございます。３年間で借り入れる地方債の償還につきましては，令和３年度予定が8,000万円，それから令和４年度が１億9,000万円，令和５年度が３億円となってございます。令和８年度が４億円ということで，ピークになってございます。公債費の総額でございますが，御指摘もございましたとおり，令和５年度の16億3,000万円がピークとなってございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　質問時間，残りあと13分あるんですが，１時間まであと５分しかないということで，最後ちょっと巻きに入ってまとめたいと思います。まだまだ質問したいことはいっぱいあるんですけども，時間が押していますので，最後要点だけ少しお話をしたいと思います。

取りあえず，３か年実施計画を先日見せてもらいました。ですから，今日質問しましたのは，この３か年実施計画と後期基本計画，この中に，皆さんがつくられたものに基づいて質問しています。で，公共施設の維持管理計画に関しても，これは皆さんのほうで，執行部の方でつくったものを基に聞きました。

そういう中で，１つは財調の期末残高がどんどんどんどん減ってくという，どうしてもこれは厳しい実態があると思います。議員の皆さんにはＬｏＧｏチャットでグラフを送っております。平成21年から25年までは黒字で，26年からメモリは１つ下がりますね，ずっと経常収支はマイナスになってきています。そこで財調も当然少なくなってくる。これがこのまんま令和５年まで滑り台のように下がっていく。その後も，これ回復する見込みがあるのかどうなのか。

回復するとすると，税収を上げなきゃいけない。税収を上げるのには景気も良くならなきゃ難しい。そうなると，先ほども言った2023年以降，その話は出てくるんじゃないかと思うんですが，その税収を上げるための施策というのは何かアイデアは，執行部のほうで考えているん

でしょうか。特には何も，今のところはふるさと納税だけでいっているんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。
○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。
　今，税収という，何ですか，自主財源という形でしょうかね。自主財源の新たな取組ということなんですが，町長答弁にもありましたように，現時点では，今ふるさと納税に取り組んでいるということで，特には具体的な取組というのはないんですけども，１つは多くの自治体でやられているネーミングライツですね，公共施設等の命名権を企業が買うという，そういうネーミングライツが考えられると思いますが，そういった話があった場合にはですね，積極的に対応していきたいというふうに考えております。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。
○１３番（川畑秀慈君）　それも１つの案でしょうけども，やはり職員の皆さんも，そしてまた議会のほうも様々な提案をこれからしていくようになっていただきたいと思いますし，やはり執行部側ではそれを受け入れて，やはりしっかりと検討して，自主財源の確保，その中で，財政運営を円滑に進めていけるような，要するにもっと夢のあるような，ある意味で。そういう方向性に持っていかないと。
　これ厳しい厳しい厳しいでずっとこれは厳しい話ばっかりして，プラスにもっとポジティブにこの問題を捉えて，これをチャンスと捉えて，発想を変えていくということも，これ非常に大事なことだと思います。財調であったり基金であったりというのは，基準財政需要額，その10％ぐらいが妥当だという話を前回の一般質問のときに答弁いただきましたが，これ以前，民教で視察に行った阿智村の話です。
　阿智村の平成30年の財務状況，経常収支は今79.8％，基金と財調を入れると大体64億5,000万ぐらい。一般会計はどうなのかというと全部で56億4,500万ということで，何が違うか。議会も職員も勉強しています。社会教育，徹底的にやっています。そういうことなんです。ですから，１つは教育が要であるし，深い議論をしてお互い話し合う，知恵を出し合う。これが１つの大きな要になります。
　ぜひ，場所が違うから参考にならないんではなくて，同じ人がやっているんです。発想，考え方が根本的に違うんです。ですから，そういう発想を変えて，しっかりまた，この財政運営，取り組んでいただきたい。また，議会のほうも，そういう意味でしっかりと意見を出していきたいと思いますので，よろしくお願いします。
　以上で一般質問を終わります。
○議長（久保谷充君）　これで，13番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，８番飯野良治君の一般質問を行います。

８番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔８番飯野良治君登壇〕

○８番（飯野良治君）　皆さん，こんにちは。川畑議員の緊張感のあるやり取りの後に，私のゆったりとしたね，リラックスした質問をしたいと思います。

質問に入る前に，お知らせと町当局に感謝を申し上げます。

今年３月に，上長区共同墓地駐車場に10トンもの産業廃棄物が不法投棄されました。撤去について町に相談をしたところ，町長が先頭に立ち，県との交渉，町で何ができるかを現場に赴き努力していただきました。先月，上長区民70名以上のボランティア参加により，町の協力を得てミニクリーン作戦が実施され，分別撤去が完了いたしました。本当にありがとうございました。

それでは，通告に従い，町長に質問をいたします。

今年３月に行われた町議選から始まった新型コロナ禍，その間６月議会，９月議会の定例会を経て，コロナ禍は第３波と思われるほど増大をしています。町政においても新たな対応が求められる中，特徴的なのは千葉町政の方向性が明確に見えてこない現状があります。

公約の一丁目一番地，大きな柱である道の駅の凍結・再検討は検討委員会の答申待ちです。令和５年度の統合が決まっていたはずの阿見第二小学校が存続を前提とした検討委員会が立ち上げられ，第三者機関の検討委員会の判断待ちの状況です。首長のリーダーシップが私には見えないのです。今日の新聞報道にもありますように，目立つのは職員の事務的なミスの連続です。

さて，今回質問したいのは，阿見町をどんな町にしたいのか，首長としての見解を明確にお聞きいたします。

先日，第６次総合計画の令和５年度までの３か年実施計画が提示されました。方針の中で，コロナ禍の影響で財源確保を含め，施策及び事業を抜本的に見直すという内容でした。そこで今日は，阿見町の基幹産業である農業について具体的課題をお伺いいたします。

１，コロナ禍で，農業の現場で今何が起こっていますか。

２，耕作放棄地を含めた課題は何ですか。

３，コロナ禍での都市と農村の交流事業をどう発展させるのか，お聞きします。

４，農業ヘルパー活用事業の具体的取組を伺います。

５，家族農業，農業法人化など，多様な形態が必要だと考えますが，実態はどうですか。

６，阿見町産の農産物を使った阿見町を代表するような商品開発目標はありますか。

以上，６点についてお伺いします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　飯野議員の，コロナ禍におけるウィズコロナとアフターコロナの町政の在り方についての質問にお答えいたします。

１点目の，コロナ禍で農業の現場で今何が起こっていますかについてであります。

農業を取り巻く状況につきましては，新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令，さらには不要不急の外出自粛要請が出される中，外食産業の不振や学校給食の停止等のあおりを受け，農業経営にも甚大な影響を受けております。このような中，国では，コロナ禍により農業収入が減収した農業者等を支援する，高収益作物次期作支援交付金制度を創設し，運用を図っているところであります。

現在，当町においては，28名の農業者が申請手続を行っており，実施要綱に基づき適正に手続を進めながら農業者の営農持続に向けた支援を図ってまいります。

２点目の，遊休農地を含めた課題についてであります。

現在，町の耕作放棄地面積は，2015年度の農林業センサスにおいて，574ヘクタールとなっており，耕作放棄地の解消と耕作放棄地にしない取組の推進が課題であると認識しております。

解消策につきましては，令和元年度に国の事業が廃止されたことから，町独自で耕作放棄地再生利用補助制度を創設し，再生作業に対する支援を行っております。また，耕作放棄地にしない取組としましては，平成25年度より，産学官連携事業の一環として，大学・地元企業・ＪＡ・県農業改良普及センター・認定農業者が一体となって，常陸秋そばの産地化に取り組んだ結果，現在では，栽培面積が約70ヘクタールとなり，稲敷地域における一大産地となっております。

今後も，地域の特色ある魅力的な産品産地化と耕作放棄地解消の取組を併せて推進してまいります。

３点目の，コロナ禍での都市と農村の交流事業をどう発展，についてであります。

町では，上条地内ののらっくす農園における農業体験をはじめ，君島地区と東京都港区による都市農村交流や，県のよいとこプランと連携したバスハイクによる収穫体験などが行われ，

参加者からは好評を得ております。しかしながら，今年度に入り，コロナ禍の影響により，現時点において全ての事業が中止になっており，今後の都市農村交流については，コロナ禍における新たな生活様式を考慮し，阿見町の交流事業に関心や興味を持つ関係人口による交流の体系を検討していくなど，新たな都市農村交流の形を模索してまいります。

４点目の，農業ヘルパー活用事業の具体的な取組についてであります。

この事業は，農業者の補助労働不足の解消と，町民に雇用機会や農業に触れる機会を創出し，農業者と町民の交流を図ることを目的としており，その雇用賃金の一部を助成するものであります。事業運用は，平成28年度から開始しており，昨年度の実績としましては，ヘルパー登録者が21名，雇用農業者は９名となっております。

事業の効果としましては，制度を活用する雇用農業者が，傷害保険制度の加入や関係書類への記入・保管を日常化する中で，雇用に対する意識の変化が見られ，国・県が主体となっている雇用事業に取り組む農業者が育成されております。しかしながら，登録ヘルパー及び雇用農業者ともに利用者の固定化が見られているため，町ホームページ等により周知を図り，積極的に新たな人材の発掘に努めてまいります。

５点目の，家族農業・農業法人などの実態についてであります。

町では，農業経営改善計画に基づく認定農業者が，令和２年11月末現在で87経営体が認定されており，そのうち10経営体が農業法人となっております。このように，町における農業形態の主体は家族経営で成り立っており，その中でも後継者を育成している経営体は17経営体と極めて少ない状況で，担い手の確保が地域の課題となっております。

また，担い手の育成・支援については，地域農業の維持・発展を図る上で必要不可欠であり，町としましては，今後も家族経営の支援を図るとともに，後継者の育成，法人化への誘導も併せて行ってまいります。

６点目の，阿見町産の農産物を使った阿見町を代表するような商品開発目標についてであります。

現在町では，畑作振興で作付面積を増やしている常陸秋そばを活用した乾麺や，そば焼酎，県銘柄産地の指定を受けているレンコンを活用したレンコンパスタ，島津の南高梅を使った梅酒，ふるさと納税でも人気のお米ミルキークイーンを醸造した振舞酒，また，コシヒカリを活用したパック御飯等の商品開発を進めております。今後は，これら商品の販路確保に努めるとともに，町ホームページや町内各組織等を有効に活用し，積極的に商品のＰＲや認知度向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　答弁ありがとうございました。

阿見町は，農業がもちろん歴史的に盛んですし，それに適した条件もそろっているということで，町のほうでも農業を基幹産業だというような位置づけをしております。基幹産業にあったね，やっぱり人的，それと財政的なバックアップをね，ぜひとも，今日のやり取りの中でお示しをいただけたらなということで，再質問をしたいと思います。

１番目なんですけども，新型コロナ危機によって明らかになったのは，多くの国で食料不安が現実のものになったんですね。１点目の答弁でもあるように，コロナの影響で外部的要因で農家の実態は大幅な売上げが減少しています。それに追い打ちをかけるように，気候の温暖化で，現在野菜の生育を前倒しをしています。

白菜，大根，ブロッコリー，これは阿見の露地野菜としての代表的な産品ですけども，冬の大型野菜が通常の半値以下です。キロ100円してたら50円以下で，本当に段ボール代もないというような状況ですね。当面の収益減を，行政の側からどういう制度を活用して農家をカバーしていくのか，お伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

町長の答弁のありました，現在のところはコロナ禍の農業者の減収益に対する支援については，国の高収益作物次期作支援交付金の制度を受けることしかありません。今後さらなる支援事業が発動された場合には，地域の実情に即して適正に事業の手続を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　こういう非常にね，危機的な状況，しかも世界を巻き込んだ状況の中で，一番現場の農業者がしわ寄せを受けるということであるならば，やっぱり直接的な給付金的な補償がないと，なかなか農家自身の自助で乗り切れということではできないんで，そういうところを，やっぱり行政が工夫をしていただいてね，活用できる資金をやっぱり農家に還元していくというような仕組みがやっぱり必要だと思うんですよ。

持続化給付金，農家が受けているのはどのくらいありますか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

持続化給付金につきましては，町のほうについては今のところ届出はありません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　一時マスコミで，農家からね，個人営業者として持続化給付金の申込みが殺到して，しかも条件が緩いからということで，何かちょっと中身が十分じゃなくても下りたということもありますけども，やっぱりこれをもっと農協とか，そういう営業のところで指導，申込みはしているんでしょうけども，町のほうでも持続化給付金のやっぱり活用をね，何かの形で農家にアピールしていくというようなことが必要だと思うんですけど，その関連はどうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

農協さんの部会，または認定農業者連絡会等にですね，そういった制度もありますということについては周知していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ぜひですね，直接的な現金収入が危機を乗り越えるために必要なんで，その辺を行政としてもよろしくお願いをいたします。

それでですね，その下の，高収益作物次期作支援交付金ですね，対象者が28名おられるということなんですけども，高収益の作物というのは，どんな作物を導入するのか，お聞きいたします。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

現在，補助対象品目については，国の補助要綱において令和２年２月から４月までに出荷時期の実績のあった農産物であり，穀物類を除くというふうに定義をされております。現在申請されているものにつきましては，全体で19品目ありまして，主なものとしては，レンコン，ネギ，白菜等で申請されております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　高収益というのは，スケールメリットじゃなくて面積はそんなにできないけども，やっぱり手間はかかるけども，やっぱり単価が高い。キロ100円のものが500円で売れたり，そういう高収益の作物だと私は思うんですね。

今部長が言われた，レンコンとかネギは，今までも阿見の特産として，レンコンはもう製品化なんかもできているし増えてもいるし，ネギが唯一安値の中でも，まだ今年は高収益なんですけども。私はここで１つ，こういうものを作ったらどうかという，１つ提案をしたいんですけども，ネギと同じような性質を持ったものなんですけども，イタリアネギですね，ポワロー。

これがやっぱり阿見の土壌で十分作れるということは，私も作ってみたんで，実践をしているんで，もう十分できるということは明確なんですね。

これは非常に単価が高いんですよ。小売りでやると１本1,000円ぐらいになる品物なんですけども，ただ日本のネギと違って葉が広がっちゃうんで，土がね，砂ぼこりが入っちゃうというのが１つ難点なんです。現在は，オーストラリア，ヨーロッパからの輸入に頼っているんですけども，営業でフランス料理，イタリア料理には必ずね，このポロネギが使われるんです。

これが阿見で，阿見の農家でね，ネギ農家なんかが少し取り入れて，大学とか試験場の協力を得てね，製品化できれば，販売品目としては非常に有利な一品になると思うんですけども，ぜひ行政のほうでもね，それをバックアップしていただいてやってください。ちょっと御意見を聞かせてください。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

ネギはポワレっていうんですか，ポワローというネギですか。ネギの種類は，西洋ネギでよろしいんですか。

○８番（飯野良治君）　イタリアネギと言われるもの。

○産業建設部長（村松利一君）　はい。そちらのほうについては，ちょっと私どもも知識がなくて申し訳ないんですけども，ネギにつきましては，阿見町は上位３位に入るネギの生産額が一応あります。その中で一度，稲敷普及センターのほうからですね，稲敷で転作用の「やわらかねぎ」というものを，稲敷・美浦のほうから一度産地化しないかというお話がありまして，ネギ農家に話したことがございます。

ある程度もう畑のネギというものが阿見の場合は構築されておりますので，なかなか新しい品目というところには，皆さんやっていただけなかったという経験があります。販売先，また，そういった特殊な作り方ということであれば，普及センター，また大学のほうとお話をさせていただいてですね，それだけの価値があるということであれば，そちらについても各農家のほうに，情報のほうについては発信したいと思いますけども，現在のところは，今のところその栽培技術とか，そういった販路ということは把握できないので，その辺は研究させてください。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございます。身近のところでは，取手市がもうかなり販売目的で複数の農家が作って，東京市場に流通しているというような実績もあるんで，近くなんで，ぜひ情報を収集していただいて，これをね，行政が育てていただければというふうに思います。ほこりが入っちゃうというのは，どうしても関東ローム層で赤土のほこりが舞うところ

は，これはあんまり適さないんだけど，黒土のような少し湿地で黒土のところありますよね，地力があるところ。そういうところだったら十分阿見でも作付可能なんで，そこをぜひ研究機関，大学などと連携して育てていただきたいというふうに思います。

それでは，続いて２番目のところに，耕作放棄地の課題について質問いたします。

日本ではね，マスクのような，最初のね，品切れは，食品では今回コロナ禍でも起こってなかったんですけど，最初ね，コロナ禍でマスクが非常に不足しましたよね。アベノマスクみたいなマスクが出てきたんですけども。マスクのシェアは輸入が８割だったんですね。８割も中国から輸入してたら，やっぱり中国から入ってこなかったらすぐに，やっぱり不足することは，今回のコロナでも実証をされましたよね。

これが食料だったら，本当にね，死活問題だったということで，本当にね，空恐ろしいなという感じは今回しましたよね。日本は，カロリーベースで38％の自給率なんで，６割は輸入しているわけですから。今回どういうことが起こったかというと，食品，農産物の禁輸措置に踏み切る輸出国が増加したことを考えたとき，食糧輸入依存，食品の輸出依存，労働力依存，この３点の依存が政策として，今日本でやっているわけですけども，これを続けてたら，いくらワクチンあっても食料がなくなったら，もう餓死しちゃうわけだから，そういう転換が迫られてるんではないかというふうに思うんですね。

だからこそ，そのとき現在作られてない耕作放棄地の活用が死活問題，このまま放っといていいのかと，死活問題につながる取組だと思いますけども。町長，そのところどう考えるか，町長にちょっとお聞きいたします。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　はい，耕作放棄地の問題でよろしいんでしょうか。町でもですね，今，人・農地プランというようなことで集積を図っています。また，御存じのように，常陸秋そばの作付面積も70ヘクタールというようなことで，これも産地化を図っています。

そういったことでですね，基本的にではありますけれども……。難しい問題もありますよ，後継者不足等もありまして。私ずっと農業のほうは全然分からなかったんですけれども，この３年近くで現場にも随分赴きました。それからいろんなところへ，市場へ行って一緒に売ったり，それから港区へ行って販売をしたりというようなことで。それから食べたりもしましたので，大変おいしいということでかなり自信を持っているところであります。

それから，耕作放棄地を解消するにはですね，まず後継者をやっぱり育成しなくちゃいけないということと，それからやはりもうかる農業を推進していかなくちゃいけないというように思います。そんな中では，産地化，特産品をつくり出すと。その中で，このふるさと納税の返礼品ということで昨年から始まりましたけれども，グリーンボックスというようなことで今や

っております。

そういったことで，農家の皆さんもいろんな種類を集めて付加価値をつけて，ふるさと納税でもうけていただくというような形につなげていければいいなというふうに思います。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございます。常陸秋そば70ヘクタールの産地化については，この実績は本当に産学連携の，本当に賜物をね，やっぱり行政も力を入れて生産者を確保してね，製品化までしたというのは私もすごく評価をしています。

ただ先ほどもありましたけども，まだ500ヘクタールも残っているんですね，耕作放棄地は。全部で574だっけか，ヘクタールがね，耕作放棄地として阿見町のほうで登録されているわけだけど，まだ500ヘクタール，約ですね，残っているということで，具体的にどうその500ヘクタールを耕作放棄地から耕作されたものに作り替えていくかというのは，先ほど町長も言ったように，スケールメリットができるような作物，例えば，ソバとかね，ソバは相当面積こなせますから，ああいうものでこなしていくかと。

500ヘクタールというのは相当な面積ですから，それが耕作されないで空き地でいるというのは非常にもったいないし，これからの阿見町の農政の中心に，その活用がなってくるんじゃないかと思うんですけども。

現在ですね，県との連携で進められている甘藷がね，栽培がね，阿見ではどうかということで進められていますけども，昔から私も作っています，甘藷はね，昔から。阿見の赤土は甘藷に向いてるんですね。その栽培についてね，これから行政，町がね，どんな形で甘藷の普及に当たっていくのか，ちょっとその辺のところをお尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

今議員のおっしゃっている耕作放棄地解消の一環として，県と農協と連携を図ってですね，令和元年の９月より，「かんしょトップランナー産地拡大事業」というのを活用しまして，阿見町のほうでも，新たな輪作体系に甘藷を奨励品目として位置づけて産地化に取り組んでいるところでございます。

令和２年度は生産初年度ということがありましたけども，８名の生産者により約2.7ヘクタルの作付をして，11月までに農協等の出荷を終えております。一応甘藷の産地化につきましては，まず県のほうから阿見町において３反歩以上の遊休農地というのが，県内でも多いんではないかということで，耕作放棄地の対策の１つとして甘藷をどうかというお話がありました。

議員も御存じのとおり，昔はかなり阿見町は甘藷を作っていたというところがありますので，普及センターの専門員たちの話を聞いても，阿見町にとっては甘藷の土地柄としては合ってい

るということなので，ある程度遊休農地，貸したいというふうな農地につきまして，町の認定農業者連絡会新規就農者等に情報を発信しまして，それで取り組んでいただきたいということでお話ししております。

今後につきましては，やはり少ない担い手の中でやっていくためには農地を集約，もしくは効率的にやってくには機械化というのが必要になってきますので，この点を町のほうとしても支援をしてですね，積極的にこの甘藷の面積を拡大を図りたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございました。甘藷はね，皆さんも御存じのように焼き芋として代表されるように，スイーツとして今は本当に若い人たちにも焼き芋，そのほか加工してスイートポテトとか，いろんな形で普及してね，スイーツの中心になりつつありますよね。川越，私はよく行くんですけども，あそこはもう芋で成り立っているような町です。もう本当にこんなものまで作っているのかということで，お店屋さんでは，もう全て芋製品で埋め尽くされてるんですね。

だから，阿見が芋の産地として適しているんであれば，ぜひですね，農協と，もうちょっと行政が連携をして，農協が動かなければね，もうちょっと積極的に農協が中心的な指導になってね，現場をやってほしいということで。商工ではね，町の商工会と行政というのは非常に私もいろんなこう見てきて，プレミアム商品券だとか取組はよくやってんだけど，農協と行政がいろんなタイアップしてやってるっつうのはね，あまり目立ってないんですね。

群馬県の甘楽富岡なんか行ってみると，やっぱり小さな傾斜地でも全て作ってあるんですね。あれ，こんなところまで機械入るのかなというところまで。ところが阿見に来てみるとね，本当に広い真っ平なところが草だらけなんですよ。この差は何かというとね，やっぱり農協がきちっと力を入れて特産物のスイカ，白菜だったときのように，もう少し営農活動に力を入れてやっていけば，500ヘクタールの耕作放棄地をね，宝の山に変えるということは十分可能なんですけども，その辺で，農協との行政の連携というか，その辺をちょっと具体的にあれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

農協とどういうことをやっているかというのを，まず１つ事例を挙げますと，転作の事業については農協の支援がないとなかなか難しいということがございます。また，ソバの産地化につきましても生産部会を農協でつくっていただいて，そちらで70ヘクタールの玄ソバを仕入れていただいて，それを販売先の交渉も農協がやっていただいてるということで，初期段階，最

初の小さな人たちがやることについて，なかなかその販路がないということについては，農協のほうもなかなか協力というのは難しいですけれども，ある程度産地としてまとまっていって，売り先がきちんとできるようであれば，大変農協さんのほうのお力というのは発揮できると思います。

耕作放棄地の解消の中でソバだけではどうしても難しいので，加工用のジャガイモですね，これをカルビーさんのほうに納めています。８月から10月，11月ぐらいまでしかソバはできませんので，それだけではとても農業者所得向上は難しいし，これを推進しても残りの時期については管理が難しいことになりますから，そこをどういうふうにするかというと，もう１作何か進めていかなくちゃいけないと。機械化でやっていくためには，先ほどお話ししましたジャガイモというものが輪作体系でも合ってるというのは，これが東京農大の先生もしくは茨大の先生たちとの連携の中でそういった進められて行っております。

そういった意味で加工用の馬鈴薯についても，農協さんが間に入ってくれていますので，いろんなところで農協さん力はお借りしているということで回答させていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　今，部長の答弁で安心をいたしました。

それでは，３番目の都市と農村の交流事業について質問いたします。

コロナ禍で地方に対する関心が非常に高まりました。３密―密閉・密集・密接の警告は，都市集中への警告でもあります。農業，農村の在り方，生き方，働き方，生活様式を見直す契機だと思います。農業だけなんですね，コロナ禍で全然変わらないっていうか，自然の中で収穫をして販売をしてというのは。打撃は受けてますけども，農村は，この３密がないということでコロナに強い，そういう地域だということは分かりました。

オンラインによる仕事の変化は急速に進んでいます。東京に60キロ圏内でこれほどね，自然が残されている町は，私が知っている中で阿見町が最高じゃないかなというふうに思ってます。今まで交流事業で，交流人口を積み重ねてきたわけですけども，その交流人口を，この機会に阿見町に定住してもらうというような，定住人口に変えていく。それが大きな，今コロナ禍でチャンスと捉えることが，私は必要だと思います。

昨日，紙井議員の質問で，空き家バンクの活用を含めて，今までの交流経験を活かして具体的にどんな手だてを，この交流事業で町のほうが考えているか，お聞きしたいと思います。

グリーンツーリズムの達成率が，昨日の答弁で65％ということで，達成率が低いということであれば，私はね，これを実践することが，100％まではいかなくてもね，かなり押し上げていくんじゃないかなというふうに思います。現在のグリーンツーリズムは，たまに旅行気分で

来るんじゃなくて，そういう非日常じゃなくて，日常的にこの農村で，この田舎で暮らして，そこで採れた野菜を食して余裕ある生活をしていくと。で，仕事はオンラインでやると，これは理想な形ですよね。

だから，そういうことを捉えたときに，ぜひ65％を100％に達成，引き上げるために，町長のまたお考えをお聞きいたします。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　グリーンツーリズムについてはですね，昨日も発言させていただきましたけれども，コロナ禍で順調にいっていると思ったんですけれども，なかなかうまくいってないと。これはその中でもですね，今，東京農大の学生さんが農家のほうへ来ていただいて，単位を取って帰っているというような状況であります。そういった農家が存在しているということは私，大変重要なことだというふうに思っています。これは君原地区の農家でありますけれども。

こういったことで吉原地区，また実穀地区，また上本郷地区，こういったところでですね，こういった農家の受皿をつくっていくということも大事なことかなというふうに思っています。また今，多面的農家というような形でですね，農業・農村を守っていくというようなことを試行されておりますけれども，現場に行くとですね，やっぱりその農村の在り方，農業の在り方，思い知らされますし，そんな中では教育だとか，郷土芸能だとか，食育だとか，いろんなことがそこに含まれています。

ですから，やっぱりこれは，農村・農業は堅持していかなくちゃいけないというふうに思っています。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございます。きっと千葉町長が在任中にね，阿見は非常に注目される町に，こういう面でなっていくんじゃないかなというのは，私も小学館のＢＥ－ＰＡＬと１年間，奇跡のリンゴの木村秋則さんと活動しました経験があったけど，東京の人が来てね，あそこにいるだけでもう時間をたつのはもう忘れるほど，いるだけでいいんだというような感想を聞いたときに，地元の人たちはこれが当たり前で何の変哲もない風景なんだけど，東京からすればね，非常にゆったりとした時間の流れでいいなという感じなんで，ぜひこれを進めていっていただきたいということをお願いして，４番目に行きたいと思います。

農業ヘルパーのやつですね。販売農家が507戸なんですけども，そのうち専業農家は何戸あるでしょうか。販売農家の中で，家庭菜園的なものもあるでしょうけども，専業農家といわれる戸数は何戸ぐらいありますか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

茨城農林水産統計年報によりますと，販売農家が507形態のうち専業農家は159戸となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございます。その159の農家がヘルパーを必要としたときにね，先ほどの答弁の中でも農業に関心を持つ町民に対し雇用機会を提供する制度を町のホームページでお知らせしているということだったんですけども，そのほかにですね，情報を提供して周知をしていると，マッチングさせるということで周知をしている，その手だてはどういう手だてがあるか，ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

まず，町のほうでは認定農業者連絡会，また新規就農者のサンクラブというのがございますので，こちらの総会もしくは集まりのときに，町のこういった補助については御説明をさせていただいております。

また，町の農業者のある程度，台帳を作るために推進員さんという方を農業振興課のほうでお願いしている，普及員さんのＯＢとか，農協のＯＢさんの方がいるんですけども，その方が各農家を回ったときにですね，こういう補助なり支援がありますよということを周知していただいておりますので，ホームページだけではなく，そういったこともやっているということで回答させていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございます。登録者がね，これ活用した登録者が21名ですね，ヘルパーに登録してある人がね。雇用農業者が９名。これは，雇うほうもですね，雇われるほうも基幹産業としての位置づけからすれば，実績としてはね，非常に少ない実績だと思うんですね。高齢化が進む中で，20キロのコンテナを持ち運ぶのは，私なんかもだんだん大変になってきてるわけですけども，ヘルパーさんの必要はますます高まってきているんで，ぜひですね，もっと周知をして，登録者を増やしていただきたいということをここでお願いしておきます。

５番目の，家族農業と農業法人化のことなんですけども，国連は国際家族農業年を延長して，2028年まで10年間の延長を決議したんですね。これ私もね，持続可能な開発目標，昨日も出ていましたけどもＳＤＧｓですね，17項目の革新の中で家族農業がその大きな役割を果たすと。小規模な家族農業を国連が支援するという画期的な取組をしたわけです。

世界の農場数の90％，食物の80％，耕地の70から80％を耕作しているのが，家族農業です。今後も法人化も含め多様な形態が必要ですが，町としてですね，こういう家族農業10年という，コロナ禍で深まる食と農の危機を乗り越えるために，メガファームではもう生き残れないというのがね，今回こういう本も出てるぐらい家族農業というのが大事にされてるんですけども，その辺の，これからのね，中心は家族農業だと思うんですけども，法人化される若い人たちが増えてきてもいいし，そういう多様化としてね，これから町がバックアップしていってほしいと，これも要望をしておきます。

あと３分なんで。最後の６番目の農産物を使った阿見町を代表するような商品開発目標なんですけども，ソバ，レンコン，南高梅，お米，これみんな製品化してるんですね。非常にね，私もすばらしいと思っています。私は，商品開発というのはね，そういってもね，もうヒットするのは本当にね，数多くの中でいくつもないんですよね。簡単でないということは承知をしてるわけですけども，その中での１つのこれも提案です。

サツマイモを素材にしたスイーツなんですけども，スイートポテト。これは当たり前な，一般的なスイートポテトなんですけども，ただのスイーツポテトではなくギネスブックに載るくらいのね，大きなスイートポテトを阿見町で作って販売してもらうと。龍ケ崎にはコロッケだっていう１つの代表的なものもありますけども，阿見っつったらね，ビッグなスイートポテトというところで，ギネスブックに載ったんだってよというくらいなでかいね，やつを作ったらどうですかということなんですけども，感想だけお願いします。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えします。

御提案，ありがとうございます。スイートポテトにつきましては，皆さん記憶に残っているかどうか，60周年記念のときに東京農大と一緒に作りました。これは６次産業化の１つとしてやってることなんですけども，実は６次産業化というのは一次の生産者が加工，そして販売までやっていこうということなんですよ。これなかなか難しい話です。

それで，そのスイートポテトにつきましては，地元の洋菓子屋さんにお願いしてやったんですけども，そのときにやっぱり言われたのは，やっぱり安定したいいサツマイモを納品していただきたいということと，一次加工していただきたいということなんですね。

ですから，地元の洋菓子さん，そういったところで商品化していくためには，いいサツマイモを作る，そしていろんな，あのときも３食作ったと思うんですけども，そういうものと１つとして，あとは一次加工できる。そういったところをやらないと，なかなか商品化から販売，そしていくら大きなあれを作っても，そのときだけで終わってしまうんじゃないかなと思いますので，そういうことも含めて研究していきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　飯野君，あと１分ないですから。

はい，飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　もう阿見町をね，日本だけじゃなくてね，ギネスブックに乗れば世界に冠たる阿見町ということになるんで，ぜひともね，ちょっと目立つ製品を作っていただいて，阿見町をね，盛り上げたいというふうに思っていますので，よろしくお願いします。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（久保谷充君）　これで，８番飯野良治君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午後０時００分休憩

午後１時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

10番永井義一君の一般質問を行います。

10番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔１０番永井義一君登壇〕

○１０番（永井義一君）　どうも皆さん，こんにちは。日本共産党の永井義一です。

私は，前回の９月議会でもコロナ関連の質問をいたしましたが，今回も引き続きコロナ関連の質問させていただきます。

まず，最初にＰＣＲの社会的検査の実施について，質問いたします。

新型コロナウイルスの感染者は，12月３日の昨日現在，県内で1,692人となり，阿見町でも47人が確認され，感染拡大が止まりません。前回，私が９月議会で話したときには県内で588人，阿見町では８人だったわけですが，この３か月の間に県では2.88倍，この阿見町では5.87倍に増加しています。また，家庭内での感染も広がっており，子供や高齢者への感染も広がっています。

前回の定例会で質問した稲敷医師会でも，ドライブスルー方式による検査体制が確立され，県内16か所での検査センターが設置されました。しかし，感染症対策としては，症状が出ている人に対しての検査であって，無症状者に対する社会的検査は実施されていません。第３波と言われるように，全国的に広がっている新型コロナウイルス。これにブレーキをかけるためには，積極的な面の検査が必要になっています。

ちょっとここで，また表をちょっと作ったんでお見せしますが，これがですね，上のほうが全国の推移ですね。最初のこの辺りから４月から５月にかけてが第１波と。その後，中ぐらい

で，この辺りで７月から８月にかけて第２波が来て，現在はこのとおりぐっと上がってて11月からの第３波ということで，これが，いつ終息するかまだ見えてないというような状況に今あるかと思います。

厚生労働省は11月の16日に，医療機関・高齢者施設等の検査について，また19日には高齢者施設への重点的な検査の徹底についてが出されています。その中で，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには，医療機関・高齢者施設等の入院・入所者は，重症化リスクが高いことから，施設内感染対策の強化が重要となる。また，高齢者施設の入所者・介護従事者に対する検査の徹底を都道府県に要請をしております。

土浦市では，11月の16日から無症状者の方で，本人の希望により新型コロナウイルス感染症に関する検査費用の一部助成が始まりました。また，この阿見町でも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使ってのＰＣＲ検査助成事業が，今定例会の中で補正予算として出されております。

以前にもお話しさせていただきましたが，アメリカのニューヨーク州では，感染の有無を確認するＰＣＲ検査を飛躍的に増加させ，感染動向を正確に把握し，それを基礎に経済政策を決定していくと，そういった取組を行い感染者を抑えております。またこれも，これですね。これはニューヨークの状況で，こんだけ感染者数，陽性者が高かったんですけども，このように検査数を増やしたことによってぐっと下がってきているというのが実態としてあります。

ちなみにそれで，これは日本のやつですね。日本もまだまだ検査数が今こちらですから，２万5,000をちょっと超えたところですね。で，陽性者がこうやってぐっと上って増えている実態があります。先ほどのニューヨークのほうでは，これ検査数がもうニューヨークで７万という数字になっております。ですから，これを見ただけでも，やっぱり日本の遅れが分かるかと思います。

日本共産党としましても，11月の12日に感染拡大の第３波到来を直視し，検査・保護・追跡の抜本的強化をと題した提言を発表しました。その中では，感染拡大を抑止するにはクラスター対策，点と線での対策にとどまらず，感染急増地――ホットスポットですね，となるリスクのあるところに対して，無症状者の感染者を把握・保護するための面の検査が必要であると。

また，医療機関や介護福祉施設・保育園・幼稚園・学校・学童クラブなど，クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等に定期的な社会的検査を行い，感染拡大を事前に防いでいくことが求められていると言っております。

また，政府に対しても，検査費の地方負担問題を全額国庫負担による検査の仕組みをつくるなど，速やかに解消する必要があると。自治体がお金がないから検査ができないという実態を速やかになくし，現場任せでなく政府が自ら先頭に立って，面の検査・社会的検査を推進する

ことを強く求めています。

もう１つ，感染拡大を防止するためには，無症状者の保護と追跡，これも必要です。感染者が確認されれば，陽性者の濃厚接触者を見つけ出すことが必要です。しかし，今の保健所の体制では到底無理で，政府の対策本部では，保健所を応援する人材として確保されている数は600人に満たない状況で，とても足りません。国の責任でここでの強化を図ることも必要になっています。

今，第１波，第２波と比べて，重症化率が増えています。今回の第３波は幅広い世代での感染が見られ，高齢者の感染も多い状態が続いています。また，冬期での感染拡大で，重症化率や死亡率の上昇も考えられます。

世田谷区では，特養ホームで働く無症状者の職員に検査を行ったところ，61人のうち10人が陽性だったという報告もあり，感染が広がらないうちに状況を把握できて，施設内にクラスターの発生を抑えることができたと，施設長は言っています。また，千代田区でも，高齢者施設のクラスター発生予防が緊急最優先として，施設の新規入居者や職員を対象とするＰＣＲ検査に踏み出しました。神戸市では，特別養護老人ホームや介護付有料老人ホームなどの職員を対象に，全額公費負担で３か月から４か月に１度，定期的にＰＣＲ検査を実施しています。

前回の定例会でも取り上げましたが，感染症対策として，病院・高齢者施設・介護施設・学校・保育所などで働く教員・職員への社会的検査が必要となっています。そこでお伺いしますが，町としてこれらの施設で新型コロナウイルスが発生した場合どのような対応を取るのですか。また，それはそれぞれのところで周知徹底されていますか。

最後にこれらの施設での，町独自の検査体制をとることを求めます。安心安全なまちづくりを目指すのであれば，このことは必要かと考えます。町としての考えを伺います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　永井議員の，ＰＣＲの社会的検査の実施についての質問にお答えいたします。

落合議員の一般質問における答弁のとおり，町でも新たなＰＣＲ検査の拡充として一定の高齢者や基礎疾患のある方で無症状の方に対する検査助成事業を実施する予定です。これにより，一部の重症化が懸念される対象者についての検査は実施が可能となります。

医療機関の感染症対策については，厚生労働省や医師会からガイドラインが示されており，各医療機関において対策が行われております。さらに厚生労働省ではクラスター対策班を設置

し，感染の拡大防止のための対策について専門家による助言等の支援を行っています。

高齢者施設，介護施設，保育所等の社会福祉施設の感染症対策については県が指針を提示し，指導監督を行っており，保健所が調査を実施しております。そのため，各施設において感染対策のためのマニュアルを作成し，対応を行っているところです。

実際に町内医療機関や社会福祉施設で感染者が発生した際には，竜ケ崎保健所が施設内での濃厚接触者の調査を行い，必要な対象者に検査を実施し，対応を行っております。町は，これらの役割を担っておりませんが，県から依頼があった場合には，積極的に協力してまいります。

また，現在土浦市における福祉施設での感染では，市内全介護・障害者施設のＰＣＲ検査が行われており，町の施設においても同様の状況になった場合には，やはり同様に対応されるものと考えております。

学校施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応と，その周知徹底につきましては，教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　学校施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応とその周知徹底についてであります。

町立小中学校で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合，医療機関と同様に保健所の指導を受け，県から示されている学校再開ガイドラインに沿って対応することを町立小中学校で周知徹底しております。

町立小中学校での町独自の検査体制につきましては，現在のところ予定はしておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　それでは，ちょっと再質問させていただきたいんですけども，ちょっと初めにですね，教育委員会のほうにお尋ねしたいんですけども，先日町内の中学校で感染者が発生したということで，クラスの生徒と先生方ですか，四十数名がＰＣＲ検査を行ったと伺っておるんですけども，幸いね，陽性者は出なかったわけなんですけども，そこの費用というのはどこが負担したんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

茨城県のほうに確認しましたところですね，国が２分の１，県が２分の１の負担ということになっているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　じゃあ国と県と折半で，町からの持ち出しはなかったということなんですけども，今回のこの検査，俗に言う行政検査というやつだと思うんですよね。やっぱり行政検査ということで，感染者が出たら検査をするというような状況だと思うんですけども。

先日，日本共産党の茨城県の地方議員団としまして，ＰＣＲ検査の実施について厚生労働省に交渉に行ってきたんですけども，その中で厚労省の職員がですね，基本的には皆様方と考えは同じですという答弁を厚労省の職員がしているんですけれども。その中で感染拡大防止の観点から検査体制の整備を実施しているということを言っているわけなんですけども，国が考えている検査ですね，これはクラスターですとか感染症が出てからの検査，先ほどの話じゃないですけども行政検査というような形で答弁があったんですよ。

残念ながらね，そういった形での答弁だったんですけども，国と県が先ほどの答弁じゃないですけども，折半で今回の中学校のような形でね，検査をするわけになっているんですけども，町としてもですね，国・県に対して全額国庫負担で検査実施をということで，ぜひとも要請をお願いしたいと思います。

それで，改めて回答の中からちょっと質問させていただきたいんですけども，この回答の中の文書でですね，県からの依頼があった場合には積極的に協力してまいりますということで書かれているんですけども，この県からの依頼という文言ですね，具体的にはどのようなことを指すのですか，ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

通常，感染者が発生した場合の対応については，原則これは保健所が行うことになっております。しかしながら，現在感染拡大が発生しておりまして，保健所の負担がかなり大きくなっております。既に管内市町村への保健師派遣の依頼が来ておりまして，本町においても９月28日から10月９日までの２週間，保健師１名を竜ケ崎保健所のほうに派遣しておるところでございます。

また先般，先ほど御質問がありました学校でのＰＣＲ検査のほうですけれども，その検体の採取，検体を預かるという作業と，それを保健所までの送致作業というものについては，町のほうの保健師が担っております。県のほうから，保健所のほうから，そういった応援要請があれば，町のほうでも随時対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　実際，先ほども私のほうで最初の冒頭に話した中で，やっぱり保健所の体制というのが非常に脆弱になっているというんですかね。この間，国の政策として保健所の人員を減らすっていうようなことがずっとやられてきた中で，こういったコロナ禍になってしまって，そういった保健所がかなり厳しくなっていると。今部長のほうの話の中で，やはりその９月28日から10月９日までですか，保健所に保健師を１名配置されたとか，町でも大変な状況の中でね，保健所にも配置をしなきゃならないってことで，かなり大変な形になっているかと思います。

阿見町はね，今回竜ケ崎の保健所ということでなりましたけども，竜ケ崎管内というか，この県南地域でかなり感染者数が出てて，８市町村ほとんどが県南地域だという実態もありますので，ぜひともこの辺は，県からのそういった要請があった場合には，できる限りのことはやっていただきたいと思います。

もう１つですね，回答の中であるんですけども，各施設においての感染対策のマニュアルを作成し対応を今行っているということなんですけども，ちょっと私，土浦のほうの保育園でですね，こういった文章があるんですけども，保育園とか認定こども園，また地域型保育事業所を利用する保護者の皆様へということで，土浦市長の安藤さんの名前で，新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願いというの，こういうのを土浦のほうでは出されているということなんですけども。

先ほど回答の中でもね，周知徹底されているという話がありましたけれども，具体的にはどのような形で，こういった文章なのか，また最近はメールなのかと，いろいろあるかと思うんですけども，どのような形で保護者の人たち，または関係者の人たちへそういうのを徹底しているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

こちら最近のほうですけども，幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の発生時の対応という形で，こういう形の文書を発送しております。また，保護者がＰＣＲ検査をやるようになったときについては，当該保育児童についても登園を自粛してほしいという要請を，こちらはメールのほうで配信しております。そういう形で，感染拡大というかＰＣＲ検査等を受けた場合については，保護者のほうがやる場合については，児童のほうも登園をしないという要請という形の徹底というものを現在お願いしているところでございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今，登園の自粛の要請というんですか，そういうのやられてるという話なんですけども，ちょっと今，お伺いしたいんですけども，期間はどのぐらいの自粛要請

をされてますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　一応自粛期間につきましては，ＰＣＲ検査をやると分かった日から，陰性という判断が出る日までという形でお願いしているところです。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　その期間というのは，大体何日ぐらいで結果が分かりますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　今，検査機関が検査した日から大体２日程度で判断出ますので，ＰＣＲ検査の場合は２日程度，抗原検査の場合については，大体その日のうちに判断出ますので，翌日からは登園できる形になっております。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　今の質問，同じような形で学校関係ではどのようにされていますか。
○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。
○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。
　新型コロナウイルス感染症に関しまして，町のほうから学校を通してガイドラインを発出しております。その他に学校関係職員に関しても，新型コロナウイルスのＰＣＲ検査関係マニュアルということで，検査を受けることが判明した場合，それからＰＣＲ検査で陰性と判定された場合，それから陽性と判定された場合ということで，それぞれにマニュアルを作って学校関係職員には周知しておるところであります。
　それからですね，本日付で全小中学校の保護者の皆様方に，新型コロナウイルス感染症関連のお知らせということで，ＰＣＲ検査を受けた場合の学校への情報提供等についてという文書を発出しております。
　要するに学校へ連絡をいただく場合，それと児童生徒の出席停止期間となる場合ということで，学校内感染はほとんどありません。ほとんどが家庭内感染ということで，昨日文科省からも学校の新しい生活様式という冊子がメールで来ました。それも踏まえても，家庭内での感染を防ぐためにも，学校へ連絡いただく場合と出席停止期間となる場合を明記しまして，とにかく早急に御連絡をいただくということで，徹底を図っていきたいというふうに考えております。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　保育所とかも学校ともね，大体同じような形で，特に学校なんかで

は，実際のところね，この間小学校とか中学校で出てもなかなか周りでは幸いに出なかった。やっぱりその子供のかかるよりは，家庭内の感染が多いんじゃないかなと私も思うんですけども。

そういった家庭内の問題がね，やっぱりある程度子供よりも，子供の発症率ってのは少ないってのは，子供同士からのうつる率が少ないってのはね，ちょっと今日，新聞にもちょっと書かれていましたけども。やはり家庭内とか，大人の中での接触というんですかね，そういうのが多くなってくるんじゃないかと思うんですけども。それで今，学校のほうのことは分かりました。

あと今回の補正の中で65歳以上の高齢者と基礎疾患のある方ですか，この方に対してＰＣＲ検査が実施されるということが補正の中で出されているわけなんですけども，今回の私の質問の中でですね，施設等で働く職員への検査というのはですね，それを一番のメインとして求めているわけなんですけども，ちょっとこの回答書を見た限りでは，そういったところがちょっと書かれてないかなと思うんですけども，町としてのこの対応をお願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応高齢者施設で働いている人，入所者も含めてなんですけども，国のほうから先ほど永井議員の質問の，今日の中にもありましたが，令和２年11月19日に高齢者施設等への重点的な検査の徹底という形の文書が発出されておりまして，その中で介護従事者や職員や，それから入所者のほうに熱があった場合については，必ず検査をすること。で，検査において陽性と判明した場合については，必ず全員をＰＣＲ検査をやることという規定がされております。

そういう形で高齢者施設については，かなり国のほうも重点的に行政検査を入れるような形で対応しているとともに，この地域において感染が蔓延しているという形で保健所が判断した場合については，そうした施設を重点的に，感染者がいなくても重点的に検査をすることという形での厚生労働省のほうも指導もございますので，そうした形においては，わざわざ町は，こういう症状が出てない方を対象という形で検査をしなくても，国のほうにおいて積極的にやっているというのが現状でございますので，今のところ町のほうがこうした社会的な検査をするということは予定しているというところではございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今ね，部長のほうの答弁の中で厚労省からの通達が，私のところにもあるわけなんですけども，今その中で熱がある方って今答弁の中であったかと思うんですけども，それはあれですかね，その個人がちょっと熱があるんでお医者さんに行って，それでそ

こで言われて，それから行政検査が始まるっていうような段取りになるわけですか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　一応こちら発熱者があった場合については，必ず県のほうに，保健所のほうに連絡するという形になって，そこから行政検査が入っていくという形になるかと思います。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　というと，発熱者があって県に連絡をすれば，そこから県のほうから保健所を通して，そこに行政検査が入るというような流れ……，じゃないのかな。ちょっともう１回説明お願いします。すいません。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　直接保健所のほうに通報という形になります。施設から。施設から保健所のほうに通報しまして，そこから保健所のほうが対応を決めるという形になっていくと思います。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　じゃあ，職員の人がちょっと熱あるんでって施設のほうに言って，その施設が保健所のほうに連絡を取って，保健所が検査をするっていうんですかね。それはあくまでも行政検査なわけで，先ほどの中学校と同じような感じで，国と県で折半にはなるんですか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　一応行政検査ですので，同じような形になるかと思います。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　分かりました。やっぱり熱が出てというのはやっぱり何かしらね。もちろんコロナじゃないときもあるでしょうけどもね。やっぱり何かしらそういった形でのあるということで，それをもしスルーしてしまうと，そこがもしかしたらクラスターになってしまうというのはね，非常に危険なところがあるかと思うんですけども。
　町内でもね，そういった高齢者施設とか介護施設，たくさんあるかと思うんですけども，そういった人たちの中で，やっぱりそこでクラスターにならないようにということで，日々頑張って新型コロナウイルスの感染症対策をやっているかと思うんですけども。私のね，今回の質問の中ではね，そこで働く職員さんたちとか，そういった人たちにぜひともＰＣＲ検査をやっていただきたいというのは１つの，今回の質問なんですけども。
　ちょっと１つ提案なんですけども，今回補正で出されている500人分のありますね，検査ね。

その中で本人負担が3,650円ということが自己負担になってて，あとは町の負担で。予算書なんか見ると，500人分の3,650円で182万5,000円の予算が計上されているわけなんですけども。そういった町内での介護施設とか，高齢者施設ですね，働く人もそうなんですけども，新たに入所する人に関して，年間では多分合わせても四，五十人ぐらいかなとは思うんですけども，そういった人たちに対して3,650円の自己負担ではなく，町として負担していただいて，入所者に対してＰＣＲ検査を受けるというようなことはちょっと思いつくんですけども，それについて町としてはどう思いますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

入所する人自体が町民であるんであれば……。町民とは限りませんので，今回の補助金を活用することは，１月から３月までについては可能だとは思います。ただそれを，自己負担も全て全額町というのは，ちょっと現在そういうことは想定しておりません。

また，もう１個情報として，施設的にどうしても自費で検査をしたい，やりたいという場合については，新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金，これ県のほうに出てる交付金になりますが，こちらを活用することも可能ですので，こういった補助金の活用というものについても，一応施設のほうには周知をしながら，そういうのもどうですかという形で案内はしたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今ね，県の交付金ということで，私もこれはちょっと知らなかったんですけども。その交付金というのは，要は，多分高齢者の方だとは思うんですけども，そういったところに入る方ですね，そういった方が申請すればいいのか，また施設のほうから県に申請して，その交付金をもらうのか。どういった形で交付されるんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい。この交付金を国のほうから県のほうに来て，県のほうが高齢者施設のために，例えば感染予防のために，これは使う交付金という形になります。この交付金を活用して実施検査を充ててもいいという形にはなっておりますので，施設のほうが県のほうに相談をして，それを交付金を充ててもいいかという形で相談をして，いいという形になれば，実施検査をして県のほうからお金をもらうという形にはなってくると思います。ただ，これは町のほうは通さないので，具体的にはちょっとよく分からないところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今回このコロナの関係でいろんな交付金が多分，こういったＰＣＲ検査だけじゃなくてもね，持続化給付金だとか何とか交付金だとかいろいろあってね，なかなか分かりづらいところもあるんですけども，今の話の中でも，多分施設のほうは分かっているかとは思うんですけども，実際入る方とか，そういうのは全然分からない部分もあると思うんでね，町としての何らかのお知らせをね，できればしていただきたいと思います。

とにかく今ね，今回の質問の中でもやはり，いかにＰＣＲ検査を増やすかというのがね，やはり焦眉の急で，やっぱり１つの町ではなかなかできないにしても，県・国に対してですね，町としてもぜひとも要請していただいて，国庫負担で全額検査ができるというような形になっていけばいいかと思いますので，それをひとつお願いしまして，１問目を終わります。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　それでは，２つ目の質問をいたします。

あみまるくんの利便性についてです。11月の８日に行われた阿見町議会での第４回議会報告会でも会場から質問がありましたように，高齢者の通院や買物への交通手段の話，これが出ました。これまでも何人かの議員も質問し，私も質問をしてきた，このデマンドタクシーあみまるくんの利便性の向上についてお伺いします。

以前，利便性の向上について，茨城大学での予約の状況と，これについて調査分析を行っていると伺いましたが，その結果どのようになったのか，まずお伺いします。

次に，その結果を受けて，町はどのような改善をしたのか，これも伺います。

また，最後に土日・祝日が休みで使い勝手が悪いという声をよく耳にしますけれども，改めて土日・祝日の運行についてもお伺いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　あみまるくんの利便性向上についての質問にお答えいたします。

調査・分析の結果についてですが，当該調査等は令和元年度茨城大学への委託研究に関する調査研究業務において教授と学生がデマンドタクシーに乗って，64名の利用者から聞き取り調査を実施したもので，平成30年度に実施したアンケート調査で予約が取りにくいとの回答に基づき，予約の取得状況を確認するため実施したものであります。

この結果では，約半数の方から予約が取れなかったとの回答がありました。そのうち６割の方は，電話がつながらなかったことを原因に挙げております。予約が取れた方でも，17％の方は電話がつながらない経験をしていました。これらのことから，電話をつながりやすくすることで，予約が取りにくい状況は軽減できると分析しております。

次に，結果を受けての改善についてですが，電話回線を２回線から３回線に増やすとともに，

予約の電話が集中する月曜日並びに金曜日のオペレーターを増員しております。そして，土日・祝日の運行についてですが，過去の一般質問においてもお答えしているとおり，現行の中での利便性の向上に取り組んでいるところであり，現時点では運行日等を拡大する予定はございません。

なお，これまでの一般質問における答弁のとおり，来年度から着手する地域公共交通計画の策定においての検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　前回，私が質問した中で茨城大学の話が出てきまして，この令和元年度茨城大学への委託研究に関する調査研究業務実績，これを今私も頂きました。これを見させていただいたんですけども，この中でですね，電話がつながらないことによる予約の取りづらさってのがあったわけですけども，その改善策としてね，電話回線の増設とかオペレーターの増員，これをやることによって一定程度取りづらさがなくなるんじゃないかと思うんですけども。

ただ，今回の私の質問の中の部分で，茨大の結果がどうなったのかって知りたいのが１つと，あとどうしても土日・祝日の運行に関して，ちょっとどうなのかと。これは議会だよりなんかずっと見ましても，結構何人かの議員の方が質問しているような形で見受けられるんですけども。今回の回答の中でね，現行の中で利便性の向上に取り組んでいるところであり，現時点では運行日等を拡大する予定はございませんと回答の中であるわけなんですけども。

１年前のね，12月議会でも私この問題を取り上げたわけなんですけども，そのときの答弁の中で，これは当時の担当の部長の答弁なんですけどね，土日の運行を希望する方は7.7％しかいなかったと言っています。ということでね，7.7％が多いのか少ないのか。多分部長の頭の中では，これしかいないよという感じで答弁したかと思うんですけども。

しかし，今高齢化が進む中，また免許証の返納，やはり返納する方が多くなってくる。その中で返納して，または配偶者の方が亡くなったとか，そういった形でですね，あみまるくんを使わざるを得なくなった人が，やっぱり本人は免許証を持ってなくて今までは旦那の車で動いてたんだけども，それができなくなってしまったとか，いろんな状況の方があるわけなんですけども。そういった方々が，やっぱり土日の動きをね，不便に思っていると。

回答の中では，圧倒的に医大に行くとかいうことがね，毎月の統計を頂いたんですけども，その中でも，毎月の統計で見てもね，医大に行くがトップになっているわけなんですけども。やはり，その中でその他ということもあって，いろんな形で，趣味とかそういった形で土日出かける方も多いかと思うんですけども。

そういった中で，今回の私の質問でも利便性を向上させるために土日・祝日の運行求めているわけなんで，この土日・祝日の運行に関してですね，その予算の面とか人員の面とか，何かこういった問題があるから，それがなかなか一歩踏み出さないんだということはありますか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えさせていただきます。

土日の運行が予定もないというのは，今議員のお話の中にありました30年度実施したアンケート調査が１つあります。その中で自由記載において土日の運行望む意見は，284名中22名，約８％であること。また，そのアンケートの中で土日移動手段として家族，知人の車，自転車，路線バス，徒歩，外出しない等，あみまるくんを利用しなくても不便を感じていない方が187名，約66％の確認ができました。

それともう１つ，利用者の移動先が総合病院やスーパーとなっていることから，乗る人口の費用対効果が見込まれないということで判断しまして，今のところ運行してないということになります。

乗り合いタクシーの市町村のほかを調べてみますと，29市町村のうち平日運行が21市町村，72％。平日・土曜日運行というのが７市町村，24％。毎日運行しているところが１％ということで，こちらについても約７割の市町村で平日運行ということなので，今のところはこの中で考えております。

ただ先ほど町長答弁にありましたように，来年度から策定します地域公共交通計画においてアンケート調査を予定していることから，問題点もしくは課題がもしあればですね，またこれを検討するというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今部長の話の中では，調査研究結果の中での話かと思うんですけども，実際じゃあ土日運行しないということは，アンケートの中でやっぱり需要が少ないとか，あとは他市町村，今29ですか，の市町村の中で，ほかのところはあまりやられてないからというのが町としての理由で，別に金銭面とか人員面とか，そういった形で引っかかっているからできないというわけじゃないんですか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい。財政面のことが全く関係ないということではないんですけども，今アンケートの調査等見てもですね，現在そういった要望については，まだ大丈夫かなということで考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　あくまでもそのアンケートを元にした状況だということで，うん。ただ，これからやはり，先ほど最初の質問じゃないんですけども，やっぱり高齢者というのは増えてくるんじゃないかと。その中で免許証返納に関しても，返納する方も大分増えてきているんじゃないかと。阿見町なんかでは，免許返納してもなかなか返納したメリットがないって変な言い方ですけども，そういったのが若干あるんじゃないかと思うんですけども。やはりこれからこういった需要っていうのは私は増えてくると思うんですよ。

ですから，今回残念ながらアンケートとかそういった声だけの結果で，そういったことだということでね，人的な面だとか，経済的な面……，もちろん経済的な面は少しはあるかとは思うんですけども，そういったのよりも，そういった需要の問題っていう話があるんですけども。答弁の中で出されている，この地域公共交通計画の策定において検討課題としていくと書かれています。他市町村がやってないからやらなくてもいいんだということではなくね，やっぱりそれに先駆けてやるということもやっぱり必要になってくるんじゃないかと思うんですよ。

ですから，この地域交通計画の策定中において，ぜひともじっくり検討いただいて，いい方向になるようにお願いいたしまして，私の質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　これで，10番永井義一君の質問を終わります。

次に，16番柴原成一君の一般質問を行います。

16番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔１６番柴原成一君登壇〕

○１６番（柴原成一君）　予科練平和記念館に展示してある零戦について質問いたします。

予科練平和記念館の来場者数は，今年の新型コロナウイルスの影響を受け，激減していると思います。開館から今までの来場者数はまず，どのように変化しているか。

２つ目，来場者を増やし平和について考えてもらうことは，予科練平和記念館にとってとっても重要でございます。零戦の模型を導入したことはいいと思いますが，もう一歩踏み込んだ来場者数増加が必要だと思うんですが，いかがでしょうか。

３つ目，限りなく本物に近づけるため，プロペラが回るとか，コックピットに入れるとか，パイロット用の服を準備するとか，考えて検討できませんでしょうか。

４つ目，零戦の機体が淡いクリーム色になっているのは，試験飛行のときに墜落したら見つけやすいようにと聞きました。ですから，実際の零戦の色に塗り替えたらいかがでしょうか。

以上，質問いたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　柴原議員の，予科練記念館に展示してある零戦についての質問にお答えいたします。

１点目の，開館から今までの来場者数はどのように変化についてであります。

予科練平和記念館は平成22年２月に開館し，これまで年間５万人以上の人に御来館をいただいておりましたが，新型コロナウイルス感染症の影響により，今年の３月６日から６月８日まで臨時休館を行ったことや，感染拡大防止の観点から事前予約制を取り入れ，入館者を制御したことなどにより，大きく減となっております。

令和元年度につきましては４万4,528人で，今年度は10月末現在で１万2,824人となっており，昨年同期と比較して，１万7,445人の減となっております。

２点目の，一歩踏み込んだ来場者増が必要だと思うがどうかについてであります。

予科練平和記念館としましても，開館５周年記念事業としまして零戦模型の製作・展示を図るとともに，これまで企画展や特別展の開催，教育普及事業としての講演会の開催や子供向けのイベント，さらには町観光協会と協力しマルシェ等の開催を図るなど，集客を図るべく努力しているところです。

今後につきましても，新型コロナウイルスの感染状況やそれに伴う対応を勘案しながら，来場者増を図るべく努力してまいります。

３点目の，零戦のプロペラが回るとか，コックピットに入れるとか，パイロット用の服を準備することについて検討できないか，についてであります。

零戦模型のプロペラを回すなどの改良を行うことは安全上の観点から考えておりません。コックピットへ乗せることにつきましても，安全上の観点から職員を配置させなければならないため，常時乗せることは考えておりませんが，入館者何万人達成といった記念すべき来館者に対しては，飛行服と併せて，コックピットに乗って記念撮影をするなど検討してまいります。

４点目の，零戦を実際の色に塗り替えたらどうかについてであります。

淡いクリーム色の零戦も実戦配備・運用をした実際の零戦の色であり，色を塗り替えることは考えておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　ありがとうございました。通告してからなんですが，ネットで予科練平和記念館及び零戦を検索しました。

零戦で分かったことは，世界に実存する飛べる飛行機が５基あるということが分かりました。2017年６月４日には，実物が竜ヶ崎飛行場で飛んだという動画もありました。いろいろ見てま

して，ネット見てまして，この質問取り下げたほうがいいと私は思ったんですが，取りあえず気がついたのを１つ言います。

ネットで予科練平和記念館を検索しますと，ヤフーのページが最初に出てきまして，その中で気になったのが，交通ですね，土浦駅東口から徒歩56分というのが一番最初に来たんです。え，何だよこれって思って，次のネットを調べたらちゃんと土浦駅ＪＲバス江戸崎方面からバスで15分，阿見停留所下車にて徒歩３分。もう１つが関鉄バス，阿見坂下徒歩３分と書いてあったんで安心したんですが，一番最初に出てきたのが徒歩56分というんで，この辺のところの是正だけして，この質問は終わります。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　続きまして，２点目の質問をいたします。

朝日中学校の生徒増加についてでございます。

１つ目，荒川本郷地区は若い人口が増えていると感じます。本郷小学校とあさひ小学校の生徒の増加はどのように推移していきますか。

２つ目，増加するとしたら，朝日中学校の教室は足りなくなりませんか。

３つ目，足りなくなったら実穀小学校が使えると思うのですが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君）　朝日中学校の生徒増加についての質問にお答えいたします。

１点目の，本郷小学校とあさひ小学校の児童の増加はどのように推移していきますかについてであります。

本年８月現在のゼロ歳から就学前までの出生者数から，令和８年度まで６年間の児童数を推計すると，本郷小学校では令和８年度が最も多く現在の390人から101人増の491人，あさひ小学校では令和５年度が最も多く現在の784人から７人増の791人が見込まれます。

２点目の，増加するとしたら朝日中学校の教室は足りなくなりませんかについてであります。

先ほどの本郷小学校とあさひ小学校で推計した児童が朝日中学校に就学する令和14年度まで12年間の生徒数を推計すると，令和11年度が最も多く現在の388人から239人増の627人の見込みとなります。教室数は通常学級で現在の11学級から７教室増の18教室となりますが，会議室，学習室を転用することで，現状では不足は生じない見込みです。

３点目の，足りなくなったら実穀小学校が使えると思うのですが，いかがでしょうか，についてであります。

荒川本郷地域は，新たな宅地開発等により転入者の増加が見込まれることから，実際の児童生徒数は先ほど申し上げました数字よりさらに増加することが予想されます。現時点では，御提案いただいた旧実穀小学校の活用は想定しておりませんが，令和３年度当初予算に朝日中学

校区児童生徒数将来推計業務の計上を予定しており，今後，朝日中学校区小学校の通学区域見直しや小中学校の増築等の検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　ありがとうございます。最後の最後で小中学校の増築等の検討を進めてまいりますという答弁でございます。

今，実穀小学校を公民館にするという動きがあります。ただ，お金がかかるという今日の川畑議員の財政関係の質問もありましたけれども，実施等改造費が結構かかります。でしたら，それをなしにして使えるものは使えることに使うべきだと私は思った次第です。

例えば，昨日の紙井議員の質問でも，産廃のリユースできるものの展示場所，置く場所がないとかって答弁がありましたけど，そういうのもいろんなことで実穀小学校，使えるんじゃないかと，そういうふうに思った次第です。

今，このコロナ禍で不要不急の時代ですので，これを１つヒントとして提案して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，16番柴原成一君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷充君）　次に日程第２，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案審査の都合により，12月５日から12月14日までを休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　２時００分散会

第　　5　　号

〔　12 月 15 日　〕

令和２年第４回阿見町議会定例会会議録（第５号）

令和２年１２月１５日（第５日）

○出席議員

１番	久保谷　　充　君
２番	落　合　　剛　君
３番	栗　田　敏　昌　君
４番	石　引　大　介　君
５番	高　野　好　央　君
６番	樋　口　達　哉　君
７番	栗　原　宜　行　君
８番	飯　野　良　治　君
９番	野　口　雅　弘　君
１０番	永　井　義　一　君
１１番	海　野　　隆　君
１２番	平　岡　　博　君
１３番	川　畑　秀　慈　君
１４番	難　波　千香子　君
１５番	紙　井　和　美　君
１６番	柴　原　成　一　君
１７番	久保谷　　実　君
１８番	吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　　長	千　葉　　繁　君
副　町　長	坪　田　匡　弘　君
教　育　長	湯　原　正　人　君
町長公室長	小　口　勝　美　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
収納課長	平岡正裕君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井厚君
国保年金課長	武井浩君
上下水道課長	井上稔君
学校教育課長	小林俊英君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和２年第４回阿見町議会定例会

議事日程第５号

令和２年１２月１５日　午前１０時２５分開議

日程第１	議案第９４号	阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について
	議案第９５号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第９６号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第９７号	阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第２	議案第９８号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）
	議案第９９号	令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
	議案第１００号	令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）
	議案第１０１号	令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
	議案第１０２号	令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第１０３号	令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第３	議案第１０４号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）
日程第４	請願第４号	身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願
日程第５	請願第５号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
日程第６	意見書案第５号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）
日程第７	議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について	

午前１０時２５分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第９４号　阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について

議案第９５号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第９６号　阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第９７号　阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷充君）　初めに，日程第１，議案第94号，阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について，議案第95号，阿見町介護保険条例の一部改正について，議案第96号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正について，議案第97号，阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について，以上４件を一括議題といたします。

本案４件については，去る12月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　それでは，命により，総務常任委員会に付託されました議案について，審査の経緯と結果について，会議規則第77条の規定に従い御報告申し上げます。

当委員会は，令和２年12月７日午前９時58分に開会し，午前10時20分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ21名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は５名でした。

議案第94号，阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，質疑なく，質疑を終了し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第94号，阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正に

ついては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　皆さん，おはようございます。

それでは，命により，民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和２年12月７日午後２時に開会し，午後３時57分まで慎重審議を行いました。出席委員は６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ19名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は５名でした。

まず初めに，議案第95号，阿見町介護保険条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，地方税の一部改正はいつ改正されたのか，また施行期日はいつなのかとの質疑があり，執行部からは，改正日は令和２年３月31日で，施行日は令和３年１月１日との答弁がありました。

また，他の市町村は６月議会くらいに上程されているが，阿見町は施行日が令和３年１月１日で，なぜ12月15日の最終日になったのか，他の市町村に比べて大分遅いのではないかとの質疑があり，執行部からは関係各課と調整した結果，今回の議会で改正することになりましたとの答弁がありました。

次に，今回第６条２項を新たに追加した理由について質疑があり，執行部からは，延滞金の割合で0.1％未満になった場合に０％にならないように0.1％の割合とするという規定を追加しましたと答弁がありました。また，今までにそういった事例はなかったのかとの質疑があり，執行部からは，今までは0.1％ということはなかったと思いますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第95号，阿見町介護保険条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第96号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，被保険者のうち給与所得者等の人数に応じた金額で人員をマイナス１掛ける10万とあるのは，仮に３人いた場合，マイナス１だから２人に10万円を掛けて20万，それに43万円を加えるということでよいのかとの質疑があり，執行部からは，御指摘のとおりですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第96号，阿見町国民健康保険税条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第97号，阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第97号，阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第94号から議案第97号までの４件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案４件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第94号から議案第97号までの４件は原案どおり可決することに決しました。

議案第９８号　　令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）

議案第９９号　　令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議案第１００号　令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第１０１号　令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第１０２号　令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）

議案第１０３号　令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第２，議案第98号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号），議案第99号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号），議案第100号，令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号），議案第101号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号），議案第102号，令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号），議案第103号，令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号），以上６件を一括議題といたします。

本案については，去る12月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を

求めます。

初めに，総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第98号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，プロモーション映像委託料について，プロモーション映像は予科練を中心に作る構想だという話だがシナリオは監督に一任するのか，町からも何か要請するのかとの質疑があり，町もいろいろな企画を考えており，予科練平和記念館の紹介や館長のインタビュー，土門拳氏が撮影した予科練の写真，古関裕而氏が作曲した「若鷲の歌」やそれらにまつわるものを取り上げて再現ドラマ風に紹介したいと考えていますとの答弁がありました。

次に，ＰＲムービーはどのくらいの時間のものを何本用意するのかとの質疑があり，約30分のビデオを10分程度の３本ぐらいに区切り編集を考えていますとの答弁がありました。

次に，牛久市・阿見町斎場組合負担金583万8,000円の減額について質疑があり，今年度予定していた個別施設計画の策定に起債が使えたので次年度に送りましたとの答弁がありました。

次に，消防費の団員報酬，福利厚生費，報償金の対象者数と所属年数について質疑があり，対象者は１名で勤続年数は９年ですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第98号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）うち総務常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第98号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，高齢者福祉事務費の内容について教えてくださいとの質疑があり，執行部からは，来年２月に開設するセントラル阿見に対する補助金になっています。当初70人で見ていましたが，ショートステイ10人分が補助対象になることということでその分を増額しましたとの答弁がありました。

次に，感染症予防事業の人数について質疑があり，執行部からは，人数は500人分で，１人１万6,500円分となっています。今回その半分の額を委託料として計上していますとの答弁が

ありました。また，本人負担はありますかとの質疑があり，執行部からは，１人分の自己負担額は3,650円になりますとの答弁がありました。

また，基礎疾患を有する妊婦の方がＰＣＲ検査を受けたいというときにはどのようになるのですかとの質疑があり，執行部からは，基礎疾患を持っていれば受けられますので妊婦さんでも受けられることができますが，妊婦の方は１回産婦人科のほうで受けていただけますので，１人１回ということのほうが望ましいかと感じていますとの答弁がありました。

次に，備品購入費1,545万円，中学校の電子黒板について詳しい内容を教えてくださいとの質疑があり，執行部からは，管理用備品の電子黒板を各中学校に合計で53台購入する予定ですとの答弁がありました。

また，電子黒板を使うに当たってWi-Fiや周辺機器が必要になってくるが，以前設置工事はまだ決まっていないとの答弁がありました。整備されていなければ今回設置したとしても電子黒板はただのモニターになってしまうがとの質疑がありました。執行部からは，本体，Wi-Fiドングル，可動式スタンド，それぞれの設置費用まで込み込みで考えていますとの答弁がありました。

また，小学校の整備はどのように考えているのかとの質疑があり，執行部からは，令和３年度以降の詳細な計画がまだ策定されていませんので補助金など財源を考えながらの整備になると思います。来年以降の３か年で確認したいと思いますとの答弁がありました。

次に，予科練平和記念館維持管理費1,194万6,000円の内訳と内容についての質疑があり，執行部からは，映像設備改修としてプロジェクター３台の交換，電話設備改修として事務室内の電話機，親機が２台，ＰＨＳ子機が４台の交換を計上していますとの答弁がありました。また，プロジェクターの交換は以前取り付けた業者に依頼をするのかとの質疑があり，執行部からは，映像と音響，一体的にシステムを組んで連動して動かすものなので設置した業者に依頼をしたいと考えていますとの答弁がありました。

次に，児童福祉費の時間外勤務手当の増額要因について質疑があり，執行部からは，新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業量の増加や，要保護児童の支援に関わる業務の増加，一時保護とか家庭保育における時間外での対応がありました。また，認定こども園の改築に伴う施設との協議や指導，新設保育所との協議や指導，また，国，県との調整等に時間を要したことが内容となっていますとの答弁がありました。

また，民間保育所等管理運営事業の国庫支出金等返還金348万9,000円についての質疑があり，執行部からは，民間保育所施設利用料等給付金の返還です。予算総額が大きいため当初予算においても予算を多めに見込む性格が強いため，令和元年度分を返還しますとの答弁がありました。

次に，指定文化財保護事業の土地購入費で，どこの土地を購入し，単価はいくらかとの質疑があり，執行部からは，塙741番地，地積185平米，単価は平米当たり970円となっています。購入目的は，令和２年３月31日に町指定史跡となった塙城跡の中にある国有地の購入ですとの答弁がありました。

また，埋蔵文化財保護事業の調査委託料で，当初予定の件数より増えた件数は何件かとの質疑があり，執行部からは，10月までで19回試掘調査をしています。これからの支払いのものが７件，予定として14件，当初の予定のほぼ倍の試掘を予定していますとの答弁がありました。

次に，図書館運営についての質疑があり，執行部からは，消耗品費の86万4,000円は小学校・中学校へ配付する読書記録帳LibReCoの金額となります。管理備品の112万2,000円は読書記録帳LibReCoの本体とプリンターの購入金額になりますとの答弁がありました。また，今回作成するという通帳は何冊かとの質疑があり，執行部からは小学生・中学生の生徒数プラス約１割増ぐらいの数を見込んでいますとの答弁がありました。

また，通帳に企業名を入れ宣伝料を頂く市町村もあり経費の節減につながっているが，それは可能なのかとの質疑があり，執行部からは，スポンサーを得て読書通帳に記録するなどはまだ整備されていませんが今後情報収集して検討していきたいと思いますとの答弁がありました。

そのほか質疑はなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第98号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）うち民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第99号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第99号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第100号，令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）について，御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第100号，令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第101号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について，御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第101号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）については，全

委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　改めて，こんにちは。

それでは報告します。緊張感を持って報告しますので。命により，産業建設常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和２年12月８日午前10時に開会し，午前10時44分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ10名，議会事務局より３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は４名でした。

まず初めに，議案第98号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）うち産業建設常任委員会所管事項について，質疑を許しましたところ，都市計画基本図等作成業務委託料の内容と効果について質疑があり，当該事業は新型コロナウイルス感染症対応における地方創生臨時交付金の採択を見込んで，都市計画課の窓口で販売している都市計画図の基本図データを数値化し都市計画図のオープン化を図るもので，これにより対象地の検索作業の簡素化に伴い窓口対応時間の短縮化につながるほか，町ホームページへの掲載により来庁者が減少することで密の回避が図れるなどの効果を期待していますとの答弁がありました。

次に，あみコミュニケーションセンター運営事業費の会計年度任用職員報酬の増額について質疑があり，当初年間の勤務日数を192日と見込んでいたが，雇用契約の変更等勤務状況を精査して，週４日勤務，年間52週の208日と変更したためですとの答弁がありました。

次に，道路橋梁維持補修事業の工事請負費の内容について質疑があり，維持補修工事は今年度の要望件数が例年と比べ約３割増となっていることと，前年度の台風災害による破損箇所が３月頃に発見され工事ができないまま積み残した工事，さらに今後の降雪対応を見込んだ増額を考えております。また，建築土木工事は，実穀・上長地区より要望があった実穀地内の町道6001号線での３か所のハンプ設置と，そのほかカーブミラーを設置するものですとの答弁がありました。

また，今回の補正額2,420万円で要望に対しどれぐらいの割合が達成できるのかとの質疑があり，要望にも，すぐにやらないといけないもの，少し様子を見せていただきたいもの，それから年次的な計画でやっていかないといけないものがある中で，すぐにやらなくてはいけないものについては全て応えていきたいと思っていますとの答弁がありました。

次に，平地林保全整備事業の委託料473万円の内容について質疑があり，身近なみどり整備

推進事業により県費10分の10で実施している事業で，荒廃した平地林や里山林の間伐などの森林整備を支援するものです。当初予算で５団地3.93ヘクタールの業務を発注しているが，県予算に余裕があるとのことから要望をいただいていた小池・島津・若栗の３団地を追加する予定ですとの答弁がありました。

次に，公園維持管理費236万円の増額について質疑があり，公園内の施設の補修工事が当初の想定より大分上回っており，今後の補修工事の見込みを考慮し増額するものです。シンワ地区・南平台・吉原・本郷の各公園の補修工事を予定しているほか，緊急補修工事に対応できるようにするためのものですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第98号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号）うち産業建設常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第102号，令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第102号，令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）は，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第103号，令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第103号，令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）は，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号から議案第103号までの６件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案６件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第98号から議案第103号までの６件は，原案どおり可決することに決しました。

議案第１０４号　財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第３，議案第104号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）を議題といたします。

本案については，去る12月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

ちょっと，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前１０時５９分休憩

午前１１時４０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第３，議案第104号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）を議題といたします。

本案については，去る12月１日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第104号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，変えてほしいという要望した人たちはどのくらいいるのかとの質疑があり，執行部からは，要望があったことは把握していますが人数までは把握していませんと答弁がありました。また，今後も要望があれば変えることができるのかとの質疑があり，執行部からは，今回でほぼ要望を満たせていると思いますので今のところ来年度以降は考えていませんとの答弁がありました。

また，民間であれば普通値下げ交渉するが交渉はしなかったのかとの質疑があり，執行部からは，そういった交渉はしていませんとの答弁がありました。

また，財政が厳しい中で，こういう小さい金額を積み重ねていくことが改善につながるのではないかとの質疑があり，執行部からは，今回男女共同化をしたのは，男の子の希望が水色と

か紫の希望があり，金具がハート型，中身もハート型のマークが入っていると二の足を踏むような子供がいたそうなので，金具を変えることによって男の子も選べるようにしたいということが主な経緯ですとの答弁がありました。

次に，メーカーのほうでそれだけ手を変えないとこちらの要望どおりにいかないのは複雑なラインになっているためなのかとの質疑があり，執行部からは，メーカーで作っている標準的なラインに，阿見町のオリジナル品でつくっている部品や糸など全部入替えで作成しているため複雑になっていると聞いていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第104号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第104号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第104号は原案どおり可決することに決しました。

請願第４号　　身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第４，請願第４号，身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願についてを議題といたします。

本案については，去る12月１日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，請願第４号，身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願について御報告申し上げます。

紹介議員の説明に対し，質疑を許しましたところ，質疑なし。討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，請願第４号，身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願については，全委員が賛成し，採択いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第４号についての委員長報告は，採択であります。

本案は，委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，請願第４号は委員長報告どおり採択することに決しました。

請願第５号　　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第５，請願第５号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本案については，去る12月１日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，請願第５号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について御報告申し上げます。

紹介議員の説明に対し，質疑を許しましたところ，請願は，教職員定数改善と国庫負担制度

の堅持，国庫負担に関しては２分の１に戻してもらおうという気持ちが多いと思うがどのように思っているのかとの質疑に対し，三位一体の改革のときに２分の１国が負担していたものを３分の１に下げました。日本の教育は今，世界的に見て少し遅れているような状況ですので，ある程度予算を措置しないと日本の教育が危ういと思っていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。請願第５号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については，全委員が賛成し，原案どおり採択いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第５号についての委員長報告は，採択であります。

本案は，委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，請願第５号は委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第５号　教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第６，意見書案第５号，教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

７番栗原宜行君，登壇願います。

〔７番栗原宜行君登壇〕

○７番（栗原宜行君）　それでは，朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第５号，教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和２年12月15日。

提出者，阿見町議会議員栗原宜行。

賛成者，同じく飯野良治，同じく紙井和美，同じく永井義一，同じく高野好央，同じく落合剛。

提案理由，別紙意見書のとおり。

意見書の提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，文部科学大臣。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

学校現場では解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。学校現場では，新学習指導要領への対応だけでなく，貧困，いじめ，不登校など，解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配措置だけではなく，抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については，小泉政権下の「三位一体改革」の中で，国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中，独自財源により定数措置が行われていますが，地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもたちの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１，計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。

２，教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和２年12月15日，茨城県阿見町議会。

提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，文部科学大臣。

以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第５号については，会議規則第39条第２項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第５号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。

よって，意見書案第５号は原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって，可決された意見書の配付をいたします。「案」の文字の削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷充君）　日程第７，議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から，閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長（久保谷充君）　これで，定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には終始熱心に審議を尽くされ，ここにその全てを議了し，滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに，この上とも御自愛，御健康を祈念いたします。

これをもちまして，令和２年第４回阿見町定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前１１時５８分閉会

―――――――――――――

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　久保谷　　充

署　名　員　　高　野　好　央

署　名　員　　樋　口　達　哉

参　考　資　料

令和２年第４回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第94号	阿見町税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正について
	議案第98号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号） 内　総務常任委員会所管事項
民生教育常任委員会	議案第95号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第96号	阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第97号	阿見町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
	議案第98号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号） 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第99号	令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
	議案第100号	令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第３号）
	議案第101号	令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
	議案第104号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入に係る変更契約）
	請願第４号	身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願
	請願第５号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
産業建設常任委員会	議案第98号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第７号） 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第102号	令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第103号	令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第３号）

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和２年９月～令和２年12月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	10月22日	第２委員会室	・第４回臨時会議事日程等について ・その他
	11月24日	第２委員会室	・第５回定例会会期日程等について ・第４回定例会会期日程等について ・その他
議会改革等調査研究特別委員会	10月13日	全員協議会室	・議会改革等調査研究についての検討要綱（案）について ・その他
	11月10日	全員協議会室	・今後の進め方について ・その他
阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会	10月29日	全員協議会室	・再編実施方針に基づき対応についての検証 ・その他
	11月24日	全員協議会室	・緊急中間提言の提出について ・その他
議会だより編集委員会	10月９日	全員協議会室	・議会だより第166号の発行について ・議会だより新様式について ・その他

議会だより編集委員会	10月23日	全員協議会室	・議会だより第166号の発行について ・議会だより新様式について ・その他
	11月17日	全員協議会室	・議会だよりのリニューアルについて ・その他
議会報告運営委員会	９月30日	全員協議会室	・議会報告会の係等について ・その他
	10月14日	全員協議会室	・常任委員会からの報告について ・決算特別委員会からの報告について ・その他
	10月27日	全員協議会室	・議会報告会について ・その他
	11月５日	全員協議会室	・議会報告会について ・その他
	11月８日	舟島ふれあいセンター	・第４回議会報告会
	11月18日	第２委員会室	・第４回議会報告会の総括について ・その他
議会ＩＣＴ推進委員会	11月12日	Ｗｅｂ会議	・タブレット端末の運用について ・その他
全員協議会	９月25日	全員協議会室	・立地適正化計画策定について ・その他

全員協議会	10月13日	全員協議会室	・阿見町議会改革等調査研究特別委員会について ・阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会について ・議会ＩＣＴ推進委員会について ・その他
	10月29日	議会議場	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・霞クリーンセンター屋上防水・外壁改修工事の変更契約について ・第２回阿見町プレミアム付商品券事業について ・竹来中学校外壁･屋上防水改修工事の変更について ・旧吉原小学校改修工事について ・その他
	11月５日	議会議場	・令和３年度３か年実施計画について ・令和３年度町行政施策及び予算要望における回答について ・立地適正化計画素案について ・空き家バンク制度について ・国体跡地浮桟橋の破損について ・その他
	11月24日	議会議場	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・令和２年度外部評価の結果と町の対応方針について ・原発事故に係る放射能対策に要した費

全員協議会	11月24日	議会議場	用の一部受領について ・阿見町公共下水道事業進捗状況について ・筑見地区における都市計画税の賦課について ・阿見町立学校管理規則の一部改正について ・阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入変更契約について ・町立学校再編計画について ・成人式について ・地区公民館の整備状況について ・国体跡地浮桟橋の破損について ・その他
	11月30日	議会議場	・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・令和２年１２月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定について ・その他

２．一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月　　日	事　　件	議決結果等	出 席 者
龍ケ崎地方衛生組合	10月21日	第４回全員協議会 ・情報公開条例の一部改正 ・令和元年度一般会計歳入歳出決算 ・一般会計補正予算 ・令和３年度分賦金について ・基幹的設備改良事業の進捗状況について		川畑秀慈 海野　隆
	10月30日	第２回定例会 ・情報公開条例の一部改正 ・令和元年度一般会計歳入歳出決算 ・一般会計補正予算 ・令和３年度分賦金について	 原案可決 原案認定 原案可決 原案可決	川畑秀慈 海野　隆
牛久市・阿見町斎場組合	11月９日	全員協議会 ・令和２年第２回組合議会定例会の議案説明について ・斎場運営状況報告・アンケート調査結果報告について 第２回定例会 ・専決処分の承認を求めることについて（牛久市・阿見町斎場組合職員の特殊勤務手当に関する条例） ・牛久市・阿見町斎場組合職員の給与に関する条例の一部を	 原案承認 原案可決	飯野良治 樋口達哉 石引大介

牛久市・阿見町斎場組合	11月９日	改正する条例について ・令和２年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第１号）について ・令和元年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	 原案可決 原案認定	
稲敷地方広域市町村圏事務組合	11月５日	第２回定例会 ・組合公有財産の取得について ・令和元年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について ・令和元年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について ・令和２年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第４号） ・令和３年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦金割合について ・専決処分の承認を求めることについて（令和２年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第３号））	 原案可決 原案認定 原案認定 原案可決 原案可決 原案承認	久保谷実 紙井和美 永井義一

請　願　文　書　表

令和２年第４回定例会

整理番号	受理年月日	件名および要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	議決結果
4	令和2年11月17日	１．件　　名 身体障害者自動車改造費助成の見直しを求める請願 ２．主　　旨 阿見町では，厚生労働省の障害者福祉地域生活支援事業実施要項の一つとして身体障害者自動車改造費助成事業が実施されています。 その趣旨は，身体障害者が社会参加のために自ら運転するための自動車改造の経済的負担を軽減し，障害者福祉の支援を図ることを目的として阿見町がその費用の一部を助成しておりますが，その対象等の見直しについて請願するものであります。 （請願事項） １　阿見町身体障害者自動車改造費助成事業実施要領第２条第２項の見直し。 ・助成事業の対象となる自動車は，障害者自らが社会参加のために所有し，及び運転する自動車とする。とあるが，「所有し及び」を削除する。 〔理由〕障害者自身が自動車改造費以外に自動車を所有するには経済的費用負担が過大になり，本来の助成事業の趣旨に沿っていない。又，障害者自らの社会参加を促進させるためにも見直しが必要と考えます。	茨城県稲敷郡阿見町吉原2029－1 飯野　寛	海野　隆	

整理番号	受理年月日	件名および要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	議決結果
5	令和2年11月18日	１．件　　名 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願 ２．主　　旨 学校現場では，解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。 学校現場では，新学習指導要領への対応だけでなく，貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。 義務教育費国庫負担制度については，小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中，独自財源による定数措置が行われていますが，地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 こうした観点から，2021年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう，地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。 （請願事項） １　計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，義務教育費国庫負担制度を堅持すること。	茨城県水戸市笠原町978－46　茨城教育会館２階　茨城県教職員組合　執行委員長　杉山　繁　他180名	柴原　成一	